

広島市実施計画(2020－2024)

第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略  
(2022年度改訂版)

2023 年 3 月

広 島 市



## 目 次

頁

### I 基本的な事項

|                                             |   |
|---------------------------------------------|---|
| 1 位置付け                                      | 1 |
| 2 計画期間                                      | 1 |
| 3 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)概算事業費並びにその財源内訳 | 1 |

### II 人口の将来展望

2

### III 基本目標と基本的方向

4

### IV 基本目標と施策

|      |   |
|------|---|
| 施策体系 | 8 |
|------|---|

#### 【基本目標1 世界に輝く平和のまち】

##### 第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現                 | 10 |
| 第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進                  | 11 |
| 第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献 | 13 |

#### 【基本目標2 国際的に開かれた活力あるまち】

##### 第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1節 都市機能の充実強化          | 14 |
| 第2節 産業の振興              | 20 |
| 第3節 観光の振興              | 24 |
| 第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進 | 27 |

##### 第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり | 29 |
| 第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実      | 33 |
| 第3節 広島広域都市圏の発展への貢献               | 38 |

#### 【基本目標3 文化が息づき豊かな人間性を育むまち】

##### 第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくり<br>の推進 | 39 |
| 第2節 文化・スポーツの振興                             | 43 |
| 第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化                   | 46 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり |    |
| 第1節 地域共生社会の実現                      | 48 |
| 第2節 保健・医療・福祉の充実                    | 50 |
| 第3節 未来を担う子どもの育成と教育                 | 56 |
| 第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり |    |
| 第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備              | 63 |
| 第2節 環境と調和した循環型社会の形成                | 70 |

|            |    |
|------------|----|
| 計画の推進に当たって | 74 |
|------------|----|

## 参考資料

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 重要業績評価指標（KPI）に関する説明資料 | 75 |
|-----------------------|----|

## I 基本的な事項

### 1 位置付け

広島市総合計画の実施計画として、本市が「国際平和文化都市」となるために必要となる事務事業の計画及び財政計画を定めるものとする。

また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく広島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略として、人口減少に歯止めを掛け、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための施策や事務事業を定めるものとする。

### 2 計画期間

広島市総合計画策定に関する規則第6条及び国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間を踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とする。

### 3 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)概算事業費及びその財源内訳

(単位：億円)

| 区 分  |        | 令和2年度～6年度<br>(2020年度～2024年度) |
|------|--------|------------------------------|
| 事業費  |        | 16,505                       |
| 財源内訳 | 国・県支出金 | 6,059                        |
|      | 市 債    | 3,026                        |
|      | そ の 他  | 4,349                        |
|      | 一般財源   | 3,071                        |

※ 全会計ベースである。

## Ⅱ 人口の将来展望

数値目標（基本目標 1～3 共通）

- ・ 合計特殊出生率の向上 1.65（2025 年）
- ・ 若い世代（15～29 歳）の東京圏・関西圏への転出超過数 0 人（移動均衡）（2025 年）

本計画に基づく施策を着実に推進していくことにより、「世界に誇れる『まち』広島」人口ビジョンで示した人口の将来展望の達成を目指す。

### 1 推計方法

#### (1) 自然増減

2030 年に「市民の希望出生率」1.81、2040 年に 2.07（人口置換水準）を達成する。（2040 年以降 2060 年まで同水準で推移すると仮定）

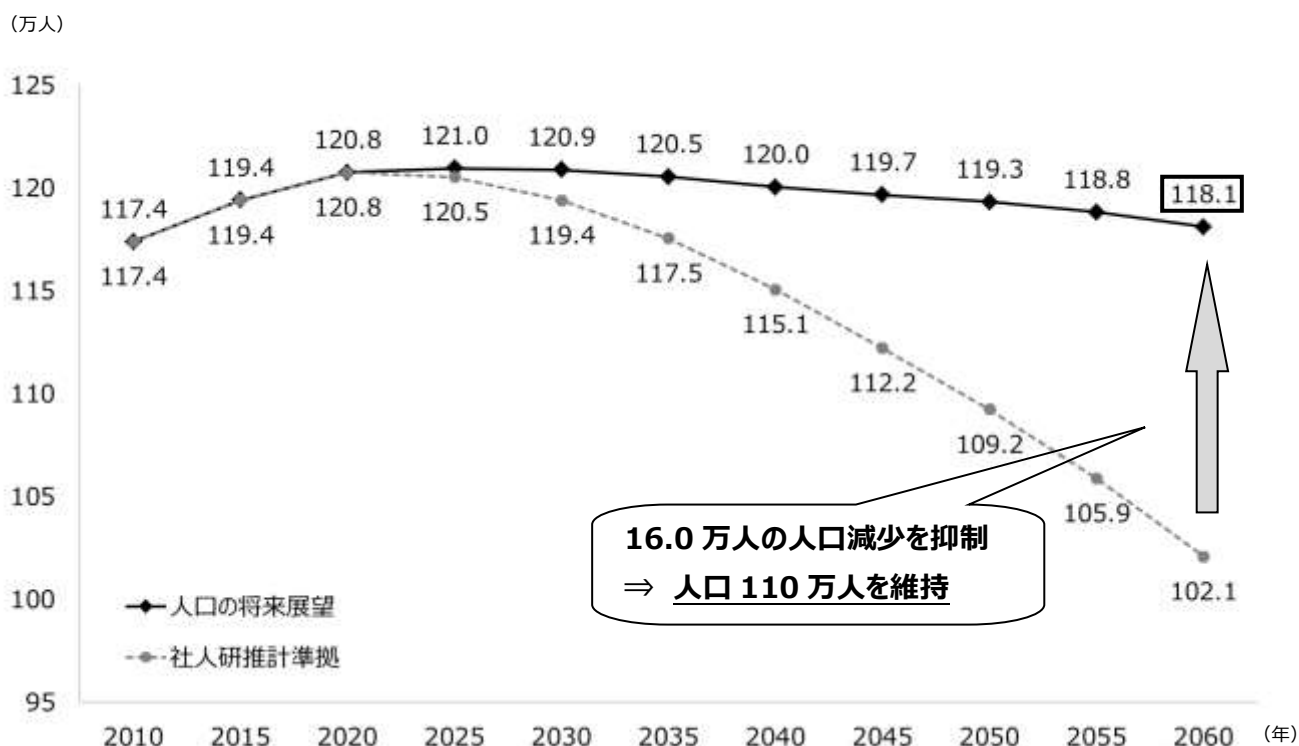
#### (2) 社会増減

若い世代（15～29 歳）の東京圏・関西圏への移動が 2025 年に均衡する。

### 2 将来展望の結果

2060 年には人口が 118.1 万人となり、人口減少は続くものの、「社人研推計準拠」による 2060 年の人口 102.1 万人に対して、**16.0 万人の減少が抑制され、人口 110 万人を維持**する。

〔図表Ⅰ 本市の総人口の将来展望〕



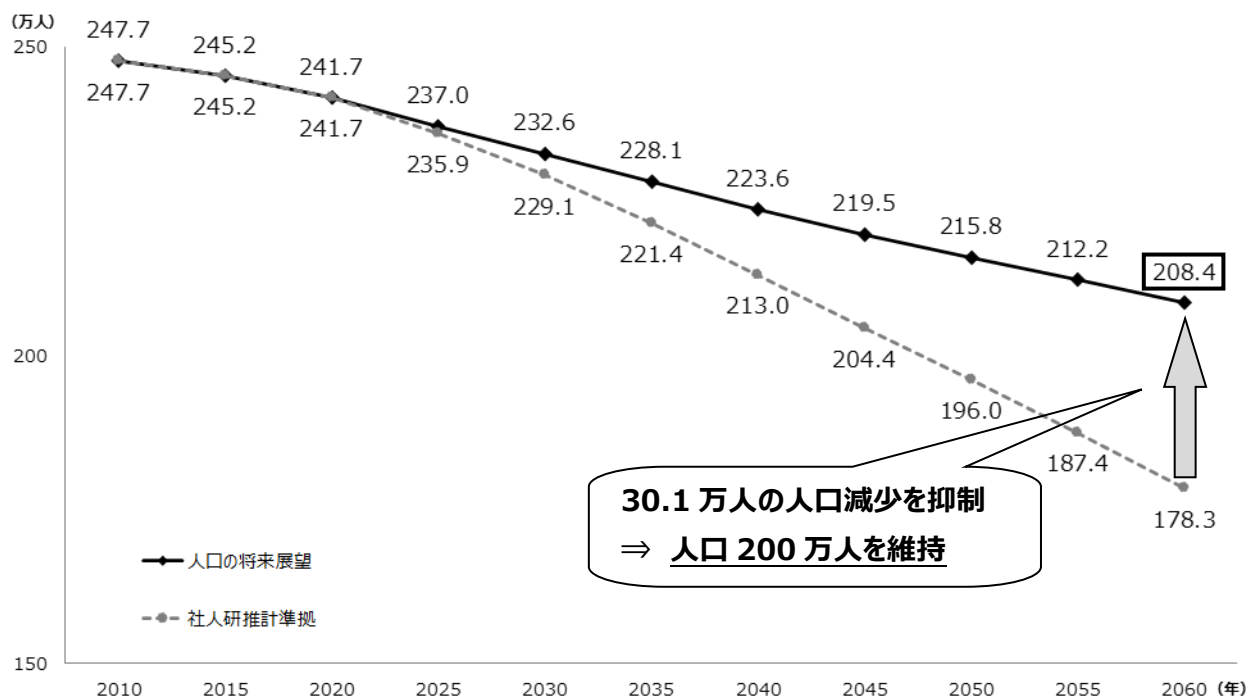
### 【参考】 広島広域都市圏の人口の将来展望

広島市の人口の将来展望を踏まえ、独自に広島広域都市圏の人口の将来展望を行った。

本市が、広島広域都市圏の発展をけん引していく中枢都市として、人口規模と経済力等を兼ね備えた「まち」であり続けるとともに、広島広域都市圏においても、地域の資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開し、**「出生率の向上」と「若い世代の人口の確保」（東京圏・関西圏への転出超過の抑制）**を実現した場合の「人口の将来展望」は次のとおりである。

- 2060年には人口が208.4万人となり、人口減少は続くものの、「社人研推計準拠」による2060年の人口178.3万人に対して、**30.1万人の減少が抑制され、人口200万人を維持**する。

〔図表Ⅱ 広島広域都市圏の人口の将来展望〕



出典：第2期広島広域都市圏発展ビジョン（2023年3月改訂）

### Ⅲ 基本目標と基本的方向

#### 《基本目標 1》 世界に輝く平和のまち

##### 1 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

- (1) 世界で最初に被爆し、廃墟から立ち直った都市として、世界の都市や多様な主体との連携を推進し、国際世論の醸成を図りながら、広島市がこれまで訴え続けてきた核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて取り組む。
- (2) 被爆から 70 年以上が経過し、被爆者の高齢化が更に進む中、各国為政者や世界中の人々の広島訪問を促すとともに、核兵器のない平和な世界を若い世代からも訴えていけるよう、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を進め、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」の共有の推進を図る。
- (3) 平和首長会議の加盟都市を始めとする世界の都市や市民社会、国連機関等と連携し、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、市民生活の安寧を脅かす諸問題の解決に向けた活動を推進する。

#### 《基本目標 2》 国際的に開かれた活力あるまち

##### 2 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

- (1) 中四国地方の中核都市として、持続的にその活力を維持・向上させるため、都心等における業務・商業機能の集積・強化や利便性の高い公共交通ネットワークの構築など、集約型都市構造への転換に向けた取組を進めることにより、都市機能の充実強化を図る。
- (2) 圏域経済の活性化に資する産業の集積・強化、広島市の経済の屋台骨である中小企業の活性化、農林水産業の振興を図るなど、産業の振興に取り組む。
- (3) 広島市の観光資源の魅力向上や、広島広域都市圏の市町と連携した広域周遊観光、インバウンドの推進を図るなど、観光の振興に取り組む。
- (4) 海外諸都市との交流の推進や市民レベルでの交流の促進、外国人訪問者が滞在しやすく、また、外国人市民の暮らしやすさにも配慮したまちづくりに取り組むなど、国際交流・国際協力や多文化共生の推進を図る。

##### 3 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

- (1) 多くの人々が「訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じる個性的で魅力あるまちを実現するため、「デルタ市街地」、「デルタ周辺部」、「中山間地・島しょ部」の三つのエリアの特性を踏まえ、地域資源を生かしたまちづくりを推進する。
- (2) 各区の個性豊かな地域資源を生かし、住民による主体的かつ継続的なまちづくり活動を促進するなど、区の魅力と活力の向上に取り組む。
- (3) 広島広域都市圏を構成する 27 市町と共に、人口減少に歯止めを掛け、圏域の経済の活性化と自律的で持続的な発展を目指し、ヒト・モノ・カネ・情報が循環する、どこに住んでも安心して暮らしやすく、住民の満足度の高い都市圏の形成に向けた取組を推進する。

## 《基本目標 3》 文化が息づき豊かな人間性を育むまち

### 4 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

- (1) 多様な市民が活力にあふれ、生きがいを感じ、生き生きと暮らせるとともに、広島広域都市圏の住民にとっても、活躍できる場を創出するまちを目指し、地域の活力を生み出す雇用等の促進や、男女が共に活躍でき、また、生涯にわたって学習できる社会の実現を目指した取組の推進を図るなど、高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりに取り組む。
- (2) 市民一人一人の生きがいや心の充足感、健康増進や体力向上等に資するとともに、市民や国内外から訪れる人々が多様で上質な文化・スポーツの魅力に触れることのできる環境の下、様々な交流を生み出すことにより、広島広域都市圏全体の活力とにぎわいが創出されるよう、文化・スポーツ活動に対する支援や参加機会の提供、環境の整備を進めるなど、その更なる振興に取り組む。
- (3) 市民や企業、NPO等による主体的なまちづくりが推進され、地域が主体となって地域の様々な課題にきめ細かく対応していけるよう、まちづくり活動に対する支援やその担い手確保を図るなど、地域コミュニティや多様な市民活動の活性化に取り組む。

### 5 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

- (1) 地域において、住民がそれぞれ役割を持ち、相互につながり支え合いながら、心豊かに暮らせるよう、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることにより、持続可能性の高い地域福祉を推進するとともに、高齢者や障害者、子どもなどが抱える様々な課題に対応できる包括的な支援体制の構築を図るなど、地域共生社会の実現に向けて取り組む。
- (2) 市民はもとより、広島広域都市圏の住民も安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、健康づくりの推進、新たな感染症の発生も見据えた健康で安寧な生活の確保、医療提供体制等の充実を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる社会の形成や、障害者の自立した生活の支援に取り組むなど、保健・医療・福祉の充実を図る。
- (3) 急速に社会経済環境が変化していく中、子どもたちが将来に希望を持ち、健やかに成長していくことができるよう、全ての子どもが健やかに育つための環境づくりや、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を基盤として、特色ある多様な教育プログラムを展開しながら、子どもの様々な能力や適性等に応じ、一人一人を大切にする教育の実現に向けた取組の推進を図るなど、未来を担う子どもの育成と教育に取り組む。

### 6 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

- (1) 市民の誰もがいつまでも住み続けたいと思うまち、訪れた誰もが住んでみたいと思うまちに不可欠な安全・安心の確保を図るため、地域の防災力の向上や情報収集・連絡体制の整備、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実、防犯意識や交通安全意識の高揚、道路や公園、上下水道等の施設の効果的・効率的な維持保全を進めるなど、安全・安心に暮らせる生活基盤の整備に取り組む。
- (2) 自然災害の発生要因と言われている地球温暖化の防止対策を推進するとともに、豊かな自然を将来に引き継いでいくため、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの活用促進、ごみの減量・資源化等の推進、自然環境の保全を図るなど、環境と調和した循環型社会の形成に取り組む。

## （参考）持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進について

平成 27 年（2015 年）9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものである。

SDGs が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他ならない。

このため、本市の都市像である「国際平和文化都市」の具現化に向けて、「基本目標 1 世界に輝く平和のまち」、「基本目標 2 国際的に開かれた活力あるまち」、「基本目標 3 文化が息づき豊かな人間性を育むまち」の 3 つの基本目標ごとに前述の基本的な方向性に沿った次の施策を着実に進めることにより、SDGs の達成を目指す。

次ページの表のとおり、例えば、「平和の願いを世界中に広げるまちづくり」に関する施策は、本市において課題である「子どもの貧困への対応」、「農林水産業の生産性向上への対応」、「全ての学習者に対する様々な教育機会の提供への対応」、「女性に対する暴力への対応」、「人権問題への対応」、「安全で安心なまちづくりへの対応」、「犯罪防止に向けた対応」、「様々なパートナーシップ構築に向けた対応」に関連しており、その取組を推進することは、SDGs のゴール 1、2、4、5、10、11、16、17 の達成に資するものである。

このように、SDGs の全 17 のゴールの達成は、3 つの基本目標とその実現のための施策の推進に密接に関連している。このため、各施策の取組の実施に当たっては、その相乗効果を意識しながら一体的に推進していく。

(参考)基本目標とそれに基づく施策、達成を目指すSDGsのゴール対応表

|                                                                                                                       |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                         |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                               |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| SDGsのゴール                                                                                                              |  |  |        |  |  |  |  |            |  |  |                                  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                       | 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。                                                         | 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。                                          | 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。                                                      | 4 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。                                           | 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。                                                    | 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。                                                    | 7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。                                         | 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。                           | 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。                                | 10 各国内及び各国間の不平等を是正する。                                                               | 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。                                                                           | 12 持続可能な生産消費形態を確保する。                                                                | 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。                                                      | 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。                                              | 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。         | 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。   | 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。                                        |
| 基本目標、施策                                                                                                               |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                         |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                               |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
| 基本目標1 世界に輝く平和のまち                                                                                                      |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                         |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                               |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
| 第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり<br>第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現<br>第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進<br>第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献         | ○                                                                                 | ○                                                                                 |                                                                                         | ○                                                                                  | ○                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                               |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                   |
| 基本目標2 国際的に開かれた活力あるまち                                                                                                  |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                         |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                               |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
| 第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり<br>第1節 都市機能の充実強化<br>第2節 産業の振興<br>第3節 観光の振興<br>第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進                     |                                                                                   | ○                                                                                 | ○                                                                                       | ○                                                                                  |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                             | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                                                   | ○                                                                                   |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                   |                                                                                     | ○                                                                                   |
| 第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり<br>第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり<br>第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実<br>第3節 広島広域都市圏の発展への貢献 |                                                                                   | ○                                                                                 | ○                                                                                       |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                             | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                                                   | ○                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                   |                                                                                     | ○                                                                                   |
| 基本目標3 文化が息つき豊かな人間性を育むまち                                                                                               |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                         |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                               |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
| 第4章 多様な市民が生きて暮らせるまちづくり<br>第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進<br>第2節 文化・スポーツの振興<br>第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化        | ○                                                                                 |                                                                                   | ○                                                                                       | ○                                                                                  | ○                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                             |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                   |
| 第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり<br>第1節 地域共生社会の実現<br>第2節 保健・医療・福祉の充実<br>第3節 未来を担う子どもの育成と教育                          | ○                                                                                 |                                                                                   | ○                                                                                       | ○                                                                                  | ○                                                                                   |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                             |                                                                                     | ○                                                                                   |                                                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                   |
| 第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり<br>第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備<br>第2節 環境と調和した循環型社会の形成                                    | ○                                                                                 |                                                                                   | ○                                                                                       | ○                                                                                  |                                                                                     | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                             | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                   | ○                                                                                   |
| 広島市における課題                                                                                                             | ○ 子どもの貧困への対応<br>○ 低所得者への対応                                                        | ○ 農林水産業の生産性向上への対応<br>○ 農林水産業の担い手不足への対応                                            | ○ 保健・医療・福祉サービスの充実に向けた対応<br>○ 健康の維持・増進への対応<br>○ 福祉人材確保に向けた対応<br>○ 交通事故への対応<br>○ 環境保全への対応 | ○ 幼児教育から大学まで多様な教育機会の提供への対応<br>○ 全ての学習者に対する様々な教育機会の提供への対応<br>○ 働きがいのある雇用への対応        | ○ 男女が共に活躍できる社会の実現に向けた対応<br>○ 女性に対する暴力への対応                                           | ○ 上下水道の老朽化・維持更新への対応<br>○ 水源涵養への対応                                                   | ○ 再生可能エネルギーの活用への対応<br>○ 省エネルギー化への意識啓発・理解促進への対応                                      | ○ 持続可能な産業振興への対応<br>○ 創業支援への対応<br>○ 中小企業活性化への対応<br>○ 観光振興への対応<br>○ 働きがいのある雇用への対応<br>○ 文化振興への対応 | ○ 持続可能なインフラ整備への対応<br>○ 持続可能な産業振興への対応                                                | ○ 人口格差・偏りへの対応<br>○ 地域間格差への対応<br>○ 人権問題への対応                                          | ○ 安全で安心なまちづくりへの対応<br>○ バリアフリー化への対応<br>○ 公共交通の充実に向けた対応<br>○ 居住環境の改善に向けた対応<br>○ 自然災害への対応<br>○ 気候変動への対応<br>○ 廃棄物処理への対応 | ○ 食品ロスへの対応<br>○ 廃棄物削減に向けた対応<br>○ 農林水産業の生産性向上への対応                                    | ○ 災害防止に向けた対応<br>○ 気候変動への対応                                                          | ○ 持続可能な水産業の振興への対応<br>○ 市場の改善に向けた対応                                                  | ○ 自然環境の保全に向けた対応<br>○ 持続可能な林業の振興への対応                                                 | ○ 全ての暴力の撲滅に向けた対応<br>○ 犯罪防止に向けた対応                                                    | ○ 国際交流・国際協力の推進への対応<br>○ 様々なパートナーシップ構築に向けた対応                                         |





## IV 基本目標と施策

### 施策体系

#### 《基本目標 1》

世界に輝く平和のまち

第1章 「平和への願い」を世界中に広げる  
まちづくり

#### 《基本目標 2》

国際的に開かれた活力  
あるまち

第2章 活力の創出と都市の個性の確立を  
目指したまちづくり

第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を  
生かしたまちづくり

#### 《基本目標 3》

文化が息づき豊かな  
人間性を育むまち

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせる  
まちづくり

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境  
の充実を目指したまちづくり

第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然  
を将来に引き継ぐまちづくり

第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現  
第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進  
第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献

第1節 都市機能の充実強化  
第2節 産業の振興  
第3節 観光の振興  
第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進

第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり  
第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実  
第3節 広島広域都市圏の発展への貢献

第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進  
第2節 文化・スポーツの振興  
第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化

第1節 地域共生社会の実現  
第2節 保健・医療・福祉の充実  
第3節 未来を担う子どもの育成と教育

第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備  
第2節 環境と調和した循環型社会の形成

## 基本目標 1 世界に輝く平和のまち

### 第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

#### 〔重要業績評価指標（KPI）〕

| 指標名                                             | 基準値                    | 目標値<br>(2023)          | 最終目標値<br>(2024)        |
|-------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 平和首長会議加盟都市数                                     | 7,688都市<br>(2018年)     | 9,110都市<br>(2023年)     | 9,554都市<br>(2024年)     |
| 被爆体験証言者・伝承者による講話<br>の聴講者数                       | 173,742人/年<br>(2018年度) | 580,000人/年<br>(2023年度) | 603,000人/年<br>(2024年度) |
| 全ての人の人権を大切にし、それ<br>を日常生活の中で態度や行動に<br>表している市民の割合 | 75.7%<br>(2019年度)      | 76.2%<br>(2023年度)      | 76.3%<br>(2024年度)      |

#### 第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現

##### 1 世界平和の創造に向けた世界の都市や多様な主体との連携の推進

平和首長会議の加盟都市と共に、世界の多様な主体との連携を深め、本市がこれまで訴え続けてきた核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた連帯の輪を更に広げていく取組を推進する。

##### 2 国際世論の醸成

核兵器廃絶に向け、日常生活の中での市民一人一人の行動が平和につながり、それが市民社会に根付くようにするための取組、言わば「平和文化」の振興を図る取組を推進するとともに、核兵器禁止条約の早期発効を実現するため、平和首長会議加盟都市の更なる拡大や、加盟都市を中心とした「ヒロシマの心」を共有し発信する取組を推進し、国際世論の醸成を図る。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                               | 事業概要                                                                                                             |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平和首長会議の活動展開<br>【市民局平和推進課】                | 令和3年7月に策定した「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」(略称:PXビジョン)の三つの目標の下で、併せて策定した2025年までの行動計画に掲げる取組を進め、平和を構築していくための世界的な活動展開を図る。 |
| 平和文化の普及促進<br>【市民局平和推進課】                  | 広島広域都市圏内市町と連携し、平和文化月間と定めた11月に、平和文化をテーマとしたコンサートや講演などを行うほか、「平和文化の振興」に関する冊子の作成などを行う。                                |
| ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展<br>の開催(再掲)<br>【市民局平和推進課】 | 被爆の実相を伝え、核兵器廃絶に向けての国際世論を醸成するため、海外の主要都市等において原爆・平和展を開催する。                                                          |

| 事業名【担当局・課】                            | 事業概要                                                                                                      |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内原爆・平和展の開催(再掲)<br>【市民局平和推進課】         | 被爆の実相を伝え、核兵器廃絶に向けての国際世論を醸成するため、国内の主要都市等において原爆・平和展を開催する。                                                   |
| 広島サミット県民会議への負担金<br>【企画総務局G7広島サミット推進室】 | 県、市及び経済団体等で構成する広島サミット県民会議に対し、安全・安心で円滑な開催支援、おもてなし・歓迎機運の醸成、平和の発信、広島の魅力の発信、ポストサミットを見据えた若者の参画等の取組に要する経費を負担する。 |

## 第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進

### 1 「迎える平和」の推進

世界の為政者に対する被爆地訪問の強力な呼び掛けを行うとともに、NPT再検討会議など各国為政者たちが広島に集い、核兵器廃絶に向けた議論をするための国際会議の誘致に取り組むなど、世界中の多くの人々に広島への訪問を促す「迎える平和」を推進する。

### 2 被爆体験の継承・伝承

被爆体験伝承者の養成や平和記念資料館の発信力の強化、広島大学旧理学部1号館における平和に関する「知の拠点」の整備、原爆ドームの保存整備、被爆建物・被爆樹木の保存・継承、国内外での原爆・平和展の開催、若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施、ユースピースボランティアの育成、修学旅行の誘致強化やピースツーリズムの推進など、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を推進する。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                 | 事業概要                                                                              |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 比治山公園「平和の丘」に係る取組の推進(再掲)<br>【企画総務局政策企画課】    | 比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、比治山公園を「国際文化都市」として復興した広島の「今」を実感できる新たな拠点として、再整備を行う。             |
| 平和文化の普及促進(再掲)<br>【市民局平和推進課】                | 広島広域都市圏内市町と連携し、平和文化月間と定めた11月に、平和文化をテーマとしたコンサートや講演などを行うほか、「平和文化の振興」に関する冊子の作成などを行う。 |
| 修学旅行生への被爆体験講話等<br>【市民局平和推進課】               | 修学旅行生を始めとする国内外からの来訪者などを対象に、学校等からの依頼を受けて、被爆体験証言者による被爆体験講話等を行う。                     |
| 被爆体験伝承者等の養成<br>【市民局平和推進課】                  | 被爆体験を次世代に伝えていくため、被爆者からその体験や平和への思いを受け継ぎ、それらを伝えていく「被爆体験伝承者」及び「家族伝承者」を養成する。          |
| 被爆体験伝承者による伝承講話の実施<br>【市民局平和推進課】            | 広島平和記念資料館への来館者等を対象に、被爆体験伝承者による伝承講話を行う。また、サミット開催に伴う来館者の増加に対応するため、開催回数を増やす。         |
| G7広島サミットに合わせた被爆建物・被爆樹木めぐりの開催<br>【市民局平和推進課】 | サミットの開催を契機として、海外や市外からの来訪者を対象に、被爆建物や被爆樹木をめぐり見学ツアーを開催する。                            |
| 平和記念資料館の発信力の強化<br>【市民局平和推進課】               | 国外に向けて被爆の実相を伝えるため、平和記念資料館のホームページの多言語化を進める。                                        |

| 事業名【担当局・課】                                                       | 事業概要                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備<br>(旧理学部1号館の保存・活用)<br>【都市整備局都市機能調整部】 | 旧理学部1号館を平和に関する教育研究等の新たな拠点とするため、施設整備や運営体制の構築に向けた取組を行う。                                                                                        |
| 原爆ドームの保存整備<br>【都市整備局公園整備課】                                       | 史跡原爆ドームの永久保存を目標に置き、次の世代に理想的な姿で確実に継承するための保存の措置に取り組む。                                                                                          |
| 民有被爆建物等保存・継承事業への補助<br>【市民局平和推進課】                                 | 被爆の実相を伝える物言わぬ証人である被爆建物等の保存・活用を図るため、保存に係る経費を補助する。                                                                                             |
| ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展の開催<br>【市民局平和推進課】                                 | 被爆の実相を伝え、核兵器廃絶に向けての国際世論を醸成するため、海外の主要都市等において原爆・平和展を開催する。                                                                                      |
| 国内原爆・平和展の開催<br>【市民局平和推進課】                                        | 被爆の実相を伝え、核兵器廃絶に向けての国際世論を醸成するため、国内の主要都市等において原爆・平和展を開催する。                                                                                      |
| 平和教育の推進(再掲)<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】                                | 児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムに基づく平和学習を実施するとともに、中学校2・3年生の中からメッセージ発信者を選考し、8月6日に平和記念公園を訪れる海外の人々に対して、英語で平和へのメッセージを伝える、中学生による「伝えるHIROSHIMAプロジェクト」等を実施する。 |
| 若者による平和の誓いの集いの開催<br>【市民局平和推進課】                                   | 「ヒロシマの心」を次世代に継承するため、若者が主体となって企画・運営する平和の誓いの集いを開催する。                                                                                           |
| 平和教育ウェビナーの開催<br>【市民局平和推進課】                                       | 平和首長会議の国内外の加盟都市等の青少年が、被爆・戦争体験と平和への願いを受け継いで行う取組を発表し合い、意見交換するオンラインセミナーを開催する。                                                                   |
| ユースピースボランティア事業<br>【市民局平和推進課】                                     | 次代を担う広島の青少年自らが平和の大切さを学ぶとともに、海外からの訪問者にヒロシマの心を伝える機会を創出するため、平和記念公園を訪れる外国人に対して被爆の実相を英語で伝えるボランティアガイドを育成し、その活動を支援する。                               |
| 修学旅行誘致事業(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】                                     | 全国の学校等への個別誘致訪問、県外の教員を対象とした平和学習講習会の開催や、修学旅行コースの体験研修会の実施など、来広修学旅行生の誘致に向けた取組を実施する。                                                              |
| ピースツーリズム推進事業(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】                                 | 外国人旅行者等の市内での周遊を促進するため、主要な平和関連施設を巡るスマートフォン用コンテンツの提供やプロモーション等に取り組む。また、G7広島サミットで各国首脳が訪れた平和関連施設等を巡るメディア等向けモニターツアー等を実施する。                         |
| G7サミット関連企画展「平和記念都市広島誕生」の開催<br>【企画総務局公文書館】                        | G7サミット開催により諸外国、国内から多くの人が集まる機会を捉え、城下町から発展した広島の姿、原爆による廃墟の中から立ち上がり復興し、平和記念都市となった広島市の姿を伝える写真等を紹介する展示会を開催し、市民社会において平和意識を醸成する。                     |

### 第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献

#### 1 世界の平和に貢献する調査・研究等

- (1) 国連機関や大学等と連携し、ヒロシマの世界的な知名度やこれまでの取組の蓄積、ノウハウを活用した平和問題や国際協力に関する調査・研究と情報の受発信に取り組むとともに、アジア等の各都市の研修員の受入れなど都市レベルでの国際協力活動を推進する。
- (2) 国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和の創造と維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材の育成に取り組む。

#### 2 市民生活の安寧を脅かす諸問題の解決に向けた活動の推進

- (1) 平和首長会議の加盟都市と連携し、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、世界中の都市における平和を脅かす諸問題の解決に向けて貢献する。
- (2) 全ての人が性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進する。

##### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                         | 事業概要                                                                                                             |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国連訓練調査研究所(ユニタール)の研修プロジェクトに対する支援(再掲)<br>【市民局国際化推進課】 | 本市が推進する国際平和施策の効果を高めるため、国連訓練調査研究所(ユニタール)が広島で開催する「平和構築に向けた核軍縮不拡散のためのワークショップ」に要する経費の一部を補助する。                        |
| 平和首長会議の活動展開(再掲)<br>【市民局平和推進課】                      | 令和3年7月に策定した「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」(略称:PXビジョン)の三つの目標の下で、併せて策定した2025年までの行動計画に掲げる取組を進め、平和を構築していくための世界的な活動展開を図る。 |
| 人権意識の啓発<br>【市民局人権啓発課】                              | 市民一人一人が人権尊重への理解を深め、日常生活において人権尊重の態度や行動をとることができるよう、人権意識の高揚を目指した啓発事業等を推進する。                                         |
| 男女共同参画普及啓発事業(再掲)<br>【市民局男女共同参画課】                   | 男女が共に活躍できる社会の実現に向け、市民や事業所等に対し、男女共同参画推進事業者の顕彰、事業所等向け男女共同参画支援講座の開催、小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成等の男女共同参画に関する啓発事業を行う。        |
| 障害者差別解消に向けた取組(再掲)<br>【健康福祉局障害福祉課】                  | 「障害者への合理的配慮」の提供に向けて、全ての本市職員等の対応力の向上を図るとともに、市民・事業者等への周知・啓発、相談窓口の運営及び障害者差別解消支援地域協議会の運営、障害者差別解消調整審議会の運営等に取り組む。      |

## 基本目標 2 国際的に開かれた活力あるまち

### 第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

#### 〔重要業績評価指標（KPI）〕

| 指標名                                        | 基準値                                               | 目標値<br>(2023)               | 最終目標値<br>(2024)       |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 都市再生緊急整備地域において都市計画提案制度に基づき都市計画決定された都市開発事業数 | 2地区<br>(2018年度)                                   | 5地区<br>(2023年度)             | 6地区<br>(2024年度)       |
| 公共交通の利用者数                                  | 59.9万人/日<br>(2018年度)                              | 48.6万人/日<br>(2023年度)        | 50.2万人/日<br>(2024年度)  |
| 本市施策により生産性の向上や新規事業の創出等につながった件数(事業者数)       | 180件/年<br>(2018年度)                                | 230件/年<br>(2023年度)          | 240件/年<br>(2024年度)    |
| 農林水産業の新規就業者数                               | 24人/年<br>(2018年度)                                 | 24人/年<br>(2023年度)           | 24人/年<br>(2024年度)     |
| 観光消費額                                      | 2,361億円/年<br>(2018年)                              | 2,437億円/年<br>(2023年)        | 2,485億円/年<br>(2024年)  |
| 国際交流・国際協力に関するイベントの延べ来場者数                   | 19,526人/年<br>(2019年度)                             | 2022年度<br>実績値以上<br>(2023年度) | 22,900人/年<br>(2024年度) |
| 外国人市民向けポータルサイト（外国人市民のみなさんへ）のアクセス数          | 3,536件※<br>(2019年度)<br>※ サイトリニューアル後の2020年3月のアクセス数 | 44,400件/年<br>(2023年度)       | 45,300件/年<br>(2024年度) |

#### 第1節 都市機能の充実強化

##### 第1項 都心や拠点地区等におけるまちづくりの推進

###### 1 楕円形の都心づくりの推進

都心において、都市再生緊急整備地域制度や都市計画制度、集約型都市構造への転換に向けた国の支援制度などを活用し、大規模オフィスやコンベンション施設、ホテル等の高次都市機能の集積を図るとともに、人が中心となる回遊性のあるまちづくりを進めるなど、新たな都市空間の創出に取り組む。

(1) 広島駅周辺地区については、JR西日本が行う駅ビルの建て替えと連携し、路面電車の

高架乗り入れを含む広島駅南口広場の再整備等に取り組むなど、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進める。

- (2) 紙屋町・八丁堀地区については、リーディング・プロジェクトとなる基町相生通地区第一種市街地再開発事業を始め、建築物の建て替えと、建て替えに併せた敷地の共同化や土地の高度利用の促進、旧広島市民球場跡地の活用やサッカースタジアムの建設を含む中央公園とその周辺地域の空間づくりの推進など、都心の魅力づくりをリードするまちづくりを進める。
- (3) 基町地区については、市営住宅の再整備や県営住宅跡地の活用などにより、多様な世代が共存し、住みやすく、にぎわいのあるまちづくりを進める。

## 2 拠点地区等におけるまちづくりの推進

拠点地区等において、都市計画制度や集約型都市構造への転換に向けた国の支援制度などを活用し、地区の特性や役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、計画的な都市基盤の整備に取り組む。

- (1) 西風新都については、アストラムラインの延伸（広域公園前駅から西広島駅）や幹線道路のネットワーク化など、「住み、働き、学び、憩い、護る」という複合機能を備えたまちづくりを進める。
- (2) 西広島駅周辺地区については、交通結節点整備や土地区画整理事業による計画的な市街地整備など、駅周辺にふさわしいまちづくりを進める。
- (3) 広島西飛行場跡地を始め低・未利用地については、その有効活用を図るなど、地区の特性等を踏まえたまちづくりを進める。

### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                           | 事業概要                                                                                                                                              |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 魅力ある都心づくり推進事業<br>【都市整備局都市機能調整部】      | 広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区におけるエリアマネジメント活動への支援や都市再生緊急整備協議会の運営など、広島都市圏の発展をけん引する役割を担う都心部のにぎわいの創出や回遊性の向上のための取組を行う。                                            |
| 広島駅南口広場の再整備等<br>(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】 | 路面電車を駅ビルの2階レベルへ高架で進入させる駅前大橋ルート整備やペDESTリアンデッキ整備など、広島駅南口広場の再整備等に取り組む。<br>(スケジュール)<br>26～4年度 基本設計、環境影響評価、実施設計、整備工事等<br>5～8年度 整備工事等(7年春 駅前大橋ルート等供用開始) |
| ウォーカブルな人中心の道路空間の形成<br>【道路交通局道路計画課】   | 居心地が良く歩きたくなる歩行環境を作ることにより回遊性の向上を図るため、地元関係者と連携・協働しながら、道路空間の再整備等に取り組む。                                                                               |
| 中央図書館等の移転整備<br>(再掲)<br>【市民局生涯学習課】    | 中央図書館等を、エールエールA館内に移転・集約し、「誰もが学び、憩う『平和文化』の情報拠点」として整備する。                                                                                            |
| 基町相生通地区市街地再開発事業の推進<br>【都市整備局都市機能調整部】 | 市街地再開発事業を支援するため、工事等に要する経費を補助する。<br>(スケジュール)<br>3～4年度 都市計画決定、施行認可<br>5～11年度 工事(9年度 高層棟及び変電所棟竣工)<br>(11年度 市営駐輪場棟竣工)                                 |

| 事業名【担当局・課】                                          | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|--------|-----------------------------------------------|-------|-------|---------|--|--------|---------------|-------|-----|---------|--|-------|-------|
| 旧広島市民球場跡地イベント<br>広場の管理運営<br>【都市整備局都市機能調整部】          | 年間を通じて多様なイベントを開催し、誰もが訪れてみたいと感じる広島の「顔」となる、都心の新たなにぎわい拠点の創出に取り組む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| サッカースタジアム建設の推進<br>【都市整備局スタジアム建設部】                   | <p>広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムの建設に向けて取り組む。</p> <p>(スケジュール)</p> <table> <tr> <td>元年度</td><td>基本計画の策定</td></tr> <tr> <td>2～5年度</td><td>設計・施工の発注準備、事業者選定、基本・実施設計、建設工事、開業準備、供用開始(6年2月)</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                              | 元年度     | 基本計画の策定                  | 2～5年度  | 設計・施工の発注準備、事業者選定、基本・実施設計、建設工事、開業準備、供用開始(6年2月) |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 元年度                                                 | 基本計画の策定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 2～5年度                                               | 設計・施工の発注準備、事業者選定、基本・実施設計、建設工事、開業準備、供用開始(6年2月)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 基町第17アパートの更新<br>【都市整備局住宅整備課】                        | <p>市営住宅マネジメント計画に基づき、老朽化した基町第17アパートを更新する。</p> <p>(スケジュール)</p> <table> <tr> <td>4年度</td><td>基本設計等</td></tr> <tr> <td>5年度</td><td>実施設計等</td></tr> <tr> <td>6～9年度</td><td>建設工事等</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                | 4年度     | 基本設計等                    | 5年度    | 実施設計等                                         | 6～9年度 | 建設工事等 |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 4年度                                                 | 基本設計等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 5年度                                                 | 実施設計等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 6～9年度                                               | 建設工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 基町地区の活性化<br>【都市整備局住宅政策課】                            | 基町地区において顕在化している高齢化の進展などに伴う様々な地域課題に対し、地区住民等と協働して、若年世帯・学生等の入居促進や宿泊機能を持つ介護事業所の導入、基町ショッピングセンターの活性化などに取り組む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 新交通西風新都線整備の推進<br>(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】               | アストラムラインとJRとが一体となった基幹公共交通の環状型ネットワークを形成するため、広域公園前駅からJR西広島駅までの「新交通西風新都線」の整備を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 西風新都内幹線道路整備<br>【都市整備局西風新都整備部】                       | <p>「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」において位置付けられた西風新都内幹線道路の優先整備区間について、計画的な整備を行う。</p> <p>(スケジュール)</p> <table> <tr> <td colspan="2">[梶毛南工区]</td></tr> <tr> <td>26～4年度</td><td>用地取得、工事等</td></tr> <tr> <td>5年度以降</td><td>工事等</td></tr> <tr> <td colspan="2">[善當寺工区]</td></tr> <tr> <td>29～4年度</td><td>用地取得、実施設計、工事等</td></tr> <tr> <td>5年度以降</td><td>工事等</td></tr> <tr> <td colspan="2">[梶毛西工区]</td></tr> <tr> <td>5年度以降</td><td>予備設計等</td></tr> </table> | [梶毛南工区] |                          | 26～4年度 | 用地取得、工事等                                      | 5年度以降 | 工事等   | [善當寺工区] |  | 29～4年度 | 用地取得、実施設計、工事等 | 5年度以降 | 工事等 | [梶毛西工区] |  | 5年度以降 | 予備設計等 |
| [梶毛南工区]                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 26～4年度                                              | 用地取得、工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 5年度以降                                               | 工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| [善當寺工区]                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 29～4年度                                              | 用地取得、実施設計、工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 5年度以降                                               | 工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| [梶毛西工区]                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 5年度以降                                               | 予備設計等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 平地部のまちづくりの推進<br>【都市整備局西風新都整備部】                      | 西風新都の計画誘導地区(平地部)において、地区計画制度等を活用した地域住民主体のまちづくりを促進するため、必要な支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 西広島駅北口地区のまちづくり<br>の推進<br>【都市整備局西広島駅北口地区<br>区画整理事務所】 | <p>西広島駅周辺地区交通結節点整備との整合を図りながら、土地区画整理事業による計画的な市街地整備と都市機能の強化等を行う。</p> <p>(スケジュール[西広島駅北口土地区画整理事業])</p> <table> <tr> <td>30～4年度</td><td>事業計画決定、用地先行取得、建物移転補償、工事等</td></tr> <tr> <td>5年度以降</td><td>建物移転補償、工事等</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                    | 30～4年度  | 事業計画決定、用地先行取得、建物移転補償、工事等 | 5年度以降  | 建物移転補償、工事等                                    |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 30～4年度                                              | 事業計画決定、用地先行取得、建物移転補償、工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 5年度以降                                               | 建物移転補償、工事等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 国・県施行港湾整備事業負担金<br>【都市整備局みなと振興課】                     | 物流・交流拠点機能の強化や臨海部の安全確保を図るため、県と連携して、「広島港港湾計画」等に基づき、港湾施設等の整備を促進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |
| 商工センター地区の活性化検討事業<br>【経済観光局経済企画課】<br>【都市整備局都市機能調整部】  | 地元からのまちづくり提案を踏まえ、地区全体のまちづくりについて、目指す姿や実現に至る手順、関係者の役割分担などを盛り込んだ「商工センター地区まちづくりビジョン」の策定に取り組む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |                          |        |                                               |       |       |         |  |        |               |       |     |         |  |       |       |

| 事業名【担当局・課】                              | 事業概要                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| MICE施設整備の検討(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】         | 商工センター地区の活性化に資するMICE施設整備の実現可能性を検討する。                                                                                                                 |
| 広島西飛行場跡地の活用<br>【都市整備局都市機能調整部】           | 「広島西飛行場跡地利用計画」に基づき、県と連携して、都市基盤整備及び跡地活用を進める。                                                                                                          |
| 広島西飛行場跡地へのスポーツ施設の整備(再掲)<br>【市民局スポーツ振興課】 | 「広島西飛行場跡地利用計画」に基づき、県と連携して、広島西飛行場跡地に少年野球やソフトボール等の全国大会の開催が可能なスポーツ施設を整備する。<br>(スケジュール)<br>2～4年度 基本設計、実施設計、造成工事等<br>5年度 造成工事、上物工事、設備工事<br>6年度 上物工事等 供用開始 |
| 安佐市民病院跡地活用の推進<br>【企画総務局地域活性推進課】         | 安佐市民病院跡地活用推進協議会での議論を踏まえ、安佐市民病院移転後の跡地に導入する多目的交流広場や学校給食センター、市立認定こども園等の円滑な整備を進める。                                                                       |
| 向洋駅周辺青崎土地区画整理<br>【都市整備局青崎地区区画整理事務所】     | 広島市東部地区連続立体交差事業に合わせて、隣接する府中町域と一体的に土地区画整理事業による公共施設の整備と既成市街地の再整備を行う。                                                                                   |

## 第2項 公共交通を軸とした交通体系の構築

### 1 公共交通の充実強化

公共交通の利用を促進するため、広島駅、西広島駅における交通結節点整備などの交通機関相互の乗換利便性の向上や、JR、アストラムライン、路面電車、バス等の機能強化などに取り組む。

- (1) JRについては、在来線の速達性や駅等の利便性、可部線・芸備線の運行頻度の向上を図る。
- (2) アストラムラインについては、広域公園前駅から西広島駅までの延伸に取り組み、JR山陽本線を介した環状型ネットワークの形成を図る。
- (3) 路面電車については、LRT化を推進するとともに、駅前大橋ルートや市内中心部を環状で結ぶ循環ルートの整備などに取り組む。
- (4) バスについては、都心における過密化した路線の効率化や、近隣市町と連携した郊外部における路線のフィーダー化、地域の実情に応じた運行形態の見直しなど、バス路線の再編に取り組むとともに、待合施設の整備などによる利用環境の向上を図る。あわせて、地域主体の乗合タクシー等の導入・運行を支援し、公共交通サービスが行き届いていない地域における生活交通の確保を図る。

### 2 自転車を生かしたまちづくりの推進

自転車の利用を促進するため、車道通行を基本とする自転車走行空間や駐輪場の整備、シェアサイクルの利用促進、ルール・マナーの意識啓発などに取り組む。

### 3 体系的な道路網の整備

円滑な道路交通を確保するため、東広島・安芸バイパス、広島南道路、西広島バイパス（都心部延伸）、可部バイパス等の広域連絡幹線道路網や広島高速道路の整備促進、拠点地区間や近隣市町との連絡を強化する道路整備など、体系的な道路整備を推進するとともに、東部

地区において、道路とＪＲ山陽本線・呉線の連続立体交差化を進める。

#### ４ ＩＣＴを利活用した持続可能な交通体系の構築

ＩＣＴを利活用した新技術を取り入れながら、移動しやすく利便性の高い、持続可能な交通サービスの提供に取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                             | 事業概要                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島駅南口広場の再整備等<br>【道路交通局都市交通部】           | 路面電車を駅ビルの2階レベルへ高架で進入させる駅前大橋ルート整備やペDESTリアンデッキ整備など、広島駅南口広場の再整備等に取り組む。<br>(スケジュール)<br>26～4年度 基本設計、環境影響評価、実施設計、整備工事等<br>5～8年度 整備工事等(7年春 駅前大橋ルート等供用開始) |
| JR下祇園駅自由通路等整備<br>【道路交通局都市交通部】          | JR下祇園駅の東西を結ぶ自由通路等の整備を行う。<br>(スケジュール)<br>30～4年度 自由通路等実施設計、アクセス道路用地取得等<br>5年度 自由通路整備工事、アクセス道路用地取得、駅改良工事(西日本旅客鉄道㈱への補助)等                              |
| 交通施設バリアフリー化設備整備費補助(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】 | 西日本旅客鉄道㈱に対し、交通施設バリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する。                                                                                                          |
| 芸備線等利用促進対策の推進<br>【道路交通局都市交通部】          | 広島市都心と県北を結ぶ芸備線等の沿線地域が活性化するよう、鉄道事業者、地域、行政が一体となってその利用促進対策を推進する。                                                                                     |
| 新交通西風新都線整備の推進<br>【道路交通局都市交通部】          | アストラムラインとJRとが一体となった基幹公共交通の環状型ネットワークを形成するため、広域公園前駅からJR西広島駅までの「新交通西風新都線」の整備を推進する。                                                                   |
| 広島高速交通株式会社の経営改善<br>【道路交通局都市交通部】        | 広島高速交通㈱の経営改善のための支援措置を行う。                                                                                                                          |
| 路面電車のLRT化の推進<br>【道路交通局都市交通部】           | 広島電鉄㈱に対し、低床路面電車の車両購入に要する経費を補助する。                                                                                                                  |
| 乗合バスの共同運営システムの構築に向けた取組<br>【道路交通局都市交通部】 | 共創による新たな連携体制として、官民の役割分担に基づく共同運営システムの構築に向けて、バス事業者、地域、行政が一体となって取り組む。                                                                                |
| バス活性化の推進<br>【道路交通局都市交通部】               | 将来にわたり持続可能なバス路線を確保していくためのバス路線の再編や、バス利用者の利便性向上を図るためのバス停の集約等に、事業者等と連携しながら取り組む。                                                                      |
| バス運行対策費補助<br>【道路交通局都市交通部】              | 地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の維持を図るため、運行費等の一部を補助する。                                                                                                        |
| 低床低公害バス車両購入費補助(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】     | 乗合バス事業者に対し、低床低公害バスの車両購入に要する経費の一部を補助する。                                                                                                            |
| 地域主体の乗合タクシー等運行支援<br>【道路交通局都市交通部】       | 乗合タクシー等の本格運行に係る収支不足に対する地域の負担を軽減するため、国や市の補助制度を活用した補助を行う。                                                                                           |
| 地域主体の乗合タクシー等導入支援<br>【道路交通局都市交通部】       | 乗合タクシー等の導入地域を拡大するため、実験運行に係る収支不足額を全額補助する。                                                                                                          |

| 事業名【担当局・課】                                    | 事業概要                                                                                                        |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自転車走行空間整備<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】               | 歩行者の安全確保を図りつつ、自転車が安全・快適に走行できるよう、車道通行を基本とした自転車走行空間の整備を行う。                                                    |
| 駐輪場整備<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】                   | 駐輪需要の増加に対応するため、市営駐輪場を整備する。                                                                                  |
| 民間駐輪場整備費補助<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】              | 自転車等放置規制区域内等における民有地及び本市が選定する路上への駐輪場整備を促進するため、公共の用に供する駐輪場整備に要する経費を補助する。                                      |
| シェアサイクル事業<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】               | 国内外の来訪者が観光施設等を快適に巡るツールの一つとして自転車を利用できるよう、また、公共交通を補完する日常の移動手段として市民が利用できるよう、主要交通結節点や観光施設、商業施設などに自転車貸出返却施設を設ける。 |
| 「広島チャレンジサイクル」推進事業<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】       | 「見て・聞いて・やって実感」のテーマの下、本通りや集客施設等において、自転車交通ルール・マナーの啓発イベントを開催する。                                                |
| 自転車を活用した健康づくり<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】           | 自然に恵まれ、歴史的遺産が多い似島の海岸沿いのコース等を活用したサイクリングイベントを実施する。                                                            |
| 広島クリテリウムの開催支援<br>【道路交通局自転車都市づくり推進課】           | 市民に対する自転車競技への理解を深めるとともに、自転車を活用した地域の活性化を図るため、広島クリテリウムの開催を支援する。                                               |
| 国施行道路整備事業負担金<br>【道路交通局道路計画課】                  | 広島広域都市圏における近隣市町との交流や連携、人流・物流の基盤となる広域的で質の高い幹線道路網の計画的な整備を進めるため、国と協力して一般国道バイパス等の道路整備を行う。                       |
| 広島高速道路の整備<br>【道路交通局道路計画課、街路課】                 | 中四国地方の中核都市である本市の都市機能をより高めるため、都市交通の高速性・定時性を強化する自動車専用道路網を整備する。                                                |
| 広島高速4号線延伸の推進<br>【道路交通局道路計画課】                  | 広島広域都市圏における交流・連携を一層強化していくため、広島高速4号線の山陽自動車道への延伸に向けた取組を推進する。                                                  |
| 高陽地区へのスマートインターチェンジ設置の実現に向けた取組<br>【道路交通局道路計画課】 | 広域的な連携強化を図るため、スマートインターチェンジ設置の実現に向けた協議を進める。                                                                  |
| 拠点地区を連絡する街路の整備<br>【道路交通局街路課】                  | 街路事業により、南区の霞庚午線などの拠点地区を連絡する街路を整備する。                                                                         |
| 良好な市街地を形成する街路の整備<br>【道路交通局街路課】                | 街路事業により、安芸区の矢野中央線などの良好な市街地を形成する街路を整備する。                                                                     |
| 市街地整備を支援する街路の整備<br>【道路交通局街路課】                 | 街路事業により、南区の東雲大州線などの市街地整備を支援する街路を整備する。                                                                       |
| 周辺市町との連絡道路網の整備<br>【道路交通局道路課】                  | 道路事業により、安佐北区の広島三次線などの周辺市町との連絡道路網を整備する。                                                                      |
| 市内幹線道路網の整備<br>【道路交通局道路課】                      | 道路事業により、西区の伴広島線や安佐南区の広島湯来線などの市内幹線道路網を整備する。                                                                  |

| 事業名【担当局・課】                             | 事業概要                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主要生活道路の整備<br>【道路交通局道路課】                | 道路事業により、東区の東1区427号線などの主要生活道路を整備する。                                                                                                                            |
| 可部線廃線敷の利活用の推進<br>【道路交通局道路課】            | 生活道路や災害時の避難路として整備を進めることに主眼を置き、その中でサイクリングロードや自然散策路の機能を併せ持つ道路として整備する。                                                                                           |
| 東部地区連続立体交差事業<br>【道路交通局東部地区連続立体交差整備事務所】 | 地区の鉄道と道路を立体交差化するとともに、関連道路を整備することにより、交通の円滑化や南北市街地の一体化、踏切除却による安全確保を図る。<br>(スケジュール)<br>30～4年度 鉄道詳細設計、仮線路工事等<br>5年度 鉄道詳細設計、仮線路工事、用地取得等<br>6年度以降 仮線路・高架工事、関連道路整備工事 |

## 第2節 産業の振興

### 第1項 産業の集積・強化

#### 1 ものづくり産業の競争力強化

電動化など次世代の自動車技術開発に資する取組への支援を行うとともに、デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路開拓、A I ・ I o T の導入による生産性の向上などの支援に取り組み、ものづくり産業の競争力強化を図る。

#### 2 広島広域都市圏内製品の消費拡大

広島広域都市圏内の多様な地場製品の販路拡大と地産地消に取り組み、圏域内製品の消費拡大を図る。

#### 3 新分野や成長分野への支援

創業・ベンチャーの支援や新分野の創出、医療・福祉、環境・エネルギー、観光などの成長分野の育成支援に取り組む。

#### 4 企業等の立地誘導の推進

情報サービス業やデザイン業等の都市型サービス産業、調査・企画や研究開発部門等の本社機能など、圏域内への経済的な波及効果が期待できる業種や事業分野、本社機能の誘致に取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                  | 事業概要                                                                                         |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島広域都市圏産業振興研究会における連携施策の検討<br>【経済観光局経済企画課】   | 圏域市町が共同して、圏域の産業振興を促進するための各種連携施策を検討する。                                                        |
| 自動車産業経営者会の開催<br>【経済観光局ものづくり支援課】             | 圏域内の経営者を対象に、脱炭素化・電動化などに対応するための講演会等を開催する。                                                     |
| 自動車部品メーカー等を対象とする協議の場等の設置<br>【経済観光局ものづくり支援課】 | 圏域内の自動車部品メーカーが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応し、持続可能な経営基盤を構築できるよう、有志企業等が地域にとって必要な支援施策などを協議・提案する場等を設置する。 |

| 事業名【担当局・課】                                    | 事業概要                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多面的企業力向上研修会の開催<br>【経済観光局ものづくり支援課】             | 圏域内の自動車部品メーカーを始めとしたものづくり企業を対象に、脱炭素化・電動化や生産技術力強化に向けた個別指導やグループ研修活動を行う。                                                       |
| 自動車関連産業のデジタル化の推進<br>【経済観光局ものづくり支援課】           | 生産性向上や省エネルギー化のためのIT導入を検討する圏域内の自動車部品メーカーを対象に、ITに関する専門知識を有するアドバイザーの派遣や、製造業のITを活用した事例等のセミナーの開催、サプライヤとIT事業者をマッチングする機会の創出に取り組む。 |
| 省エネ支援アドバイザーの派遣<br>【経済観光局ものづくり支援課】             | CO2排出量の可視化と省エネによるコスト低減に取り組もうとしている圏域内の自動車部品メーカーに対し、専門知識を有するアドバイザーを派遣する。                                                     |
| ひろしま自動車産学官連携推進会議<br>【経済観光局ものづくり支援課】           | 自動車関連産業全体の振興を図るため、各種研究会、技術講演会など、産学官が連携した取組を行う。                                                                             |
| ものづくり販路開拓支援事業<br>【経済観光局商業振興課】                 | 中小企業が自社製品を見本市等に出展する際に要する小間料、出品物運送費等の経費を補助する。                                                                               |
| 工業技術支援アドバイザー派遣事業<br>【経済観光局ものづくり支援課】           | 圏域内の中小企業を対象に、企業が抱える技術的課題に係る専門アドバイザーを派遣し、生産現場における具体的な技術指導を行うことにより、企業の技術力の強化を支援する。                                           |
| “食と酒”まち起こし協議会事業<br>【企画総務局広域都市圏推進課】            | 広島広域都市圏内市町と連携して、郷土自慢の食と酒の紹介や販路拡大の支援等を行う。                                                                                   |
| 圏域特産品の販売促進事業<br>【経済観光局商業振興課】                  | 圏域の特産品の販路や消費の拡大に向けて、首都圏でのPR販売、オンライン商談会の開催や、特産品の商品改良及びテスト販売に取り組む圏域内の中小企業者等に対し、必要となる経費の補助を行う。                                |
| 広島の特産品のブランド化推進事業<br>【経済観光局商業振興課】              | 広島ならではの魅力ある特産品を「ザ・広島ブランド」として認定し、広くPRすることにより、その知名度を高めることで消費拡大を図る。                                                           |
| 圏域特産品の海外販路拡大支援<br>【経済観光局商業振興課】                | 圏域内の特産品事業者等を対象に、日本食に高い関心を持つ海外のバイヤー（商社等の仕入れ担当者）との商談機会を提供する商談会の開催や販売促進支援等の海外販路拡大を図るための取組を行う。                                 |
| ハノーバー市姉妹都市提携40周年記念事業（経済交流の促進）<br>【経済観光局商業振興課】 | ハノーバー市との姉妹都市提携40周年を記念し、相互に経済交流団が企業訪問等を実施し、両市の経済交流を図る。                                                                      |
| 広島広域都市圏の情報発信拠点の運営<br>【経済観光局経済企画課】             | 圏域の特産品や観光などの情報発信拠点である「V BASE（ブイベース）」を運営する。                                                                                 |
| ビジネスフェア中四国開催<br>【経済観光局商業振興課】                  | 中四国地域を中心とした製造業者や卸・小売業者等を対象とした商品見本市・商談会を開催し、参加企業等の販路拡大を支援するとともに、地域間の経済交流の促進を図る。                                             |
| 広島広域都市圏地域共通ポイント制度の運用（再掲）<br>【経済観光局経済企画課】      | 圏域におけるローカル経済圏を構築する取組として、アプリ等を活用した地域共通ポイント制度の普及啓発等を行う。                                                                      |
| 新成長ビジネス事業化支援事業<br>【経済観光局ものづくり支援課】             | 新成長ビジネス（医療・福祉、エコ、都市型サービス及び観光）に関する新製品・新技術を開発している中小企業に対し、試作品による市場テストや事業化戦略の策定に要する経費を補助する。                                    |

| 事業名【担当局・課】                             | 事業概要                                                                                                                      |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創業・ベンチャー支援事業<br>【経済観光局ものづくり支援課】        | 創業希望者や創業して間もない中小企業者に対して、創業時に必要な基礎知識などを学ぶセミナー、専門的なアドバイスを行う窓口相談や専門家派遣、優れた事業計画に対するブラッシュアップ支援及び低利の融資制度など総合的な支援を行う。            |
| 医療・福祉関連産業の育成<br>【経済観光局ものづくり支援課】        | 圏域内のものづくり企業等が、自らの技術を生かして医療・福祉関連の製品を開発し、事業化や販路開拓に取り組めるよう、医療・福祉関連産業に関する展示会への出展等を支援するとともに、介護福祉現場のニーズとものづくり企業等をマッチングする場を提供する。 |
| デザイン活用促進事業<br>【経済観光局商業振興課】             | 圏域内の中小企業等が自社製品にふさわしいデザイナーを検索できるよう、圏域内のデザイナー及びその作品を掲載したマッチングサイトを運営する。                                                      |
| 企業立地促進補助事業<br>【経済観光局産業立地推進課】           | 圏域に経済的な波及効果が期待できる業種や本社機能の移転等を対象とし、建物を賃借して事業所を設置する企業に補助金を交付する。                                                             |
| 広島広域都市圏における企業誘致活動の連携<br>【経済観光局産業立地推進課】 | 圏域におけるローカル経済圏を活性化するため、圏域市町と連携して企業誘致活動を行う。                                                                                 |

## 第2項 中小企業・商店街の活性化

### 1 中小企業の活性化

多様な資金調達や販売促進に関するアドバイスなど中小企業の経営改善に向けたサポートや、事業承継・業態転換等の更なる支援に取り組む。あわせて、人口流出と高齢化が深刻な中山間地・島しょ部において、地域コミュニティ活性化のための担い手確保に向け、地元中小企業の雇用確保等の支援に取り組む。

### 2 商店街の活性化

地域特性や商店街に求められる役割を踏まえ、観光や文化芸術など様々な要素を活用しながら、商店街とそれを構成する個々の店舗の活力や魅力を向上させ、まちのにぎわいや交流の創出、地域コミュニティの活性化に寄与する取組を促進する。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                            | 事業概要                                                                                                           |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小企業金融対策<br>【経済観光局産業立地推進課】            | 中小企業の経営の安定化や成長を支援するため、金融機関と連携し、安定的かつ長期にわたって低利での資金供給を行う融資制度を運用する。                                               |
| 新成長ビジネス事業化支援事業(再掲)<br>【経済観光局ものづくり支援課】 | 新成長ビジネス(医療・福祉、エコ、都市型サービス及び観光)に関する新製品・新技術を開発している中小企業に対し、試作品による市場テストや事業化戦略の策定に要する経費を補助する。                        |
| 創業・ベンチャー支援事業(再掲)<br>【経済観光局ものづくり支援課】   | 創業希望者や創業して間もない中小企業者に対して、創業時に必要な基礎知識などを学ぶセミナー、専門的なアドバイスを行う窓口相談や専門家派遣、優れた事業計画に対するブラッシュアップ支援及び低利の融資制度など総合的な支援を行う。 |
| ものづくり販路開拓支援事業(再掲)<br>【経済観光局商業振興課】     | 中小企業が自社製品を見本市等に出展する際に要する小間料、出品物運送費等の経費を補助する。                                                                   |

| 事業名【担当局・課】                                | 事業概要                                                                                        |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中山間地域における中小企業の人材確保支援事業<br>【経済観光局ものづくり支援課】 | 地域活動を行いやすい職場づくりや働きやすい職場づくりに取り組む中山間地域の中小企業等に対し、職場環境の改善や人材確保、企業PR力の向上に要する経費を補助する。             |
| 商店街活性化事業費補助<br>【経済観光局商業振興課】               | 商店街等が実施するイベントのほか、個店の魅力向上や空き店舗・空き地を活用したにぎわい創出、商店街と地域団体が構成された協議会等が地域課題の解決等に取り組む事業に要する経費を補助する。 |
| 広島広域都市圏地域共通ポイント制度の運用<br>【経済観光局経済企画課】      | 圏域におけるローカル経済圏を構築する取組として、アプリ等を活用した地域共通ポイント制度の普及啓発等を行う。                                       |

### 第3項 農林水産業の振興

#### 1 農業の振興

- (1) 農業への理解の促進と、若い活力ある新規就農者や女性農業者など多様な担い手の育成に取り組むとともに、地産地消や「6次産業化」を推進するなど新鮮で安全・安心な農産物の生産と消費の拡大を図る。
- (2) 都市部や中山間地などの地域特性や環境変化に応じた生産基盤の整備や新技術の導入等により、農業の効率的かつ安定的な経営環境の整備に取り組むとともに、生産緑地制度の活用等による都市農地の保全、耕作放棄地の再生利用や担い手への農地集積等による農地の有効活用を進める。

#### 2 林業の振興

林業への理解の促進や、自伐林業家、森林ボランティアなど森づくりを支える多様な担い手の育成に取り組むとともに、間伐材の使用を始めとする木質バイオマスの利活用や公共建築物等の木造化・木質化など木材利用を促進し、林業の効率的かつ安定的な経営環境の整備と健全な森林の育成・保全を図る。

#### 3 水産業の振興

水産資源の維持・増大や漁業環境の整備など「つくり育てる漁業」を推進するとともに、水産業への理解の促進や新たな担い手の育成、地産地消の推進や観光資源としての活用に取り組み、水産業の効率的かつ安定的な経営環境の整備と消費の拡大を図る。

#### 4 安定的な供給環境等の整備

新中央市場の建設など、農林水産物の安定的な供給環境や流通機能の整備に取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                      | 事業概要                                                              |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 「ひろしま活力農業」経営者育成事業<br>【経済観光局農政課】 | 若い農業経営者を確保するため、人材の募集・選考、技術研修、農地のあっせん、ビニールハウス等の初期投資の支援を一元的に行う。     |
| 地域主体の農地利活用支援事業<br>【経済観光局農政課】    | 地域の共助の取組による農地の利活用に向け、計画を策定する地域団体に対し、専門家の派遣や、農業機械の購入経費等の補助を行う。     |
| 半林半X移住者支援事業(再掲)<br>【経済観光局農林整備課】 | 中山間地域の担い手を確保するため、林業を行いながら他の仕事でも収入を得る半林半Xに取り組む移住者に対して、自立に向けた支援を行う。 |

| 事業名【担当局・課】                    | 事業概要                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業生産基盤整備<br>【経済観光局農林整備課】      | 農業者の減少や高齢化等により増加する耕作放棄地の解消を図るため、小規模な農地整備を行うとともに、生産性の高い農業を促進するため、農道、水路の整備などを行う。                                                                                                                       |
| 森林経営管理推進事業<br>【経済観光局農林整備課】    | 森林が有する土砂災害防止や水源かん養などの公益的な機能を維持するため、所有者自らが管理できない私有林について、本市が管理の委託を受けた上で、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行うなどの仕組みを構築する。                                                                                               |
| 広島かき採苗安定強化事業<br>【経済観光局水産課】    | 良質なかき種苗の安定的確保に向けた対策を推進するため、海水の窒素、リン等の濃度調査を行う。                                                                                                                                                        |
| 新中央市場の整備<br>【経済観光局中央市場】       | 新中央市場として、生鮮食料品等の品質管理及び衛生管理の高度化の要請に対応した卸売市場棟などとともに、物販・飲食によるにぎわい施設を整備する。あわせて、民間活力を活用し、余剰地に物流施設を一体的に整備する。<br>(スケジュール)<br>29～4年度 基本計画策定、市場施設の計画概要・事業手法の検討等、事業者公募<br>5年度 事業者選定、設計等<br>6～14年度 設計、施設整備を順次実施 |
| 農業継承円滑化支援事業<br>【経済観光局農政課】     | 本市の市街地及びその周辺地域等において、生産性の高い都市型農業の経営に意欲のある後継者に対し、本市独自の支援を行う。                                                                                                                                           |
| 中山間地域自伐林業支援事業<br>【経済観光局農林整備課】 | 健全な森林を育成するため、森林所有者や地域住民等が自ら未利用材を森林から集積・搬出し、薪加工場に売却する活動に対する支援を行う。                                                                                                                                     |
| 林道整備等<br>【経済観光局農林整備課】         | 健全な森林の育成・保全を図るため、林道整備や林道改良、林道維持補修を行う。                                                                                                                                                                |

### 第3節 観光の振興

#### 1 広域周遊観光の取組の推進

観光産業の持続的な成長を図るため、広島広域都市圏の市町と連携した観光プログラムの開発や観光資源の整備とネットワーク化、圏域全体の一体的なプロモーション活動などによる広域周遊観光の取組を推進するとともに、インターネットなどを通じ、他者や社会へ一定の影響を与えるインフルエンサー等を活用して圏域内の観光情報を発信する。

#### 2 観光客の受入環境向上に向けた取組の推進

- (1) 増加する国内外からの観光客、中でも外国人観光客の受入環境の向上を目指し、多言語化を始めとする観光サインの整備や無料公衆無線LANサービスの拡充などを進める。
- (2) 繁忙期において、宿泊施設が不足することのないよう、その整備を促進するとともに、交通への影響や環境への負荷など観光地におけるオーバーツーリズムへの対応を進めながら、観光客と住民生活との調和が図られるよう、その適切な管理に取り組む。
- (3) より一層のおもてなしの向上を図るため、大学や経済界等と連携した観光人材や観光事業者の育成に向けた取組を推進する。

#### 3 MICEの取組の推進

MICEに係る支援制度の強化や圏域内の歴史的建造物などの魅力的な地域資源の活用、MICE参加者と地元企業等との交流を促進する取組など産学公の連携、グローバルMICE

E都市にふさわしいMICE施設の整備に向けた検討など、MICEの取組を推進する。

#### 4 誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進

- (1) 年間を通じた誘客に向けて、宿泊客が少ない冬季や初夏における広島ならではの特色ある「食」をテーマとした観光キャンペーンの実施、ピースツーリズムの推進、神楽等の伝統芸能の活用、瀬戸内海の多島美など豊かな自然を生かした観光プログラムの開発等を進めるとともに、築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城のリニューアルを図る。
- (2) 回遊性を高めるための観光施設等の共通割引券の発行や、様々な観光資源を活用した早朝や夜の観光メニューの充実など、宿泊等を伴う滞在時間の拡大による観光消費額の増大に向けた取組を推進する。

##### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                 | 事業概要                                                                                                                |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島広域都市圏協議会事業<br>【企画総務局広域都市圏推進課】            | 様々な媒体等を活用した圏域情報の発信や、圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援、圏域内市町を巡るツアー等を実施することにより、圏域内住民の交流を促進する。                                       |
| “神楽”まち起こし協議会事業<br>(再掲)<br>【企画総務局広域都市圏推進課】  | 広島広域都市圏内市町と連携して、神楽公演の開催や神楽の継承をサポートする取組などを行う。                                                                        |
| “食と酒”まち起こし協議会事業<br>(再掲)<br>【企画総務局広域都市圏推進課】 | 広島広域都市圏内市町と連携して、郷土自慢の食と酒の紹介や販路拡大の支援等を行う。                                                                            |
| “西国街道”まち起こし協議会事業<br>【企画総務局広域都市圏推進課】        | 広島広域都市圏内市町と連携して、西国街道に関する広報活動や西国街道を活用したイベント等を実施する。                                                                   |
| 芸備線を活用した観光振興<br>【経済観光局観光政策部】               | 芸備線沿線の地域活性化や誘客の促進による観光消費の拡大等を図るため、沿線市等が一体となって、観光列車等による沿線周遊ツアー等を実施する。                                                |
| 広島広域都市圏観光振興事業<br>【経済観光局観光政策部】              | 広島広域都市圏域全体としての誘客促進、広域的な観光ルートの創出、滞在型観光客の拡大を図るため、市町を周遊し、各市町の観光資源を体験できる日帰り・宿泊型ツアーや、関西地方において、圏域市町の観光資源や特産品のPRイベントを実施する。 |
| みなとオアシスにぎわいづくり<br>【都市整備局みなと振興課】            | みなとオアシスに登録された港のある広島広域都市圏内市町と連携し、PRブースの出展など、イベントへの相互参加を行う。                                                           |
| 広告付き観光サインの導入<br>【経済観光局観光政策部】               | 観光サインの更新や維持管理を適切に行うことにより、観光客等の更なる利便性向上等を図るため、広告付き観光サインを導入する。                                                        |
| 広島城ライトアップの実施<br>【経済観光局観光政策部】               | G7広島サミットの歓迎機運の醸成を図るとともに、広島の魅力を発信するため、サミット開催期間中に7色を用いて広島城天守閣をライトアップする。                                               |
| 広島広域都市圏の情報発信拠点の運営(再掲)<br>【経済観光局経済企画課】      | 圏域の特産品や観光などの情報発信拠点である「V BASE(ブイベース)」を運営する。                                                                          |
| 外国人旅行者の受入環境整備<br>【経済観光局観光政策部】              | 外国人旅行者のニーズを的確に捉えた受入環境の整備・充実を促進することにより、安心して快適に移動・滞在・観光することができる環境を提供し、広島への訪問を促進するとともに、外国人旅行者の満足度を高め、リピーターの増加を図る。      |

| 事業名【担当局・課】                             | 事業概要                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光案内所における多言語通訳サービスの導入<br>【経済観光局観光政策部】  | G7広島サミット開催前後に増加が見込まれる訪日外国人に英語以外の言語でも対応できるよう、観光案内所に多言語通訳サービスを導入する。                                                                                            |
| クルーズ客船誘致事業<br>【経済観光局観光政策部】             | クルーズ客船寄港による観光需要を地域活性化につなげるため、広島県等と構成する広島港客船誘致・おもてなし委員会に参画し、歓迎式典、観光案内等を実施する。                                                                                  |
| MICE受入態勢の整備<br>【経済観光局観光政策部】            | 歴史的建造物や文化施設等での会議の開催など特別感や地域特性を演出するユニークベニューにおけるおもてなし機能の向上に向けて、広島広域都市圏の市町と連携して取り組む。また、MICE誘致における産業界との連携を強化するため、地元企業等とMICE参加者向けの産業技術や研究施設の視察などの交流プログラムを開発・運用する。 |
| MICE施設整備の検討<br>【経済観光局観光政策部】            | 商工センター地区の活性化に資するMICE施設整備の実現可能性を検討する。                                                                                                                         |
| コンベンション開催に伴う支援<br>【経済観光局観光政策部】         | 広島市で開催する国際会議等の現地参加者を確保するため、シャトルバスの運行支援や伝統芸能等の実演によるおもてなし等の支援を行う。                                                                                              |
| コンベンション誘致助成<br>【経済観光局観光政策部】            | 国際・国内会議を誘致するため、開催経費の一部を補助する。                                                                                                                                 |
| コンベンション見本市への出展による誘致活動等<br>【経済観光局観光政策部】 | MICEの取組を推進するため、コンベンション見本市への出展による誘致活動等を行う。                                                                                                                    |
| 「食」による観光振興<br>【経済観光局観光政策部】             | 広島広域都市圏の市町と連携し、「食」をテーマとした周遊キャンペーンを実施する。                                                                                                                      |
| 広島神楽振興事業<br>【経済観光局観光政策部】               | 伝統芸能「神楽」を観光資源としてメニュー化するため、観光客が気軽に神楽を楽しむとともに、旅行会社等が神楽を旅行商品の中に組み込むことができる事業を展開する。また、G7広島サミットの歓迎機運の醸成を図るとともに、広島神楽の魅力を発信するため、夜神楽特別公演等を開催する。                       |
| 広島城観光振興事業<br>【経済観光局観光政策部】              | 広島城を魅力ある観光資源として磨きをかけ、世界遺産の原爆ドームや平和記念公園と並ぶ観光資源として活性化させることで、観光客の増加を図る。                                                                                         |
| 広島城の魅力向上(再掲)<br>【市民局文化振興課】             | 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を進める。                                                                                                         |
| ピースツーリズム推進事業<br>【経済観光局観光政策部】           | 外国人旅行者等の市内での周遊を促進するため、主要な平和関連施設を巡るスマートフォン用コンテンツの提供やプロモーション等に取り組む。また、G7広島サミットで各国首脳が訪れた平和関連施設等を巡るメディア等向けモニターツアー等を実施する。                                         |
| 修学旅行誘致事業<br>【経済観光局観光政策部】               | 全国の学校等への個別誘致訪問、県外の教員を対象とした平和学習講習会の開催や、修学旅行コースの体験研修会の実施など、来広修学旅行生の誘致に向けた取組を実施する。                                                                              |
| 瀬戸内4県都市連携観光プロモーション事業<br>【経済観光局観光政策部】   | 瀬戸内4県都市と共同で、外国人向けの媒体を活用した情報発信や、海外メディア向けのモニターツアーの実施・記事配信を行う。                                                                                                  |
| 地域の観光資源を活用したプロモーション事業<br>【経済観光局観光政策部】  | 外国人旅行者の来訪促進のため、広島県等と共同でターゲットとしている国や地域を対象としたプロモーション活動を行う。                                                                                                     |

| 事業名【担当局・課】                                | 事業概要                                                                                                      |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SNS活用プロモーション事業<br>【経済観光局観光政策部】            | 観光客の誘致と滞在時間の延長を図るため、G7広島サミットで各国首脳が訪れた平和関連施設等を題材に作成した漫画等の広島の魅力を伝えるコンテンツを作成し、SNS等で発信する。                     |
| フィルム・コミッション事業<br>【経済観光局観光政策部】             | G7広島サミットの取材のため本市を訪れるメディア関係者等を対象に、広島に関連する映画の鑑賞会等を開催する。                                                     |
| 広島サミット県民会議への負担金（再掲）<br>【企画総務局G7広島サミット推進室】 | 県、市及び経済団体等で構成する広島サミット県民会議に対し、安全・安心で円滑な開催支援、おもてなし・歓迎機運の醸成、平和の発信、広島の魅力の発信、ポストサミットを見据えた若者の参画等の取組に要する経費を負担する。 |

## 第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進

### 1 国際交流・国際協力の推進

姉妹・友好都市や交流・連携宣言都市を始めヒロシマの知名度を生かした海外諸都市との交流の推進や、市民主体の国際交流の促進に取り組むとともに、国連機関・国際機関や二国間交流団体などとの連携を強化し、幅広い分野での国際交流・国際協力の推進を図る。

### 2 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

外国人市民の暮らしやすさに配慮し、生活関連情報の多言語化等のコミュニケーション支援に取り組むとともに、防災や教育、就労など生活支援等の施策の拡充を図る。

### 3 多文化共生意識の高揚

外国人に対する地域の文化や習慣などへの理解の促進を図るとともに、学校教育や各種啓発活動等を通じた多文化共生意識の高揚などに取り組む。

（主な事業）

| 事業名【担当局・課】                                     | 事業概要                                                                                                                             |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「姉妹・友好都市の日」記念イベント<br>【市民局国際化推進課】               | 平成13年（2001年）に姉妹・友好都市ごとに創設した「姉妹・友好都市の日」に、市民参加型の記念イベントを実施することにより、市民交流の一層の拡大と市民の国際意識の高揚を図る。                                         |
| ハノーバー市姉妹都市提携40周年記念事業<br>【市民局国際化推進課、文化振興課】      | 本市とハノーバー市は昭和58年（1983年）に姉妹都市提携しており、2023年度に姉妹都市提携40周年の節目を迎えるにあたり、代表団等を相互派遣することにより、ハノーバー市との人的交流を促進するとともに、両市間の相互理解、国際意識のより一層の醸成を目指す。 |
| 大邱広域市との交流推進事業<br>【市民局文化振興課、国際化推進課】             | 本市と姉妹都市である韓国・大邱広域市との人的交流を促進するとともに、両市間の相互理解、国際意識の醸成を図るため、隔年で相互に代表団と芸術団を派遣する。                                                      |
| 国際フェスタの開催<br>【市民局国際化推進課】                       | 広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。                                                                |
| 留学生会館まつりの開催<br>【市民局国際化推進課】                     | 広島市留学生会館に居住している留学生とその家族を中心に留学生会館まつりを開催し、市民と留学生との交流、多文化共生及び異文化理解を促進する。                                                            |
| 国連訓練調査研究所（ユニタール）の研修プロジェクトに対する支援<br>【市民局国際化推進課】 | 本市が推進する国際平和施策の効果を高めるため、国連訓練調査研究所（ユニタール）が広島で開催する「平和構築に向けた核軍縮不拡散のためのワークショップ」に要する経費の一部を補助する。                                        |

| 事業名【担当局・課】                                            | 事業概要                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>帰国・外国人児童生徒教育支援事業(再掲)</p> <p>【教育委員会指導第一課、指導第二課】</p> | <p>日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。</p> |
| <p>外国人市民の日本語能力向上支援</p> <p>【市民局国際化推進課】</p>             | <p>外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けることができるよう、日本語教育コーディネーターの配置や日本語講座、習慣等の理解のための講座の開催などを行う。</p>                                                                               |
| <p>外国人市民の総合相談窓口の運営</p> <p>【市民局国際化推進課】</p>             | <p>日本語の理解が十分でない外国人市民のために多言語(中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語)で対応できる相談窓口を安芸郡4町(府中町、海田町、熊野町、坂町)と共同運営し、窓口や電話での生活支援相談、生活関連情報の提供等を行う。</p>                              |
| <p>多文化共生のまちづくり推進指針の改定</p> <p>【市民局国際化推進課】</p>          | <p>国の「地域における多文化共生推進プラン」の改定を受け、「多文化共生のまちづくり推進指針」を改定する。</p>                                                                                                         |

### 第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

#### 〔重要業績評価指標（KPI）〕

| 指標名                                                 | 基準値                 | 目標値<br>(2023)       | 最終目標値<br>(2024)     |
|-----------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 中山間地・島しょ部（山村振興法及び離島振興法の指定地域並びに農業地域類型における中山間農業地域）の人口 | 85,404人<br>(2018年度) | 82,042人<br>(2023年度) | 81,386人<br>(2024年度) |
| 住民の主体的かつ継続的な活動の支援件数                                 | 70件/年<br>(2018年度)   | 78件/年<br>(2023年度)   | 80件/年<br>(2024年度)   |

#### 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり

##### 第1項 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進

##### 1 地域資源を生かしたまちづくりの推進

- (1) 原爆ドームの保存整備や比治山公園「平和の丘」構想の実現に向けた取組の推進など、平和への願いを継承していくまちづくりを進める。
- (2) 花と緑と音楽によるおもてなしを行う「花と緑と音楽の広島づくり」の推進や、水上交通ネットワークの形成を始め「水の都ひろしま」にふさわしい水辺を生かした取組の推進など、水と緑を生かした潤いのあるまちづくりを進める。
- (3) 広島城の活用や西国街道を軸としたまちづくりなど、歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。
- (4) 平和大通りなどの公共空間を活用したにぎわいづくりや建築物の低層階への商業施設の誘導、回遊性の向上等を図るための歩行環境の整備、市民・企業・地権者等による地域の良い環境や価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動の促進など、人々が憩い、交流する魅力とにぎわいのあるまちづくりを進める。

##### 2 良い景観の形成

- (1) 景観に関する市民意識の醸成や建築物等の景観誘導などにより、本市の特性を生かした良い景観の形成に取り組む。
- (2) 平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑を経て原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成するため、実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する。

##### （主な事業）

| 事業名【担当局・課】                          | 事業概要                                                                  |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 原爆ドームの保存整備(再掲)<br>【都市整備局公園整備課】      | 史跡原爆ドームの永久保存を目標に置き、次の世代に理想的な姿で確実に継承するための保存の措置に取り組む。                   |
| 比治山公園「平和の丘」に係る取組の推進<br>【企画総務局政策企画課】 | 比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、比治山公園を「国際文化都市」として復興した広島の「今」を実感できる新たな拠点として、再整備を行う。 |

| 事業名【担当局・課】                                | 事業概要                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平和のタペコンサートの開催<br>(再掲)<br>【市民局文化振興課】       | オーケストラの演奏によって、市民が「平和への思い」を共有し、これまで本市が取り組んできた音楽事業で芽生えた平和文化の精神の継承と普及を図るため、平和のタペコンサートを開催する。                                                                            |
| 四季の花プランターによるおもてなし<br>【都市整備局みなと振興課、緑政課】    | 広島駅周辺地区、紙屋町・八丁堀地区、広島港に設置したプランター等に、企業等の協賛や市民等の協力を得て花と緑を飾る。                                                                                                           |
| 地域における花と緑のまちづくり活動の促進<br>【都市整備局緑政課】        | 道路、公園等公共空間を花で飾る活動を3年以上継続的に行っている地域団体に対し、花苗、肥料等を提供する。                                                                                                                 |
| 花と緑の広島づくりネットワークの展開<br>【都市整備局緑政課】          | 「花と緑の広島づくりネットワーク」の登録者を対象に講習会や交流会を開催するほか、ネットワークの中核的な役割を担うコーディネーターを養成する。                                                                                              |
| 学校を花で飾る取組<br>【都市整備局緑政課】                   | 花を愛でる市民意識の醸成に向け、小学校等への切り花等の資材提供や花壇づくりに係る講師派遣を実施する。                                                                                                                  |
| 広島交響楽団等による花と音楽のイベント(再掲)<br>【市民局文化振興課】     | 市民や広島を訪れる人たちの誰もが音楽文化と四季折々の花々に触れることができるよう、広島交響楽団による四季を感じられるコンサートを年3回シリーズとして実施する。                                                                                     |
| 公園緑地等整備<br>【都市整備局公園整備課】                   | 市民活動や憩いの場の提供、良好な都市景観の形成などの役割を担う公園や河岸緑地の整備を行う。                                                                                                                       |
| 水の都ひろしま推進協議会の運営等<br>【経済観光局観光政策部】          | 市民団体、経済・観光団体、学識経験者及び行政機関の関係者で構成される「水の都ひろしま推進協議会」の運営等を行う。                                                                                                            |
| 広島駅周辺地区の水辺空間における新たなにぎわい創出<br>【経済観光局観光政策部】 | 広島駅周辺地区の水辺空間において、民間主導の恒常的かつ自立的なにぎわい創出に取り組むとともに、G7広島サミット参加国に関連する飲食物の販売等を実施する。                                                                                        |
| 広島城の魅力向上(再掲)<br>【市民局文化振興課】                | 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を進める。                                                                                                                |
| 平和大通りの利活用の推進<br>【経済観光局観光政策部】              | 平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなにぎわいを生み出す空間にしていいため、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組を進める。<br>(スケジュール)<br>3・4年度 基本計画策定等<br>5年度 測量・実施設計、民間事業者公募準備等<br>6年度以降 民間事業者公募・選定、整備 |
| ウォーカブルな人中心の道路空間の形成(再掲)<br>【道路交通局道路計画課】    | 居心地が良く歩きたくなる歩行環境を作ることにより回遊性の向上を図るため、地元関係者と連携・協働しながら、道路空間の再整備等に取り組む。                                                                                                 |
| 魅力ある都心づくり推進事業(再掲)<br>【都市整備局都市機能調整部】       | 広島駅周辺地区及び紙屋町・八丁堀地区におけるエリアマネジメント活動への支援や都市再生緊急整備協議会の運営など、広島都市圏の発展をけん引する役割を担う都心部のにぎわいの創出や回遊性の向上のための取組を行う。                                                              |
| 景観行政の推進<br>【都市整備局都市計画課】                   | 原爆ドーム北側のエリアにおける高さ制限等により、平和記念資料館本館下から原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成に取り組む。                                                                                                  |

## 第2項 デルタ周辺部の魅力あるまちづくりの推進

### 1 地域資源を生かしたまちづくりの推進

安佐動物公園の再整備や広島広域公園の施設改修、植物公園や森林公園、憩の森等の利用促進など、市民を始め多くの人々が集い、やすらぎや活力を感じることでできる環境づくりに取り組むとともに、大学と地域との連携により、大学の知的資源等を生かしたまちづくりを進める。

### 2 住宅団地の活性化に向けた取組の推進

住宅団地において、地域コミュニティの次世代の担い手となる子育て世帯の住み替えを促進するとともに、地域が主体的・継続的に行う空き家等を活用した活動拠点の確保や街並みルールづくりを支援するなど、住宅団地の活性化に向けた取組を進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                      | 事業概要                                                                                                           |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安佐動物公園整備<br>【都市整備局公園整備課】                        | 安佐動物公園再整備基本計画に基づき、第1期整備としてアフリカ平原エリアの再整備を行う。                                                                    |
| 植物公園整備<br>【都市整備局緑政課】                            | 花と緑と音楽の広島づくりの拠点施設である植物公園の整備を行う。                                                                                |
| 広島広域公園整備<br>【都市整備局緑政課】                          | 広島広域公園の更なる活性化を図るため、広島広域公園の施設改修を行う。                                                                             |
| 住宅団地における住替え促進事業<br>【都市整備局住宅政策課】                 | 住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や家賃の一部を補助する。                                 |
| 三世帯同居・近居支援事業<br>【企画総務局コミュニティ再生課】                | 子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下の子がいる世帯が、広島市内に居住する親世帯の近くへ住み替える(同居を含む。)場合に、引越し費用等の一部を補助する。 |
| “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】 | 町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援する。                                                    |

## 第3項 中山間地・島しょ部の魅力あるまちづくりの推進

### 1 定住者受入れのための環境整備等

新規就農者の育成や農林業への従事を考える移住者への支援など、「仕事の確保」、「住宅の確保」、「地域の受入態勢の構築」の三つの観点を踏まえた定住者受入れのための環境整備に取り組むとともに、地元中小企業の雇用確保等への支援などを通じ、地域コミュニティ活性化のための担い手確保に取り組む。

### 2 魅力ある里山づくりの促進

健全な森林の育成に向けた間伐材等の利活用やそのビジネス化を図るための環境整備、市民に身近な里山林の整備等による人と野生鳥獣の共存できる環境の確保など、魅力ある里山づくりを促進する。

### 3 地域資源を生かしたまちづくりの推進

交流人口の拡大に向け、自然や温泉、歴史、文化、伝統などの地域資源の活用や、一定のエリア設定による総合的な取組の推進、国内外からの修学旅行等を対象とした農山村体験民泊の受入環境整備などによる住民主体の地域づくりの取組の促進を図るとともに、これらと連携した公共施設の再整備などに取り組む。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                    | 事業概要                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 半林半X移住者支援事業<br>【経済観光局農林整備課】                   | 中山間地域の担い手を確保するため、林業を行いながら他の仕事でも収入を得る半林半Xに取り組む移住者に対して、自立に向けた支援を行う。                                                                      |
| 定住促進に係るフェアへの出展等<br>【企画総務局地域活性推進課】             | 定住フェアへの出展等を通じて、中山間地域の魅力を発信し、定住者の確保につなげる。                                                                                               |
| 「ひろしま活力農業」経営者育成事業(再掲)<br>【経済観光局農政課】           | 若い農業経営者を確保するため、人材の募集・選考、技術研修、農地のあっせん、ビニールハウス等の初期投資の支援を一元的に行う。                                                                          |
| 中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業<br>【企画総務局地域活性推進課】        | 中山間地域の空き家を住居や地域の魅力スポットとして有効活用するため、空き家に関する相談から活用までを一体的に支援する。                                                                            |
| 定住者と地域との相互理解の促進<br>【企画総務局地域活性推進課】             | 中山間地域への円滑な定住を促進するため、定住者と定住者を受け入れる地域をつなぐセミナーを開催する。                                                                                      |
| 中山間地域における中小企業の人材確保支援事業(再掲)<br>【経済観光局ものづくり支援課】 | 地域活動を行いやすい職場づくりや働きやすい職場づくりに取り組む中山間地域の中小企業等に対し、職場環境の改善や人材確保、企業PR力の向上に要する経費を補助する。                                                        |
| 企業立地促進補助事業(再掲)<br>【経済観光局産業立地推進課】              | 圏域に経済的な波及効果が期待できる業種や本社機能の移転等を対象とし、建物を賃借して事業所を設置する企業に補助金を交付する。                                                                          |
| 中山間地域自伐林業支援事業(再掲)<br>【経済観光局農林整備課】             | 健全な森林を育成するため、森林所有者や地域住民等が自ら未利用材を森林から集積・搬出し、薪加工場に売却する活動に対する支援を行う。                                                                       |
| 林道整備等(再掲)<br>【経済観光局農林整備課】                     | 健全な森林の育成・保全を図るため、林道整備や林道改良、林道維持補修を行う。                                                                                                  |
| 有害鳥獣対策<br>【経済観光局農政課】                          | 有害鳥獣による農作物及び生活環境被害に対処するため、防除、駆除及び環境整備に取り組むとともに、駆除班及び農家の負担軽減や、効果的な駆除体制への移行を促すため、捕獲した有害鳥獣の焼却施設への運搬等を民間事業者へ委託する取組を実施する。                   |
| 広島神楽振興事業(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】                  | 伝統芸能「神楽」を観光資源としてメニュー化するため、観光客が気軽に神楽を楽しむとともに、旅行会社等が神楽を旅行商品の中に組み込むことができる事業を展開する。また、G7広島サミットの歓迎機運の醸成を図るとともに、広島神楽の魅力を発信するため、夜神楽特別公演等を開催する。 |
| 戸山地域・湯来地域の活性化プランの推進<br>【企画総務局地域活性推進課】         | 地域住民、事業者で構成する戸山地域・湯来地域活性化推進協議会と連携して取りまとめる活性化プランに基づき、両地域の活性化に取り組む。                                                                      |
| 湯来地域におけるスポーツと温泉の連携施策の推進(再掲)<br>【市民局スポーツ振興課】   | 湯来地域の活性化を図るため、スポーツチーム等の合宿誘致に向けた検討やクアハウス湯の山等の活用に向けた整備など、スポーツと温泉を連携させた取組を行う。                                                             |

| 事業名【担当局・課】                                      | 事業概要                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】       | 区役所が、市政車座談義や区長と住民との対話等を踏まえ、企画・立案力を十分に発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、魅力と活力のあるまちづくりを推進する。                                  |
| “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】 | 町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援する。                                                                                |
| 似島歓迎交流センターの整備<br>【企画総務局地域活性推進課】                 | 小・中学生の利用促進と民間企業などの新たな利用者の獲得に向け、食堂棟やコテージの新築等を行う。<br>(スケジュール)<br>元・2年度 整備計画の策定、基本設計、実施設計、地質調査、<br>土壌汚染調査<br>3年度 実施設計、土壌汚染対策工事等<br>4・5年度 整備工事 |
| スポーツ大会の開催支援<br>【企画総務局地域活性推進課】                   | 交流人口の拡大に向け、似島で少年スポーツ大会を開催する者に対し、開催に要する経費を補助する。                                                                                             |

## 第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実

### 1 中区

#### (1) 都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり

中四国地方の中核都市として、高次都市機能の集積が進む広島市の都心の魅力を生かした新たなイベントの開催や、様々な目的の来訪者を受け入れるためのもてなし活動の充実など、多くの人が集う活力あるまちづくりを進める。

#### (2) 自然と歴史、文化芸術を生かしたまちづくり

「水の都ひろしま」にふさわしい水辺を生かした取組や、豊富な歴史的・文化芸術的資源を活用したにぎわいづくりなど、身近な地域資源を生かした個性的で魅力あるまちづくりを進める。

#### (3) 互いに尊重し、地域で支え合い、多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくり

住民がその人らしい役割を担って、互いに支え合う体制づくりに取り組み、子どもや高齢者、障害者など多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくりを進める。

#### (4) 地域コミュニティを育むまちづくり

地域課題の解決やまちの活性化に向けて、住む人・働く人・学ぶ人など様々な人々が交流し、地域コミュニティや多様な市民活動を活性化させるまちづくりを進める。

#### (5) 災害に強く、犯罪や事故の起こりにくい安全・安心なまちづくり

「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。」との理念の下、防犯・防災意識の向上を図るとともに、地域と行政が一体となり、防犯・防災力の高いまちづくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(中区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【中区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり」、「自然と歴史、文化芸術を生かしたまちづくり」、「互いに尊重し、地域で支え合い、多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくり」、「地域コミュニティを育むまちづくり」及び「災害に強く、犯罪や事故の起こりにくい安全・安心なまちづくり」に取り組む。 |

## 2 東区

(1) 安全・安心で、元気あふれるまちづくり

見守り体制の確保や防災・防犯力の強化に取り組み、住民が安全・安心に暮らすことができ、笑顔と元気があふれるまちづくりを進める。

(2) みんなで支え合うまちづくり

住民の助け合いや支え合いにより、子どもや高齢者、障害者など、全ての区民が住み慣れた地域で幸せに暮らせるまちづくりを進める。

(3) 地域資源を生かした個性豊かなまちづくり

都心の近くにある緑豊かな自然や歴史的・文化的にも価値の高い寺社、地域の伝統行事など、魅力的な地域資源を生かした個性豊かなまちづくりを進める。

(4) おもてなしの心あふれるまちづくり

J R広島駅新幹線口周辺地区（エキキタ）を始め、各地域において、来訪者と住民や住民相互の出会いとふれあいの場の創出などに取り組み、おもてなしの心あふれるまちづくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                | 事業概要                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(東区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【東区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「安全・安心で、元気あふれるまちづくり」、「みんなで支え合うまちづくり」、「地域資源を生かした個性豊かなまちづくり」及び「おもてなしの心あふれるまちづくり」に取り組む。 |

## 3 南区

(1) 陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり

今後も更なる機能強化が見込まれる広島駅南口や広島港の周辺地区において、広島市の陸と海の玄関としての特色を生かし、住民、企業及び区役所等が協働して魅力を発信し、多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくりを進める。

(2) 人と人のつながりを大切にみんなが支え合う安全・安心なまちづくり

地域活動の担い手の育成や地域の防災・防犯力の強化など地域課題の解決に向け、住民の主体的なコミュニティづくりの取組に対する支援などにより、みんなが見守り支え合う安全・安心なまちづくりを進める。

(3) 歴史を生かす、文化やスポーツを楽しむ地域に愛着を持って心豊かに暮らせるまちづくり

歴史的・文化的資源を保存・活用する取組やスポーツ活動など、子どもから高齢者、障害者など多様な住民が参加する様々な行事を通じて、みんなが地域に愛着を持って楽しく

心豊かに暮らせるまちづくりを進める。

(4) 山や島などの豊かな自然の魅力を活用した美しいまちづくり

山や島などの豊かな自然の魅力に触れ、その大切さを学ぶことのできる環境づくりに取り組むとともに、それらの魅力を次世代へ継承していく、自然の魅力を活用した美しいまちづくりを進める。特に似島については、人口減少等の課題解決に向けて、その地域資源を生かした取組を重点的に進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(南区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【南区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「陸と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり」、「人と人のつながりを大切にみんなが支え合う安全・安心なまちづくり」、「歴史を生かす、文化やスポーツを楽しむ地域に愛着を持って心豊かに暮らせるまちづくり」及び「山や島などの豊かな自然の魅力を活用した美しいまちづくり」に取り組む。 |

#### 4 西区

(1) 地域資源を活用したまちづくり

太田川放水路や天満川、宗箇山（三滝山）や鈴ヶ峰などの豊かな自然や、西国街道、三瀧寺などの歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進める。

(2) にぎわいのあるまちづくり

子どもから高齢者、外国人などの様々なヒトや、モノ・情報が行き交うにぎわいのある活動的なまちづくりを進める。

(3) 元気アップを目指したまちづくり

人と人のつながりを通して次世代の人材を育てるとともに、みんなで助け合い、支え合う健康で元気なまちづくりを進める。

(4) 安全・安心で美しいまちづくり

災害への備えを十分に行うとともに、犯罪や事故の起こりにくい、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。また、環境や景観に配慮した美しいまちづくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                | 事業概要                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(西区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【西区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「地域資源を活用したまちづくり」、「にぎわいのあるまちづくり」、「元気アップを目指したまちづくり」及び「安全・安心で美しいまちづくり」に取り組む。 |

#### 5 安佐南区

(1) 地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり

歴史・文化などの地域資源を活用し、住宅団地を始めとしたそれぞれの地域への愛着と誇りを育むとともに、住民、企業等の事業者、関係機関、行政（区役所）が協働し、魅力にあふれ、様々な人が訪れるまちづくりを進める。

(2) みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり

住民、企業等の事業者、関係機関、行政（区役所）がそれぞれの立場を担い、協働して

地域の福祉や住民の健康づくりを推進するとともに、平成26年(2014年)8月の豪雨災害などの教訓を踏まえた防災力、犯罪を未然に防ぐ防犯力を高め、誰もが安全・安心・健康に暮らせるまちづくりを進める。

(3) 自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり

里山や川などの身近な自然を保全・活用し、農林業の振興や中山間地の活性化、住民が自然と触れることのできる環境づくりに取り組み、自然と共に豊かに暮らし、自然を通じて人々が交流するまちづくりを進める。

(4) 地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり

大学と地域の交流・連携を促進し、大学の知的資源を活用した学びの機会の創出や、大学生のパワーやアイデアを生かした協働の取組により、地域課題の解決を図るとともに、文化的で活力にあふれるまちづくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                                  | 事業概要                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(安佐南区)<br><b>【企画総務局コミュニティ再生課】</b><br><b>【安佐南区地域起こし推進課】</b> | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり」、「みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり」、「自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり」及び「地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり」に取り組む。 |

## 6 安佐北区

(1) 都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり

都市圏北部の拠点として生活サービス機能の充実や、安佐北区の産業の中心となる中小・小規模事業者の振興を図り、雇用を創出することで地域経済を活性化させ、人口の流出に歯止めを掛けるとともに、多くの人が集い、活力にあふれるにぎわいのあるまちづくりを進める。

(2) 支え合いの心を育み、住み続けられるまちづくり

住民の誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らし続けることができる「地域共生社会」を実現するため、高齢者の見守り活動や子どもの居場所づくりなどの課題に取り組む地域コミュニティの活性化と担い手の確保を図り、支え合い、みんなが住み続けられるまちづくりを進める。

(3) 自然や歴史、伝統文化など地域資源を生かしたまちづくり

豊かな自然や歴史ある寺社・遺跡、神楽・和太鼓などの伝統芸能、きれいな地下水を利用した酒や醤油等の醸造業など、安佐北区ならではの地域資源を次世代に継承するとともに、これらの地域資源を生かしたまちづくりを進める。

(4) みどりの恵みが実るまちづくり

農林業における多様な担い手の育成・支援や農業生産基盤の整備を進め、その振興を図るとともに、農地や里山などの地域資源を活用し、都市部の住民との交流、定住の促進など中山間地の活性化を図るまちづくりを進める。

(5) 安全で災害に強いまちづくり

自然災害の起きやすい地理的条件や、異常気象に起因する自然災害が多発している状況を踏まえ、関係行政機関や住民と一体となって、安全で安心して暮らせる災害に強いまち

づくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                    | 事業概要                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(安佐北区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【安佐北区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり」、「支え合いの心を育み、住み続けられるまちづくり」、「自然や歴史、伝統文化など地域資源を生かしたまちづくり」、「みどりの恵みが実るまちづくり」及び「安全で災害に強いまちづくり」に取り組む。 |

## 7 安芸区

(1) 人を育み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくり

まちづくりの担い手や子育て支援体制の確保、防災・防犯力の強化などの地域課題の解決に取り組み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくりを進める。特に、中山間地では、定住の促進などにより、地域コミュニティの活性化を図る。

(2) 豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくり

岩滝山や蓮華寺山、鉾取山、絵下山などの山々や瀬野川の水辺などの豊かな自然を保全・活用し、住民が身近に緑や水に親しむことのできる環境づくりに取り組み、豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくりを進める。

(3) ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり

かつての西国街道沿いの史跡や伝統行事を始めとする歴史・文化資源の保存・活用・継承に取り組み。また、住民が地域を愛する心を育み、多様性を受け止め、互いに認め合い、交流することができるまちづくりを進める。

(4) 東部地域をつなぐ活力とにぎわいのあるまちづくり

隣接する府中町、海田町、熊野町及び坂町を始めとした東部地域との連携を一層促進させ、住民相互の交流や経済面、生活面での結び付きを一層深めることにより、共に活力とにぎわいのあるまちづくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                  | 事業概要                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(安芸区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【安芸区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「人を育み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくり」、「豊かな自然と共存したやすらぎのあるまちづくり」、「ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり」及び「東部地域をつなぐ活力とにぎわいのあるまちづくり」に取り組む。 |

## 8 佐伯区

(1) 自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり

海、川、山などの豊かな自然環境を維持・活用するとともに、湯来温泉や湯の山温泉を始めとした魅力ある歴史や文化等の地域資源を承継・活用したまちづくりを進める。

(2) 人に優しく、快適で安全・安心なまちづくり

誰もが住みやすい環境づくりに取り組むとともに、互いに支え合う安全で安心なまちづくりを進める。

(3) 地域力を高め、元気で活力のあるまちづくり

地域コミュニティを育むとともに、身近な地域資源を活用した住民の主体的かつ継続的な取組を促進し、元気で活力のあるまちづくりを進める。

(4) 人が集い交流する、にぎわいのあるまちづくり

コイン通りや五日市埠頭などの地域資源を活用し、近隣市町である廿日市市、大竹市、安芸太田町との連携も図りながら、イベントの開催や観光の振興などに取り組み、活発な交流やにぎわいのあるまちづくりを進める。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                  | 事業概要                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(佐伯区)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】<br>【佐伯区地域起こし推進課】 | 区の魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、区役所が住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することにより、「自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり」、「人に優しく、快適で安全・安心なまちづくり」、「地域力を高め、元気で活力のあるまちづくり」及び「人が集い交流する、にぎわいのあるまちづくり」に取り組む。 |

### 第3節 広島広域都市圏の発展への貢献

別に定める「第2期広島広域都市圏発展ビジョン」のとおり

## 基本目標3 文化が息づき豊かな人間性を育むまち

### 第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

#### 〔重要業績評価指標（KPI）〕

| 指標名                                                     | 基準値                              | 目標値<br>(2023)                        | 最終目標値<br>(2024)                      |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 就業者数（広島県）                                               | 1,433千人<br>(2018年)               | 1,451千人<br>(2023年)                   | 1,455千人<br>(2024年)                   |
| 固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合                                  | 女性 72.2%<br>男性 64.0%<br>(2018年度) | 女性 74.6%以上<br>男性 64.1%以上<br>(2023年度) | 女性 74.6%以上<br>男性 64.1%以上<br>(2024年度) |
| 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業数(従業員数300人以下の企業) | 62社<br>(2018年度)                  | 470社<br>(2023年度)                     | 500社<br>(2024年度)                     |
| 公民館等の利用者数                                               | 9,620,727人/年<br>(2018年度)         | 9,663,300人/年<br>(2023年度)             | 9,663,300人/年<br>(2024年度)             |
| 1年間に、自ら文化芸術活動を行った又は文化芸術を鑑賞した市民の割合                       | 60.7%<br>(2018年度)                | 69.5%<br>(2023年度)                    | 70.0%<br>(2024年度)                    |
| 週1回以上運動・スポーツをする市民の割合                                    | 67.7%<br>(2018年度)                | 72.8%<br>(2023年度)                    | 73.0%<br>(2024年度)                    |
| 1年間に、住んでいる地域のコミュニティ活動に参加した市民の割合                         | 56.4%<br>(2018年度)                | 64.4%<br>(2023年度)                    | 66.4%<br>(2024年度)                    |

#### 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進

##### 第1項 地域の活力を生み出す雇用等の促進

###### 1 若い世代の人材確保

地元企業や国、県、圏域内の市町等と連携し、地元企業におけるインターンシップの拡充や、東京・関西圏からのU I J ターンの促進など、地元の学校の卒業生を始め多くの若者を圏域内に引き付ける取組を推進する。

###### 2 雇用環境の整備促進

人材不足が深刻化する福祉分野などの職種の魅力向上を図るとともに、高齢者や女性、若者、障害者など全ての市民がその希望に応じて、多様な働き方を選択し、働きがいのある仕事ができるよう、企業の雇用環境整備の取組を促進する。

### 3 高齢者が活躍できる環境づくり

経験豊富な高齢者がまちのにぎわいづくりや高齢者の見守り、子どもの居場所づくりなど、地域課題に取り組める環境づくりを推進する。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                         | 事業概要                                                                                                                |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域貢献人材を育成する大学等への支援<br>【企画総務局広域都市圏推進課】              | 広島広域都市圏の発展に貢献する人材を育成するため、圏域内の大学等に対し、市町及び企業・団体等と連携して実施する教育研究活動に要する経費を補助する。                                           |
| 定住促進に係るフェアへの出展等(再掲)<br>【企画総務局地域活性推進課】              | 定住フェアへの出展等を通じて、中山間地域の魅力を発信し、定住者の確保につなげる。                                                                            |
| 「ひろしまキャリア教育応援団」の運営<br>【企画総務局政策企画課】<br>【教育委員会指導第二課】 | 広島の産業に誇りや愛着を持って、将来の地域の発展を支える人材を育てるため、経済団体、本市及び教育委員会で構成する「ひろしまキャリア教育応援団」を運営し、経済団体と行政が一丸となって、中学生を対象としたキャリア教育の充実に取り組む。 |
| 「有給長期インターンシップ」事業<br>【経済観光局雇用推進課】                   | 若者が地元企業をより深く知る機会を確保することにより、地元企業への就職、定着を図るため、大学や地域の企業と連携し、有給で長期のインターンシップに取り組む。                                       |
| 就職氷河期世代等に対する就労支援事業<br>【経済観光局雇用推進課】                 | 就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けた伴走型支援を実施する。                                                                       |
| 広島広域都市圏UIJターン促進協議会事業<br>【経済観光局雇用推進課】               | 圏域内企業の人材確保を支援するとともに、圏域内の就職世代の転出超過の減少につなげるため、国、圏域内の自治体、経済団体等が連携し、東京圏・関西圏の学生等を対象としたUIJターンの促進に取り組む。                    |
| 企業立地促進補助事業(再掲)<br>【経済観光局産業立地推進課】                   | 圏域に経済的な波及効果が期待できる業種や本社機能の移転等を対象とし、建物を賃借して事業所を設置する企業に補助金を交付する。                                                       |
| 「ひろしま活力農業」経営者育成事業(再掲)<br>【経済観光局農政課】                | 若い農業経営者を確保するため、人材の募集・選考、技術研修、農地のあっせん、ビニールハウス等の初期投資の支援を一元的に行う。                                                       |
| 男女共同参画普及啓発事業(再掲)<br>【市民局男女共同参画課】                   | 男女が共に活躍できる社会の実現に向け、市民や事業所等に対し、男女共同参画推進事業者の顕彰、事業所等向け男女共同参画支援講座の開催、小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成等の男女共同参画に関する啓発事業を行う。           |
| 働く女性・若者のための就労環境整備の推進(男女共同参画課分)(再掲)<br>【市民局男女共同参画課】 | 女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍に係る一般事業主行動計画の策定等に係る研修会を実施する。                                                    |
| 働く女性・若者のための就労環境整備の推進(雇用推進課分)<br>【経済観光局雇用推進課】       | 女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、無料相談会の開催、働きやすい職場環境づくりに係るコンサルティング経費の補助及び優良企業の認定制度の運用を行う。   |
| 保育・介護人材サポート事業<br>【経済観光局雇用推進課】                      | 「ひろしま保育・介護人材応援プロジェクト」の取組の一環として、地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇改善を図る。                                   |
| 中山間地域における中小企業の人材確保支援事業(再掲)<br>【経済観光局ものづくり支援課】      | 地域活動を行いやすい職場づくりや働きやすい職場づくりに取り組む中山間地域の中小企業等に対し、職場環境の改善や人材確保、企業PR力の向上に要する経費を補助する。                                     |

| 事業名【担当局・課】                                      | 事業概要                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】 | 町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に<br>行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援する。                                                                        |
| 「協同労働」促進事業<br>【経済観光局雇用推進課】                      | 「協同労働」の周知や地域人材の発掘等を目的とした取組事例発表会や<br>勉強会を開催するとともに、個別プロジェクトの立ち上げ・継続支援等を行<br>う。さらに、シルバー人材センターとの連携を一層強化して、新たな団体の<br>立ち上げや運営を支援する体制づくりを進める。 |

## 第2項 男女が共に活躍できる社会の実現

### 1 政策の立案等への女性の参画拡大

本市審議会や行政委員会の女性委員、本市の女性管理職の登用にに関する段階的な目標数値の設定や、男性・女性にとらわれないバランスのとれた職員配置、企業や地域団体への働き掛けなどを通じ、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に取り組む。

### 2 働く場における男女共同参画の推進とその普及促進

- (1) 再就職を希望する女性に対する就業支援や、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保、長時間労働の削減、子育て・介護支援策の充実、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画促進などの取組により、働く場における男女共同参画の推進と、職業生活と家庭生活の両立促進を図る。
- (2) 本市が率先し、テレワークなどの弾力的な勤務の実現や、男性職員の育児休業・介護休暇制度の利用促進、働き方の改革、ハラスメント対策などを進めるとともに、非正規職員の処遇改善に取り組む。そして、経済団体等と連携し、こうした取組の市内企業への普及を図る。

### 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と男女の人権尊重

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援に取り組むとともに、男女の人権を尊重する市民意識の醸成や、性と生殖に関する健康と権利の考え方の浸透と生涯を通じた女性の健康の保持増進対策等の推進を図る。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                  | 事業概要                                                                                                      |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画推進センター管理運営<br>【市民局男女共同参画課】            | 広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において、男女共同参画に関する普及啓発、活動の場の提供等を行う。                                                    |
| 男女共同参画普及啓発事業<br>【市民局男女共同参画課】                | 男女が共に活躍できる社会の実現に向け、市民や事業所等に対し、男女共同参画推進事業者の顕彰、事業所等向け男女共同参画支援講座の開催、小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成等の男女共同参画に関する啓発事業を行う。 |
| 働く女性のための就労環境整備の推進(男女共同参画課分)<br>【市民局男女共同参画課】 | 女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍に係る一般事業主行動計画の策定等に係る研修会を実施する。                                          |
| DV防止・被害者支援対策<br>【市民局男女共同参画課】                | DVの防止と被害者への支援の充実を図るため、民間シェルターの支援やDV防止啓発リーフレットの作成等を行う。                                                     |

| 事業名【担当局・課】                | 事業概要                                                                     |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 人権意識の啓発(再掲)<br>【市民局人権啓発課】 | 市民一人一人が人権尊重への理解を深め、日常生活において人権尊重の態度や行動をとることができるよう、人権意識の高揚を目指した啓発事業等を推進する。 |

### 第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進

#### 1 多様な学びのための環境づくり

公民館等における多様な学習機会の提供とその充実や、大学等による市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

#### 2 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

#### 3 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供

公民館等における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供に取り組む。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                       | 事業概要                                                                             |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 公民館整備<br>【市民局生涯学習課】              | 多様な市民の学習活動等の振興を図るため、己斐公民館の移転建替えなど公民館整備を行う。                                       |
| 中央図書館等の移転整備<br>【市民局生涯学習課】        | 中央図書館等を、エールエールA館内に移転・集約し、「誰もが学び、憩う『平和文化』の情報拠点」として整備する。                           |
| 公民館管理運営<br>【市民局生涯学習課】            | 市民が自ら学び、学んだことを生かして地域や社会で活躍できるよう、市民の生涯学習活動の推進を図る。                                 |
| まちづくり市民交流プラザ管理運営<br>【市民局市民活動推進課】 | 市民の交流とまちづくりへの参画を促進するため、生涯学習及び市民活動を支援する。                                          |
| 図書館管理運営<br>【市民局生涯学習課】            | 幅広い資料を収集、整理、保存し、生涯学習の場として市民の利用に供するとともに、その教養や調査研究、レクリエーション等に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。  |
| 映像文化ライブラリー管理運営<br>【市民局生涯学習課】     | 映像、音楽に関する作品及び資料を収集、保存し、その活用を図ることにより、文化の向上に寄与する。                                  |
| 現代美術館管理運営<br>【市民局文化振興課】          | 美術に関する市民の知識及び教養の向上を図ることにより、市民文化の発展に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。                          |
| こども文化科学館管理運営<br>【市民局文化振興課】       | こどもの文化及び科学に関する興味・関心を高めて、創造性を喚起するとともに、向上心をかん養することにより、社会教育の発展に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。 |
| 江波山気象館管理運営<br>【市民局文化振興課】         | 気象に関する市民の興味・関心を高めるとともに、気象に対する理解を深めるための場を提供し、市民の生涯学習活動の推進を図る。                     |
| 交通科学館管理運営<br>【市民局文化振興課】          | 乗り物と交通に関する市民の興味・関心を高めるとともに、乗り物と交通に対する理解を深めるための場を提供し、市民の生涯学習活動の推進を図る。             |

| 事業名【担当局・課】              | 事業概要                                                                |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 郷土資料館管理運営<br>【市民局文化振興課】 | 郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供することにより、その教養や調査研究に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。 |
| 広島城管理運営<br>【市民局文化振興課】   | 武家文化を中心とした郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示し、市民の生涯学習活動の推進を図る。                    |

## 第2節 文化・スポーツの振興

### 第1項 文化の振興

#### 1 文化芸術活動の振興

- (1) 広島交響楽団や広島ウインドオーケストラを始めとする地元音楽関係者と連携して進める「音楽のあふれるまちづくり」について、本市の更なる魅力づくりに資するよう、経済界とも協力しながら、その充実を図る。
- (2) 本市の文化創造の拠点であるアステールプラザ等を活用した文化芸術活動の活性化、広島を拠点に活躍する芸術家・クリエイターの支援など、文化的環境の整備・充実を図るとともに、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民による主体的な文化芸術活動の促進とその担い手の育成に取り組む。

#### 2 音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興

国境や言語を超えた表現手法である音楽や映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術などを活用した平和を発信する取組の推進や、姉妹・友好都市との国際的文化交流の推進、現代美術館における平和の発信機能の強化、平和意識を醸成する活動の支援など、音楽・芸術作品等を活用した平和文化の普及・振興を図る。

#### 3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承

史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。

#### 4 関連分野と連携した取組の推進

広島広域都市圏全体の活力創出を目指し、神楽を始めとする有形無形の文化財の適切な活用による観光の取組や、茶道や書道など日本の伝統文化等を通じた国際交流の取組など、様々な関連分野と連携した取組を推進する。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                               | 事業概要                                                                                   |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島交響楽団等による花と音楽のイベント<br>【市民局文化振興課】        | 市民や広島を訪れる人たちの誰もが音楽文化と四季折々の花々に触れることができるよう、広島交響楽団による四季を感じられるコンサートを年3回シリーズとして実施する。        |
| 威風堂々クラシック in Hiroshima の開催<br>【市民局文化振興課】 | 市民に音楽を満喫してもらうとともに、その本質に触れて幸せや生きる尊さを市民と演奏家が共有できるよう、世界平和を象徴する都市「広島」の様々な場所で、一日中、音楽会を開催する。 |
| 地域生活支援事業(障害者ピーアール事業)(再掲)<br>【健康福祉局障害福祉課】 | 障害者の新たな生きがいづくりや、芸術活動を通じた社会参加の促進を図るため、作品展等を開催する。                                        |

| 事業名【担当局・課】                                    | 事業概要                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひろしま国際平和文化祭の開催<br>【市民局文化振興課】                  | 市民や国内外の観光客が本市等の文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、音楽とメディア芸術を柱とした「ひろしま国際平和文化祭」を開催する。<br>(スケジュール)<br>2年度 検討委員会設置、基本計画策定<br>3年度 実施計画策定、プレイベント開催<br>4年度 「第1回ひろしま国際平和文化祭」の開催<br>5年度以降 隔年開催に向けた準備・調整等      |
| 平和のタベコンサートの開催<br>【市民局文化振興課】                   | オーケストラの演奏によって、市民が「平和への思い」を共有し、これまで本市が取り組んできた音楽事業で芽生えた平和文化の精神の継承と普及を図るため、平和のタベコンサートを開催する。                                                                                             |
| ハノーバー市姉妹都市提携40周年記念事業(再掲)<br>【市民局国際化推進課、文化振興課】 | 本市とハノーバー市は昭和58年(1983年)に姉妹都市提携しており、2023年度に姉妹都市提携40周年の節目を迎えるにあたり、代表団等を相互派遣することにより、ハノーバー市との人的交流を促進するとともに、両市間の相互理解、国際意識のより一層の醸成を目指す。                                                     |
| 大邱広域市との交流推進事業(再掲)<br>【市民局文化振興課、国際化推進課】        | 本市と姉妹都市である韓国・大邱広域市との人的交流を促進するとともに、両市間の相互理解、国際意識の醸成を図るため、隔年で相互に代表団と芸術団を派遣する。                                                                                                          |
| 現代美術館作品購入<br>【市民局文化振興課】                       | 現代美術館の魅力の向上や平和発信機能を強化するため、ヒロシマ賞受賞作家の作品を購入する。                                                                                                                                         |
| 現代美術館「ヒロシマ賞」の実施<br>【市民局文化振興課】                 | 美術の分野で人類の平和に貢献した作家の業績を顕彰し、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う「ヒロシマの心」を、美術を通して広く世界へとアピールすることを目的として、3年に1回、「ヒロシマ賞」の授与を行う。                                                                                   |
| 旧日本銀行広島支店での博物館資料の展示<br>【市民局文化振興課】             | 広島歩みについて学び、関心を深めてもらうため、近代広島歩みと海外移民をテーマとした資料を展示する。                                                                                                                                    |
| こども文化科学館の展示内容のリニューアル<br>【市民局文化振興課】            | 耐震改修工事等と合わせて、長期にわたり更新されていない展示内容をリニューアルする。                                                                                                                                            |
| 中小田古墳群整備<br>【市民局文化振興課】                        | 国の史跡に指定されている中小田古墳群の保存活用のための整備工事を行う。<br>(スケジュール)<br>～30年度 調査・検討<br>元～4年度 整備基本計画策定、基本設計<br>5年度 基本設計補正、地形測量<br>6年度以降 実施設計、整備工事                                                          |
| 埋蔵文化財の保存活用施設の整備<br>【市民局文化振興課】                 | 発掘調査で出土した文化財の保存スペースを確保するとともに、市民に歴史や文化を体験する機会を提供するため、文化財の保存活用施設を整備する。<br>(場所) 西区福島町二丁目(市営住宅福島第26アパート1・2階部分)<br>(スケジュール)<br>3～4年度 実施設計、耐震改修工事、整備工事<br>5年度 耐震改修工事、整備工事<br>6年度 整備工事、供用開始 |

| 事業名【担当局・課】                        | 事業概要                                                                                                                                   |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原爆ドームの特別史跡指定に向けた取組<br>【市民局文化振興課】  | 被爆の実相を国内外に普及・継承していくため、国との協議に必要となる総括報告書を作成するなど、特別史跡指定に向けた取組を進める。                                                                        |
| “神楽”まち起こし協議会事業<br>【企画総務局広域都市圏推進課】 | 広島広域都市圏内市町と連携して、神楽公演の開催や神楽の継承をサポートする取組などを行う。                                                                                           |
| 広島城の魅力向上<br>【市民局文化振興課】            | 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を進める。                                                                                   |
| 広島神楽振興事業(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】      | 伝統芸能「神楽」を観光資源としてメニュー化するため、観光客が気軽に神楽を楽しむとともに、旅行会社等が神楽を旅行商品の中に組み込むことができる事業を展開する。また、G7広島サミットの歓迎機運の醸成を図るとともに、広島神楽の魅力を発信するため、夜神楽特別公演等を開催する。 |
| 広島城観光振興事業(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】     | 広島城を魅力ある観光資源として磨きをかけ、世界遺産の原爆ドームや平和記念公園と並ぶ観光資源として活性化させることで、観光客の増加を図る。                                                                   |
| 国際フェスタの開催(再掲)<br>【市民局国際化推進課】      | 広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。                                                                      |

## 第2項 スポーツの振興

### 1 市民スポーツの振興

全ての市民が生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるよう、日常的にスポーツに親しむ機会を充実させるなど、市民スポーツの振興に取り組む。

### 2 スポーツ環境基盤の整備・充実

スポーツ活動を支える組織や体制の充実、スポーツボランティアやジュニア選手を育成する指導者の養成、他都市とのスポーツ交流機会の充実などを図るとともに、既存スポーツ施設の有効活用やサッカースタジアム、多目的スポーツ広場等の新たなスポーツ活動の場の創出など、競技力向上と競技人口の拡大に寄与するスポーツ環境基盤の整備とその充実に取り組む。

### 3 スポーツを通じたまちの活力創出

圏域経済の活性化や平和・友好の輪の拡大に貢献できるよう、国際的・全国的なスポーツ大会などの誘致やトップス広島等との連携による地元プロスポーツ・企業スポーツ等の振興、スポーツツーリズムの推進など、スポーツを通じたまちの活力創出を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、平和・友好のメッセージの発信に取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                               | 事業概要                                                                   |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 学校体育施設開放事業<br>【市民局スポーツ振興課】               | 生涯スポーツの振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で広島市立の小・中・高等学校の体育施設を地域住民のスポーツ活動の場として開放する。   |
| 地域生活支援事業(障害者スポーツの振興)(再掲)<br>【健康福祉局障害福祉課】 | 障害者スポーツの競技力向上や普及促進を図るため、広島市障害者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等を行う。 |

| 事業名【担当局・課】                                | 事業概要                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サッカースタジアム建設の推進<br>(再掲)<br>【都市整備局スタジアム建設部】 | 広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムの建設に向けて取り組む。<br>(スケジュール)<br>元年度 基本計画の策定<br>2～5年度 設計・施工の発注準備、事業者選定、基本・実施設計、建設工事、開業準備、供用開始(6年2月)                                 |
| 広島西飛行場跡地へのスポーツ施設の整備<br>【市民局スポーツ振興課】       | 「広島西飛行場跡地利用計画」に基づき、県と連携して、広島西飛行場跡地に少年野球やソフトボール等の全国大会の開催が可能なスポーツ施設を整備する。<br>(スケジュール)<br>2～4年度 基本設計、実施設計、造成工事等<br>5年度 造成工事、上物工事、設備工事<br>6年度 上物工事等 供用開始 |
| 吉島屋内プール建替え<br>【市民局スポーツ振興課】                | スポーツ環境基盤の整備・充実のため、老朽化した吉島屋内プールの建替えを行う。<br>(スケジュール)<br>元年度 基本設計等<br>2年度 実施設計<br>3～5年度 建設工事、駐車場整備等 供用開始                                                |
| アーバンスポーツの振興<br>【市民局スポーツ振興課】               | 東京2020オリンピックやFISE広島大会を通じた、市民のアーバンスポーツへの関心の高まりを契機に、アーバンスポーツの振興に取り組む。                                                                                  |
| 湯来地域におけるスポーツと温泉の連携施策の推進<br>【市民局スポーツ振興課】   | 湯来地域の活性化を図るため、スポーツチーム等の合宿誘致に向けた検討やクアハウス湯の山等の活用に向けた整備など、スポーツと温泉を連携させた取組を行う。                                                                           |
| 競技人口減少種目への対策検討<br>【市民局スポーツ振興課】            | 競技人口が減少している種目における活動の機会を確保するため、総合型地域スポーツクラブなどの活動の受け皿となり得る組織のあり方や活動の場となる施設整備の必要性などについて調査・検討する。                                                         |
| スポーツ大会開催支援<br>【市民局スポーツ振興課】                | 多くの市民がスポーツをする動機付けにつなげるとともに、スポーツを通じたまちの活力創出を図るため、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催を支援する。                                                                             |

### 第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化

#### 1 地域コミュニティの活性化

- (1) 空き家等を活用した活動拠点の確保、町内会・自治会への加入促進による地域コミュニティの担い手の確保、ICTを活用した情報の受発信の支援など、「自助」、「共助」を基調とした地域コミュニティの活性化に資する取組への支援を行う。
- (2) 「地域共生社会の実現」や「災害に強いまちづくり」、「地域のにぎわいづくり」などの課題に対して積極的に取り組むコミュニティを支援し、好事例を創り出す。その展開の拡大を図るため、それぞれの課題への対応と併せ、人材や財源など活動基盤の確保を着実に進めるとともに、次世代の担い手育成に取り組む。

#### 2 市民活動の活性化

教育や子育て、介護・福祉、平和、観光、環境等の様々な分野の担い手を養成する講座や研修会の開催など、自主的・自発的な市民活動の担い手の確保・育成に取り組むとともに、様々な分野で活動するNPOを始めとする市民活動団体などへの支援の充実や協働の取組の推進を図る。

### 3 地域コミュニティによるエリアマネジメントの推進

地域コミュニティによるエリアマネジメントを推進するため、町内会・自治会等が地域のにぎわいづくりや活動団体の財源確保に公有財産等を活用することができる仕組みを整備する。

### 4 地域活動等に参加しやすい環境づくり

本市が率先し、ボランティア休暇制度の周知を図るなど、職員の地域活動等への参加を促進するとともに、こうした制度が市内企業に普及するよう経済団体等に働き掛け、市民が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組む。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                            | 事業概要                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく取組の推進<br>(地域団体等に対する支援)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】      | 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づき、概ね小学校区を単位として地域団体とNPOなどが連携する新たな協力体制の設立・運営を支援するためのコーディネーターや税理士等の派遣や、設立・運営に必要となる経費の助成などを行う。   |
| 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく取組の推進<br>(企業等の地域貢献活動への参画促進)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】 | 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づき、企業等の地域貢献活動への参画を促進するため、従業員が地域貢献活動に参加する際の休暇制度の整備促進や地域貢献活動に積極的な企業等の認定などを行う。                   |
| “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業<br>【企画総務局コミュニティ再生課】                           | 町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援する。                                                       |
| 区の魅力と活力向上推進事業<br>(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】                             | 区役所が、市政車座談義や区長と住民との対話等を踏まえ、企画・立案力を十分に発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、魅力と活力のあるまちづくりを推進する。         |
| 「まちづくり支援センター」の運営<br>【企画総務局コミュニティ再生課】                                  | 住民の主体的かつ継続的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり活動に対する相談業務、人材育成、物品の貸出しなどを行う。                                                      |
| 集会所整備<br>【市民局市民活動推進課】                                                 | 集会所の修繕・改修や集会所福祉環境整備等、集会所の整備を行う。                                                                                   |
| 住宅団地における住替え促進事業(再掲)<br>【都市整備局住宅政策課】                                   | 住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や家賃の一部を補助する。                                    |
| 三世同居・近居支援事業(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】                                   | 子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下の子がいる世帯が、広島市内に居住する親世帯の近くへ住み替える(同居を含む)場合に、引越し費用等の一部を補助する。     |
| 地域貢献人材を育成する大学等への支援(再掲)<br>【企画総務局広域都市圏推進課】                             | 広島広域都市圏の発展に貢献する人材を育成するため、圏域内の大学等に対し、市町及び企業・団体等と連携して実施する教育研究活動に要する経費を補助する。                                         |
| エリアマネジメントの推進<br>【企画総務局コミュニティ再生課】                                      | 地域の活性化を図り、その持続可能性を高めるため、町内会等の地域団体が地域内の公共施設等(公園、広場、集会所等)を活用し、地域のにぎわいづくりに資する活動を行うとともに、自主財源を確保できるよう、公共施設等の規制緩和を推進する。 |
| 中山間地域における中小企業の人材確保支援事業(再掲)<br>【経済観光局ものづくり支援課】                         | 地域活動を行いやすい職場づくりや働きやすい職場づくりに取り組む中山間地域の中小企業等に対し、職場環境の改善や人材確保、企業PR力の向上に要する経費を補助する。                                   |

## 第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

### 〔重要業績評価指標（KPI）〕

| 指標名                                                                              | 基準値                  | 目標値<br>(2023)        | 最終目標値<br>(2024)   |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 地域における高齢者支援活動、子育て支援活動又は障害者支援活動に参加した市民の割合                                         | 5.4%<br>(2019年度)     | 6.6%<br>(2023年度)     | 6.9%<br>(2024年度)  |
| 特定健康診査の受診率                                                                       | 25.2%<br>(2018年度)    | 50.0%<br>(2023年度)    | —                 |
| 要支援・要介護認定率                                                                       | 18.6%<br>(2018年度)    | 19.9%<br>(2023年度)    | —                 |
| 認知症の人やその家族に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合<br>(旧指標名)<br>認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したいと思う市民の割合 | 25.7%<br>(2020年度)    | 対前年度比増<br>(2023年度)   | —                 |
| 地域生活支援拠点の登録者数                                                                    | 39人<br>(2018年度)      | 400人<br>(2023年度)     | 400人<br>(2024年度)  |
| 日中活動系サービスの利用者数                                                                   | 5,365人/年<br>(2018年度) | 7,020人/年<br>(2023年度) | —                 |
| 被爆者健康診断に係る精密検査受診率                                                                | 83.3%<br>(2018年)     | 79.8%<br>(2023年)     | 79.1%<br>(2024年)  |
| 広島市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合                                                           | 48.1%<br>(2018年度)    | 61.8%<br>(2023年度)    | 63.8%<br>(2024年度) |
| 保育園等入園待機児童数                                                                      | 63人<br>(2018年度)      | 0人<br>(2023年度)       | 0人<br>(2024年度)    |
| 放課後児童クラブ待機児童数                                                                    | 25人<br>(2018年度)      | 0人<br>(2023年度)       | 0人<br>(2024年度)    |
| 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合                                                           | 81%<br>(2019年度)      | 81%以上<br>(2023年度)    | 81%以上<br>(2024年度) |

※ KPIの目標値について、部門計画の計画期間との関係等で目標値が設定できないものは「—」としており、次期部門計画の策定時等に、逐次、目標値を設定する（以下同じ。）。

### 第1節 地域共生社会の実現

#### 1 地域における包括的な支援体制の構築

- (1) 身近な地域で高齢者や障害者、子どもなどが抱える様々な課題に対応できる包括的な支援体制の構築に向け、住民等の地域福祉活動への参画を促進するとともに、住民等が主体

的に地域の生活課題を把握して解決を試みることができる環境づくりに取り組む。

- (2) 様々な関係機関が連携・協働し、専門的・包括的な支援を行うことのできる体制について、地域包括支援センター等の協力の下に整備するとともに、地区ごとに担当の保健師を配置し、保健・医療・福祉に関する支援を行う制度（保健師の地区担当制）の充実を図るなど、住民等だけでは対応が困難な課題の解決に向けた支援を行う。

## 2 生活困窮者などへのきめ細かい支援

生活困窮者などが抱える複合的で複雑な課題の解決に向け、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人や民生委員・児童委員などの関係機関と連携・協働し、自立へのきめ細かい支援に取り組む。

## 3 権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なことから権利擁護支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健・医療・福祉・司法が連携したネットワークの構築に取り組むなど、成年後見制度等の権利擁護に資する制度の更なる普及を図る。

### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                         | 事業概要                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島市社会福祉協議会事業補助<br>【健康福祉局地域共生社会推進課】                 | 社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成等を行う、広島市社会福祉協議会に対し、補助金を交付する。                                                       |
| 広島市社会福祉協議会の地域団体連携支援基金に対する出捐<br>【健康福祉局地域共生社会推進課】    | 地区社会福祉協議会が行う各種地域団体との連携活動への多年度にわたる支援等を行うために地域団体連携支援基金を設置している広島市社会福祉協議会に対し、その原資を出資する。                                                                          |
| 地域包括支援センター運営事業等(再掲)<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】            | 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、社会福祉法人等への委託により、広島市内41か所に地域包括支援センターを設置し必要な援助を行うことなどにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。                                                       |
| 保健師地区担当制の推進<br>【健康福祉局健康推進課】                        | 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区ごとに配置した地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。 |
| 生活困窮者の自立支援<br>【健康福祉局保護自立支援課】                       | 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、現に経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難になるおそれのある者の自立を支援する。                                                                                |
| 生活保護受給者就労支援事業<br>【健康福祉局保護自立支援課】                    | 被保護者の就労を更に促進するため、本市と民間事業者が協力して、カウンセリングにより就労意欲を喚起するとともに、積極的に企業を訪問し、求人先や職場体験の受入先を開拓する。                                                                         |
| 成年後見制度利用促進事業<br>【健康福祉局高齢福祉課、障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課】 | 成年後見制度の利用促進を図るため、広島市成年後見利用促進センターの運営等に取り組むとともに、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手(市民後見人)を育成する。                                                                             |

## 第2節 保健・医療・福祉の充実

### 第1項 健康づくりの推進と医療提供体制等の充実

#### 1 健康づくりの推進と健康で安寧な生活の確保

- (1) 疾病に関する知識の普及啓発や健康診査、予防接種の推進等により、がんや循環器疾患等の生活習慣病の予防など、子どもの頃から高齢になるまで、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。
- (2) 感染症の発生予防や発生時に備えた防護具等の備蓄、発生段階に応じた情報収集や市民・企業等への情報提供、感染症対策に係る理解の促進や互いを思いやる意識の醸成に取り組むなど、健康で安寧な生活の確保を図る。

#### 2 社会全体で健康を支え守るための環境づくり

健康ウォーキングなどの市民の主体的な健康づくりを支える地域づくりの推進や、医師会や地域団体等の関係機関や企業との連携の強化により、社会全体で健康を支え守るための環境整備を進めるとともに、心の悩みに関する相談支援や心の健康づくりに関する普及啓発など、メンタルヘルス対策等による自殺（自死）の防止に取り組む。

#### 3 医療提供体制の充実

- (1) 本市北部、県北西部、島根県の一部までをカバーし、脳・心臓血管疾患に係る高度な救急医療機能を備えた北部医療センター安佐市民病院の建設や、在宅医療・介護を有機的に結び付ける安佐医師会病院の整備に取り組むとともに、本市東部の拠点病院である安芸市民病院の建て替えに向けた検討を進める。
- (2) 広島市民病院、広島大学病院等の基幹病院や地域の医療機関の病床の機能分化及び連携強化などにより、質の高い効果的・効率的な医療提供体制の構築に取り組む。
- (3) 国や県等の関係機関と連携し、新型インフルエンザや新興感染症等を含む様々な感染症の発生に備えた検査・医療提供体制等の整備に取り組む。

#### 4 良好な生活衛生環境の確保

飲食店等におけるHACCPに沿った衛生管理の取組を促進するなど、食の安全・安心を確保するとともに、地域の衛生的な環境の向上に資する住民の自主的な活動を促進することなどにより、良好な生活衛生環境の確保に取り組む。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                        | 事業概要                                                                 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 元気じゃけんひろしま21推進事業<br>【健康福祉局健康推進課】  | 広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第2次)」に基づき、市民や関係団体等が協力し、健康づくりに取り組む。           |
| 食育の啓発<br>【健康福祉局健康推進課】             | 広島市食育推進計画に基づき、三つの「わ食(和食・輪食・環食)」を推進するため、市公式SNS等を活用した関連動画の放映等の食育啓発を行う。 |
| がん検診の受診率の向上のための取組<br>【健康福祉局健康推進課】 | がんの早期発見等のため、本市が実施している5種類のがん(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん及び大腸がん)検診の受診率の向上に取り組む。  |
| 特定健康診査等事業<br>【健康福祉局保険年金課】         | 生活習慣病予防の徹底を図るため、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。                     |

| 事業名【担当局・課】                                          | 事業概要                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 糖尿病性腎症重症化予防事業<br>【健康福祉局保険年金課】                       | 糖尿病性腎症患者の人工透析への移行を予防するため、専門的な研修を受けた看護師等が、主治医と連携して食事や運動などの保健指導を行う。                                                                                    |
| CKD（慢性腎臓病）重症化予防事業<br>【健康福祉局保険年金課】                   | 糖尿病を基礎としないCKD患者の人工透析への移行を予防するため、専門的な研修を受けた看護師等が、主治医と連携して食事や運動などの保健指導を行う。                                                                             |
| 脳卒中・心筋梗塞等再発予防事業<br>【健康福祉局保険年金課】                     | 脳卒中・心筋梗塞等の再発を予防するため、専門的な研修を受けた看護師等が、主治医と連携して食事や運動などの保健指導を行う。                                                                                         |
| ポリファーマシー対策<br>【健康福祉局保険年金課】                          | 多剤服薬による健康被害の予防等のため、薬剤の種類が一定以上の多剤服薬者に対し、服薬状況を記載した通知を送付し、かかりつけ医や薬局薬剤師への相談を促す。                                                                          |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課、保険年金課、健康推進課】 | 高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、地区担当保健師が必要な支援のコーディネートを行いながら、医療専門職や関係機関と連携し、高齢者の保健と介護予防に係る事業を一体的に実施する。                                                  |
| うつ病・自殺（自死）対策推進事業<br>【健康福祉局精神保健福祉課、精神保健福祉センター】       | 広島市うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）に基づく取組を行う。                                                                                                                   |
| 安佐医師会病院運営費等補助<br>【健康福祉局医療政策課】                       | 安佐医師会病院において、地域包括ケア病棟及び緩和ケア病棟の入院に係る診療報酬の加算措置が開院後一定期間講じられないことから、当該影響が生じる令和5年度の収支差を補助するとともに、安佐市民病院と安佐医師会病院の転院調整による病床確保など、市北部の地域医療を確保するための取組に要する経費を補助する。 |
| 安芸市民病院の建替え<br>【健康福祉局医療政策課】                          | 老朽化による医療機能の低下を防止し、必要な医療サービスを継続的に提供していくため、病棟等の建替えを行う。<br>(スケジュール)<br>30～4年度 基本・実施設計等<br>5年度 本体工事等<br>6～8年度 本体工事、開設、既存病棟解体工事等                          |
| 食品衛生指導<br>【健康福祉局食品保健課】                              | 食品の安全・安心を確保するため、飲食店等においてHACCPに沿った衛生管理の適切な実施を指導するなど、効果的な監視・指導を行う。                                                                                     |
| 西風館火葬炉の増設<br>【健康福祉局環境衛生課】                           | 「広島市火葬場整備計画」に基づき、将来の火葬件数の増加に対応するため、西風館の火葬炉等を増設する。<br>(スケジュール)<br>4年度 基本設計、実施設計<br>5～7年度 実施設計、増設工事、開設                                                 |

## 第2項 高齢者が安心して暮らせる社会の形成

### 1 高齢者の健康づくりと介護予防の促進

身近な地域で気軽に参加できる交流サロンや介護予防拠点の拡大を図りながら、高齢者いきいき活動ポイント事業を推進するなど、高齢者の社会参加の促進を図り、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを推進する。

### 2 高齢者を見守り支え合う地域づくりの推進

地域包括支援センターの相談支援体制の充実に取り組むとともに、地域団体等の活動の活

性化や担い手の拡大を図ることにより、「共助」の精神で高齢者を見守り支え合う地域づくりを推進する。

### 3 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

介護人材の確保と質の高い人材の育成を図るとともに、単身・中重度の要介護高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実に取り組むなど、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを推進する。

### 4 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいというニーズに応えるため、在宅医療に取り組む機関や人材の確保等を通じ、その充実を図るとともに、医師や看護師、介護支援専門員等の多職種連携体制の確保等を通じ、医療と介護サービスのより円滑な提供に向けた在宅医療・介護連携を推進する。

### 5 認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識の普及や早期診断・早期対応のための体制整備に取り組むとともに、認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実を図るなど、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を推進する。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                              | 事業概要                                                                                                |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者いきいき活動ポイント事業<br>【健康福祉局高齢福祉課】                         | 高齢者の社会参加を促進するため、地域のボランティア活動や介護予防・健康増進に資する活動等への参加実績に基づきポイントを付与し、その獲得数に応じて奨励金を支給する。                   |
| 地域高齢者交流サロン運営事業<br>【健康福祉局高齢福祉課】                          | 高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な通いの場であるサロンの活性化を図るため、運営費を補助する。                                                |
| 地域介護予防拠点整備促進事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】                      | 地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を支援するため、地域包括支援センターにコーディネーターを配置するとともに、活動団体の運営費を補助する。                            |
| 地域リハビリテーション活動支援事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】                   | 介護予防の取組の質を向上させるため、介護予防に取り組む者に対し、理学療法士等のリハビリテーション専門職の派遣等を行う。                                         |
| 短期集中型訪問・通所サービス事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】                    | 理学療法士、歯科医師等の専門職が日常生活動作や生活機能の改善に向けた支援を短期集中的に行う。                                                      |
| 介護予防ケアマネジメント事業等<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】                     | 地域包括支援センター等が的確なアセスメントに基づき、地域における自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメント等を実施する。                                  |
| 地域ケア会議推進事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】                          | 地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の強化を図るための会議等を開催する。                                                    |
| 介護予防活動等普及啓発事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課、健康推進課】                 | 介護予防教室の開催やシニア健康ウォーキングの推進など、介護予防活動等の普及に取り組む。                                                         |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(再掲)<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課、保険年金課、健康推進課】 | 高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、地区担当保健師が必要な支援のコーディネートを行いながら、医療専門職や関係機関と連携し、高齢者の保健と介護予防に係る事業を一体的に実施する。 |

| 事業名【担当局・課】                                   | 事業概要                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域包括支援センター運営事業等<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】          | 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、社会福祉法人等への委託により、広島市内41か所に地域包括支援センターを設置し必要な援助を行うことなどにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。                                      |
| 地域包括ケア推進センター運営事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】         | 地域包括支援センターに対する調整支援機能、在宅医療・介護連携の推進機能の強化を図るため、「地域包括ケア推進センター」を各区役所で運営する。                                                                       |
| 生活支援体制整備事業<br>【健康福祉局高齢福祉課】                   | 市・区社協に配置した生活支援コーディネーターが中心となり、地域に不足する生活支援等のサービスの把握・創出に向けた取組を行う。                                                                              |
| 高齢者地域支え合い事業<br>【健康福祉局高齢福祉課】                  | 様々な地域団体等が行っている高齢者の見守りに関する情報を集約し、地域包括支援センターがこれらの活動のコーディネーターとなって連携を強化しながら、地域全体で高齢者を支え合う仕組みを構築する。                                              |
| 介護保険給付費<br>【健康福祉局介護保険課】                      | 要支援・要介護認定者に対して質の高い介護サービスを安定して提供する体制づくりを推進するとともに、保険者として保険給付などにより介護保険事業の円滑な実施を図る。                                                             |
| 指定事業者による訪問・通所サービス事業<br>【健康福祉局介護保険課】          | 要支援者等の住み慣れた地域における自立した生活の継続を支援するため、指定事業者による介護予防・生活支援サービスを提供する。                                                                               |
| 住民主体型生活支援訪問サービス事業<br>【健康福祉局高齢福祉課】            | 地区社会福祉協議会や老人クラブ等の地域団体を活用し、要支援者等の在宅生活の継続に必要な生活支援サービスを提供する。                                                                                   |
| 民間老人福祉施設整備補助<br>【健康福祉局介護保険課】                 | 老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの老朽改築及び大規模修繕を行う公募により選定する事業者(社会福祉法人)に対し、その経費を補助する。                                                                    |
| 介護施設等整備補助<br>【健康福祉局介護保険課】                    | 介護サービスの提供体制の確保に向けて、介護施設・事業所等の整備や開設準備を行う事業者に対し、その経費を補助する。                                                                                    |
| 介護職員処遇改善加算取得促進事業<br>【健康福祉局介護保険課】             | 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得を支援し、介護職員の処遇改善を図るため、介護事業者を対象に加算の取得方法に係るセミナーや社会保険労務士等の専門家の派遣を行う。                                                 |
| 介護人材資格取得・就業促進事業<br>【健康福祉局介護保険課】              | 介護スキルに応じた介護業務の役割分担を図りつつ、多様な介護人材の新規就業を促進するため、介護実務の入門的な資格である介護職員初任者研修や、介護職未経験者であってもなじみやすい生活援助特化型訪問サービスを担う生活援助員について、資格取得と就業のためのマッチングを一体的に支援する。 |
| 広島市介護マイスター養成支援事業<br>【健康福祉局介護保険課】             | 介護サービス事業所の人材の育成・定着を図るため、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」で一定レベル以上の認定を取得した職員等の人数に応じて奨励金を交付するとともに、認定取得者等への認定証の配付等を行う。                                   |
| 若い世代の介護職理解促進事業<br>【健康福祉局介護保険課】               | 若い世代が介護に関する理解を深め、介護を将来の職業として捉える機会を提供するため、介護福祉士による中学校への出前授業及び介護事業所における高校生の介護体験を実施する。                                                         |
| 在宅医療・介護連携推進事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】            | 医療・介護双方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための関係機関の連携を推進する。                                                           |
| 広島市北部在宅医療・介護連携支援センター運営事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】 | 在宅療養への移行支援や関係機関との連携体制構築など、地域包括ケアシステムを支える基幹的な役割を担うセンターの運営を行う。                                                                                |

| 事業名【担当局・課】                              | 事業概要                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症カフェ運営事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】          | 認知症の人とその家族の孤立化を防止し地域で支える体制づくりを促進するため、認知症カフェの運営を支援する。                                                                                     |
| 認知症サポーター養成事業等<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】       | 認知症アドバイザーが講師となり、地域住民や職域・学校等を対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催や「認知症サポーターステップアップ講座」の開催に取り組むとともに、認知症高齢者等の家族の会に対する支援等を行う。                               |
| 認知症地域支援推進事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】         | 各区1か所の地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関や医師会等と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支援センター職員・介護支援専門員等への技術的支援、若年性認知症の人やその家族への相談支援等を行う。 |
| 認知症初期集中支援推進事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】       | 認知症が疑われる人や医療・介護サービスを中断している認知症患者等の自宅を訪問し、必要なサービスが受けられるよう支援する「認知症初期集中支援チーム」の運営等を行う。                                                        |
| 若年性認知症対策事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】          | 現役世代が発症する若年性認知症は、病気への認識不足のため、診断される前に症状が進行し、社会生活が困難となるなどの課題があることから、こうした特性を踏まえ、若年性認知症に関する正しい知識の普及や、若年性認知症の人とその家族等が抱える多様な課題に対する支援を行う。       |
| 医療・介護従事者の認知症対応力向上事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】 | 医療・介護従事者が認知症患者への適切な医療・ケア等が提供できるよう研修を実施する。                                                                                                |
| 認知症疾患医療センター運営事業<br>【健康福祉局地域包括ケア推進課】     | 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動・心理症状や身体合併症に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者の研修等を行う認知症疾患医療センターを運営する。                                                        |

### 第3項 障害者の自立した生活の支援

#### 1 障害者の権利擁護や差別解消等の推進

障害者の権利擁護、障害を理由とする差別の解消や虐待の防止に向けて、障害者の権利に関する条約や関連する法律について一層の啓発を図るとともに、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づき、障害及び障害者への理解を促進し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等に取り組む。

#### 2 障害者が住み慣れた地域等で暮らせるための支援

障害者の重度化・高齢化や親亡き後の対応も含め、ライフステージに沿って、住み慣れた地域等で自立して暮らせるよう、地域包括ケアの体制整備を見据えながら、相談支援事業所や地域団体等の関係機関と連携し、福祉サービスの充実と質の向上や切れ目のない相談支援体制の充実に取り組む。

#### 3 障害者の活躍の支援

障害者が自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加し、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、生涯を通じた多様な学習活動の支援、スポーツや文化芸術活動の促進、障害の特性に応じた就労支援の充実などに取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                               | 事業概要                                                                                                        |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者差別解消に向けた取組<br>【健康福祉局障害福祉課】            | 「障害者への合理的配慮」の提供に向けて、全ての本市職員等の対応力の向上を図るとともに、市民・事業者等への周知・啓発、相談窓口の運営及び障害者差別解消支援地域協議会の運営、障害者差別解消調整審議会の運営等に取り組む。 |
| 自立支援給付<br>【健康福祉局障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課】   | 介護給付、訓練等給付などの障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費、高額障害福祉サービス費の支給などを行う。                                                      |
| 地域生活支援事業<br>【健康福祉局障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課】 | 相談支援事業、移動支援事業、障害者スポーツの振興、障害者ピアサポート事業、地域生活支援拠点整備事業などを行う。                                                     |
| 障害児支援給付<br>【健康福祉局障害自立支援課】                | 障害児通所給付、障害児入所給付、障害児相談支援、心身障害児福祉施設措置費の支給などを行う。                                                               |
| 民間障害者福祉施設整備補助<br>【健康福祉局障害自立支援課】          | 民間による福祉サービス事業所等の基盤整備に対し、その経費を補助する。                                                                          |
| 障害福祉人材養成支援事業<br>【健康福祉局障害自立支援課】           | 障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対し、一定の資格の新規取得者数に応じた補助金を交付する。                                                           |
| 障害者の雇用促進事業<br>【健康福祉局障害自立支援課】             | 市長部局や本市の関係公益的法人等において、知的障害者及び精神障害者を会計年度任用職員等として雇用し、働く場を確保するとともに、ジョブコーチによる就労支援を行う。                            |
| 障害者就労支援事業<br>【健康福祉局障害自立支援課】              | ジョブ・ライフサポーターが職場だけでなく生活面や就労前の時期を含んだ一貫した支援を行う。                                                                |

#### 第4項 原爆被爆者援護施策の充実

##### 1 被爆者の実態に即した援護施策の充実

被爆者に対する介護施策の推進など、高齢化した被爆者やその遺族、家族の実態に即した対策の着実な実施と在外被爆者に対する支援の充実に取り組む。

##### 2 被爆実態に関する調査・研究への支援

公益財団法人放射線影響研究所の機能強化のための移転促進など、被爆実態に関する調査・研究の発展に向けた支援などに取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                   | 事業概要                                                                                                     |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被爆者の実態に即した援護<br>【健康福祉局援護課】   | 健康管理手当等の支給、介護保険利用料助成など被爆者の実態に即した援護施策を実施するとともに、手帳交付渡日支援、渡日治療支援等の在外被爆者支援事業を行う。                             |
| 被爆者健康診断<br>【健康福祉局援護課】        | 被爆者の健康管理のため、年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断を実施するとともに、精密な検査が必要な人には精密検査を実施する。                                  |
| 放射線被爆者医療国際協力推進<br>【健康福祉局調査課】 | 広島が蓄積している原爆被爆者治療の実績及び放射線障害に関する調査・研究の成果を有効に活用し、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資することを目的に設立された放射線被爆者医療国際協力推進協議会の運営を支援する。 |

### 第3節 未来を担う子どもの育成と教育

#### 第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

##### 1 多様で良質な切れ目のない支援

- (1) 母子の健康や子育てに関する相談支援、乳幼児期の保育や就学後の放課後対策の充実など、妊娠・出産期から乳幼児期を経て、就学後へと子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。
- (2) 幼稚園と保育園という枠組みを越えて、一元的に乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本にし、公立・私立の役割分担の下、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、延長保育や一時預かりを始めとする様々な保育サービスの充実を図るとともに、医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む。

##### 2 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

子どもの権利擁護を推進するため、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた児童相談所の支援体制の充実、発達障害を含む障害のある子どもへの支援の充実、貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労や経済的支援の充実、施設・里親等による養育支援の充実など、個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組む。

##### 3 地域における子育て環境の充実

子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、社会福祉法人やNPO等とも連携を図りながら、オープンスペースの充実など、地域の幅広い世代が子育てを支援していける環境づくりを推進する。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                   | 事業概要                                                                                                                  |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不育症検査費用助成事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】             | 流産や死産を繰り返す不育症について、適切な治療及び出産につなげるため、検査に要する費用を助成する。                                                                     |
| ⑨ 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】 | 低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦健診の受診状況などを継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。                                             |
| 妊娠・出産包括支援事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】             | 妊産婦のニーズに応じ、母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など、訪問による相談や育児技術の習得支援、心身のケア等、切れ目のないきめ細かな支援を行う。                                 |
| 出産・子育て応援給付金の支給<br>【こども未来局こども・家庭支援課】          | 出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図るため給付金を支給する。                                                                        |
| こんにちは赤ちゃん事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】             | 生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。                                                            |
| 家庭訪問指導事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】                | 妊産婦及び生後4か月までの乳児に対しては保健師又は助産師により、4か月以上の乳幼児に対しては保健師による家庭訪問指導を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握し、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。 |
| 妊婦乳児健康診査<br>【こども未来局こども・家庭支援課】                | 妊婦及び乳児の保健管理の向上と、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査、乳児健康診査、妊婦・乳児精密検査など、妊婦及び乳児の健康診査の費用を助成する。                                  |

| 事業名【担当局・課】                                                                    | 事業概要                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 産婦健康診査<br>【こども未来局こども・家庭支援課】                                                   | 産後うつ等の予防等の観点から、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産婦健康診査に係る費用を助成する。                          |
| 新生児聴覚検査事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】                                                | 難聴児の早期発見を図るため、生後28日未満の新生児に対する聴覚検査に係る費用を助成する。                                         |
| 発達障害児早期発見・支援体制整備事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】                                       | 発達障害を早期に発見し、支援の充実を図るため、1歳6か月児健康診査後の「親子教室」や「5歳児発達相談」を実施する。                            |
| 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業(再掲)<br>【こども未来局保育企画課、保育指導課】<br>【教育委員会教育企画課、指導第一課】 | 公立・私立を問わず全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、「乳幼児教育保育支援センター」を中心として、調査・研究や幼稚園教諭、保育士等の人材育成等を行う。 |
| 民間保育園等整備補助<br>【こども未来局保育指導課】                                                   | 地域の保育需要に応じて、私立保育園の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。             |
| 保育士等処遇改善事業<br>【こども未来局保育指導課】                                                   | 国の処遇改善による定着促進をより確かなものにするため、私立保育園等に対し、国の公定価格の加算に上乗せ補助を行う。                             |
| 保育・介護人材サポート事業(再掲)<br>【経済観光局雇用推進課】                                             | 「ひろしま保育・介護人材応援プロジェクト」の取組の一環として、地元企業、事業者、市が協力し、保育・介護人材に対して買物支援サービスを行い、実質的な処遇改善を図る。    |
| 保育士合同就職説明会の開催<br>【こども未来局保育指導課】                                                | 私立保育園等が安定的に人材を確保できるよう、市内の私立保育園等合同の就職説明会を開催する。                                        |
| 保育士就職体験マッチング支援事業<br>【こども未来局保育指導課】                                             | 就職先の選択肢を増やし、ミスマッチによる早期離職を防止するため、主に養成校の学生を対象に、保育園等での就職体験を実施する。                        |
| 学生と若手保育士の交流会の開催<br>【こども未来局保育指導課】                                              | 保育現場の様子などを理解した上で就職活動に臨むことができるよう、養成校の学生を対象に、若手保育士との交流会を開催する。                          |
| 高校生保育魅力体験事業<br>【こども未来局保育指導課】                                                  | 保育士の仕事の魅力を実感してもらうため、高校生に保育士の仕事を体験する機会を提供する。                                          |
| 保育の相談窓口の運営<br>【こども未来局保育指導課】                                                   | 現役の保育士や園長からの労働条件や職場環境等に関する相談に対し、適切な指導・助言を行う相談窓口を運営する。                                |
| 保育補助者雇上強化事業<br>【こども未来局保育指導課】                                                  | 私立保育園等における保育士の負担軽減を図るため、保育補助者を雇用している保育園等に対し、必要経費を補助する。                               |
| 私立保育園等ICT化推進等事業<br>【こども未来局保育指導課】                                              | 私立保育園等における保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をICT化する保育システムの導入や事故防止に資する機器購入に要する費用を補助する。  |
| 公立保育園等ICT化推進事業<br>【こども未来局保育企画課】                                               | 公立保育園等に保育士の負担軽減等を図るため、保育に関する計画・記録の作成業務等をICT化する保育システムを導入するとともに、タブレット端末等を配置する。         |
| 公立認定こども園整備<br>【こども未来局保育企画課】                                                   | 幼児教育・保育ビジョン実施方針に基づき、各区に拠点となる公立認定こども園を順次整備する。                                         |

| 事業名【担当局・課】                                     | 事業概要                                                                                                                           |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育環境の整備<br>【こども未来局保育企画課、保育指導課】                 | 令和4年4月の園児死亡事案に係る検証委員会からの再発防止に向けた提言を踏まえて公立・私立保育園等の安全対策などを講じるほか、私立保育園等における老朽化に伴う改築、大規模修繕などの整備に対する補助を行う。                          |
| 児童館の整備<br>【教育委員会放課後対策課】                        | 児童館未整備学区への新設、老朽化に伴う建替え、大規模修繕などを実施する。                                                                                           |
| 放課後児童クラブのサービス向上策の実施<br>【教育委員会放課後対策課】           | 基本時間部分への利用料金を導入することに合わせて、長期休業中の昼食配送などのサービス向上策を実施する。                                                                            |
| 民間放課後児童クラブ運営費等補助<br>【教育委員会放課後対策課】              | 民間事業者に対する補助を行い、児童の受入枠の拡大を図る。                                                                                                   |
| こども医療費補助<br>【健康福祉局保険年金課】                       | 中学3年生までの子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。<br>対象 入院:中学3年生まで<br>通院:小学6年生まで                                 |
| 延長保育事業<br>【こども未来局保育指導課】                        | 保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常(昼間)保育の後、1時間、2時間又は4時間の保育を行う。                                                                              |
| 病児・病後児保育事業<br>【こども未来局保育指導課】                    | 保育園に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。                                                                   |
| 一時預かり事業<br>【こども未来局保育指導課】                       | 保護者の労働・傷病などやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由等により一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。 |
| ファミリー・サポート・センター事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】         | 保護者の仕事や急用等の際の子どもの一時的預かりや送迎等、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。                          |
| 保育サービス相談事業<br>【こども未来局保育指導課】                    | 待機児童解消に向けて、各区役所に保育サービスアドバイザーを配置し、一時預かり事業や幼稚園預かり保育など多様な保育サービスや希望する保育園以外の通園可能な保育園の情報提供を行い、保育ニーズと保育サービスを適切に結びつける。                 |
| 児童相談所及びこども療育センター建替え<br>【こども未来局こども・家庭支援課、児童相談所】 | 狭あい化・老朽化している児童相談所及びこども療育センターを建て替える。<br>(スケジュール)<br>27～元年度 基本計画、基本・実施設計、仮移転、建設工事等<br>2～5年度 建設工事等                                |
| 児童虐待防止対策<br>【こども未来局こども・家庭支援課、児童相談所】            | 虐待通告を受けた場合の調査、安全確認を行うとともに、健康診査等の母子保健事業を通じて、虐待の予防・早期発見等を行う。                                                                     |
| オレンジリボンキャンペーンの実施<br>【こども未来局こども・家庭支援課】          | 児童虐待の問題に対する市民の理解を深めるため、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を推進し、広島県と連携して、児童虐待の防止をテーマとした講演会の開催やポスターの作成・掲示等の広報・啓発活動を行う。                            |
| 就学援助<br>【教育委員会学事課】                             | 経済的理由により就学に支障を来さないよう小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費などを援助する。                                                                            |

| 事業名【担当局・課】                                  | 事業概要                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 里親委託、児童養護施設等児童福祉施設入所措置<br>【こども未来局こども・家庭支援課】 | 様々な理由で保護者と暮らすことができない子どもを適切に養育するため、里親宅や児童養護施設など安定した生活環境の中で生活や学習等の支援を行う。                                                                |
| 里親への委託前養育支援事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】          | 里親委託を推進するため、里親を受託しようとする者に対し、児童との面会や委託開始前の里親宅への宿泊等に要する経費を補助する。                                                                         |
| 里親養育包括支援（フォスターリング）事業<br>【こども未来局児童相談所】       | 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を行う。          |
| 子育て短期支援事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】              | 児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が緊急一時的に保護を必要とする場合（配偶者等からの暴力による被害者は除く。）等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する。            |
| 児童養護施設等体制強化事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】          | 児童養護施設等における児童指導員等の負担軽減や人材確保を図るため、補助者を雇用する施設に対し、必要経費を補助する。<br>児童養護施設等の職員が抱える悩みやストレスを傾聴し、子どもの養育に関する相談支援等を行うスーパーバイズを雇用する施設に対し、必要経費を補助する。 |
| 児童養護施設等における医療機関等連携強化事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】 | 医療機関との連絡調整、医療機関への受診付添等を行う看護師等を雇用する施設に対し、必要経費を補助する。                                                                                    |
| 民間児童福祉施設整備補助<br>【こども未来局こども・家庭支援課】           | 家庭で養育が困難な児童が少人数を生活単位とした家庭的環境等において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化等の整備に対する補助を行う。                                                                   |
| 児童家庭支援センターの運営に対する支援<br>【こども未来局こども・家庭支援課】    | 各区こども家庭相談コーナーや児童相談所の補完的機能を担う児童家庭支援センターを運営する社会福祉法人等に対し、必要経費を補助する。                                                                      |
| 子ども・子育て支援事業計画の改定<br>【こども未来局こども未来調整課】        | 現行の事業計画の期間が令和6年度で満了することから、同計画を改定する。<br>(スケジュール)<br>5年度 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等<br>6年度 市民意見募集、計画改定                                         |
| 地域子育て支援拠点事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】            | 育児不安の軽減や乳幼児の健全育成を図るため、地域子育て支援センターや常設オープンスペース等において、子育て親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、子育てに関する講習会等を実施する。                               |
| ひとり親家庭学習支援事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】           | ひとり親家庭の児童生徒の進学や将来への不安を解消し、自立を促進するため、大学生等による学習支援や進路相談等を実施する。                                                                           |
| ひとり親家庭等居場所づくり事業<br>【こども未来局こども・家庭支援課】        | ひとり親家庭等の子どもを対象に、学習支援や食事の提供等の居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要経費を補助する。                                                                             |

## 第2項 一人一人を大切に教育の実現

### 1 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

- (1) 一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最

大限發揮することができるよう、公立・私立の適切な役割分担の下、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を構築する。あわせて、基礎・基本となる学力の確実な定着を図るとともに、道徳教育や地域の文化・伝統・自然を生かした体験活動など、豊かな心を育むための教育の充実に取り組む。また、それぞれの段階に応じて、平和教育や実践的な会話ができる英語教育など、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育プログラムを提供する。

- (2) 広島中等教育学校における高度な教育や、広島みらい創生高等学校における従来の定時制・通信制課程の枠組みにとらわれない教育、広島特別支援学校における個別のニーズに応じた教育に加え、地域の恵まれた自然を生かした「いきいき体験オープンスクール」や日本語指導が必要な子ども等への支援など、各学校での特色ある取組の更なる充実を図る。
- (3) 学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに、学校施設の老朽化対策やＩＣＴ環境の整備など、教育環境の充実に取り組む。
- (4) 中学校のデリバリー給食の課題解決を含め、本市全体の給食提供体制の在り方を見直すとともに、小・中学校における食育の充実に取り組む。

## 2 いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進

- (1) いじめや不登校などの未然防止や早期の発見と組織的かつ適切な対応に取り組めるよう、全ての学校で教育相談ができる体制を構築するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、総合的な対策を推進する。
- (2) 家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働して、子どもの学びの支援に取り組むとともに、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図る。

## 3 次代を担う青少年の育成

国際交流・国際協力活動の促進などを通じたグローバルに活躍する人材や、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションをけん引する人材、スポーツや文化芸術の分野などで豊かな能力を発揮する人材、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組む。

## 4 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

家庭教育に対する支援の充実や、インターネット上の有害情報などへの対応、若者の職業的自立支援の充実に取り組むとともに、大学生の地域との交流活動などを促進する。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                                | 事業概要                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業<br>【こども未来局保育企画課、保育指導課】<br>【教育委員会教育企画課、指導第一課】 | 公立・私立を問わず全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、「乳幼児教育保育支援センター」を中心として、調査・研究や幼稚園教諭、保育士等の人材育成等を行う。      |
| 学力向上の推進<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】                                             | 一人一人の児童生徒が、確かな学力、異文化への理解に資する英語力、豊かなコミュニケーション能力を身に付け、可能性を最大限発揮できるよう、個に応じたきめ細かな質の高い教育を推進する。 |

| 事業名【担当局・課】                                         | 事業概要                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| G7広島サミットを題材とした学力向上の推進<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】        | サミット後の会場見学や外部講師による講義等、G7広島サミットを教材とした学習を実施する。                                                                                                               |
| 道徳教育推進事業<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】                     | 道徳教育推進校を指定し、地域の先人の伝記等を題材として、指導方法等の実践研究を行う「道徳性をはぐくむ教育」に取り組むとともに、定期的な地域清掃活動や福祉施設でのボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会等を表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。                       |
| 体力向上推進事業<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】                     | 児童生徒の体力の向上に取り組む体力向上に係る推進校を指定し、授業改善や体育授業の質の向上を図るための研修会等を実施する。                                                                                               |
| 学校教育活動地域連携推進事業<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】               | 地域社会を支える人材を育成するため、小・中学校等が地域と協議した上で、「地域の自然・歴史」「伝統文化」「キャリア教育」の中からテーマを選択し、地域人材等を活用した授業を実施する。                                                                  |
| 平和教育の推進<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】                      | 児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムに基づく平和学習を実施するとともに、中学校2・3年生の中からメッセージ発信者を選考し、8月6日に平和記念公園を訪れる海外の人々に対して、英語で平和へのメッセージを伝える、中学生による「伝えるHIROSHIMAプロジェクト」等を実施する。               |
| 広島市ハイスクールビジョンに基づく高等学校の特色化・魅力化の推進<br>【教育委員会指導第二課】   | 高等学校の将来構想である「広島市ハイスクールビジョン」に基づき、「魅力ある高校づくり」の一層の充実に取り組む。                                                                                                    |
| 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業<br>【教育委員会特別支援教育課】           | 学習サポーターを配置し、児童生徒等に対して個別の学習支援等を行うとともに、特別支援教育アシスタントを配置し、通常の学級に在籍する肢体不自由児に対して学校生活での移動支援等を行う。                                                                  |
| 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】 | 小中一貫教育校(似島・戸山・阿戸)における特色ある教育を展開するとともに、いきいき体験オープンスクールを実施する。                                                                                                  |
| 帰国・外国人児童生徒教育支援事業<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】             | 日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。 |
| 学校施設の整備<br>【教育委員会施設課、特別支援教育課】                      | 「広島市学校施設長寿化計画」を策定し、計画的な老朽化対策を進めるとともに、児童生徒数の増加に対応するための校舎等の増築、耐震化対策などを実施する。<br>・広島特別支援学校校舎増築等<br>(スケジュール)<br>29～2年度 校舎増築基本計画、基本・実施設計等<br>3～6年度 建設工事等         |
| 学校の情報教育環境整備<br>【教育委員会教育企画課】                        | 学校において、ICTを快適かつ安心・安全に利活用できるよう、ネットワーク環境の整備や利活用に係る技術的な支援体制の整備など、学校の情報教育環境整備に取り組む。                                                                            |
| 学校給食の充実<br>【教育委員会健康教育課】                            | デリバリー給食の解消や調理場の老朽化の対応といった課題を一括して解決し、より安全でより効率的かつ持続的に給食を提供するために、給食提供体制の見直し方針に基づく取組を進める。                                                                     |

| 事業名【担当局・課】                                             | 事業概要                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめに関する総合対策<br>【教育委員会指導第二課、生徒指導課】                      | いじめのない学校づくりに向け、いじめの未然防止、いじめの早期発見、認知したいじめへの適切な対応、教職員の資質向上の取組を推進する。                                                    |
| 不登校等対策ふれあい事業<br>【教育委員会生徒指導課】                           | ふれあいひろば推進員が不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して、学校内外で相談活動等を行う。                                                                       |
| まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施<br>【教育委員会指導第二課】                   | プロジェクト実施校の絆実行委員会のコーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を推進する。                                                |
| コミュニティ・スクールの推進<br>【教育委員会指導第一課、指導第二課】                   | 「コミュニティ・スクール(学校に地域団体の代表者等で構成される学校運営協議会を設置した学校)」の仕組みを生かし、学校と地域住民が連携・協働する「地域とともにある学校づくり」を推進する。                         |
| 子どもの安全対策推進事業(再掲)<br>【教育委員会育成課、健康教育課】                   | 「子ども安全の日」事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、登下校体制整備、見守り・巡回活動などを実施する。                                                              |
| 学校における働き方改革の推進<br>【教育委員会教育企画課、指導第二課、教職員課】              | これまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、限られた時間の中で児童生徒に向き合う時間を十分に確保することなどにより、総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。                    |
| 「ひろしまキャリア教育応援団」の運営(再掲)<br>【企画総務局政策企画課】<br>【教育委員会指導第二課】 | 広島県の産業に誇りや愛着を持って、将来の地域の発展を支える人材を育てるため、経済団体、本市及び教育委員会で構成する「ひろしまキャリア教育応援団」を運営し、経済団体と行政が一丸となって、中学生を対象としたキャリア教育の充実に取り組む。 |
| 電子メディアに関する講習会等の開催<br>【教育委員会育成課】                        | インターネットの危険性や正しい使い方等の啓発を行うため、児童生徒や地域住民等を対象に、電子メディアに関する講習会等を開催する。                                                      |
| 10(テン)オフ運動の推進<br>【教育委員会育成課】                            | 「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない」、「遅くとも夜10時までには使用をやめる」等の10(テン)オフ運動を展開する。                                                     |
| 少年サポートセンターひろしまの運営<br>【教育委員会育成課】                        | 非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、市教育委員会職員と県警察職員が常駐する少年サポートセンターひろしまを運営する。                                                    |

## 第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

### 〔重要業績評価指標（KPI）〕

| 指標名                            | 基準値                      | 目標値<br>(2023)            | 最終目標値<br>(2024)          |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率              | 41%<br>(2018年度)          | 52%<br>(2023年度)          | —                        |
| 避難誘導アプリダウンロード数                 | —<br>(2020年度運用開始)        | 13.2万件<br>(2023年度)       | 14.4万件<br>(2024年度)       |
| 広島市内における刑法犯認知件数                | 6,859件/年<br>(2018年)      | 6,300件/年以下<br>(2023年)    | 6,000件/年以下<br>(2024年)    |
| 倫理的消費（エシカル消費）を実践している市民の割合      | 89.4%<br>(2019年度)        | 90.0%<br>(2023年度)        | 90.0%<br>(2024年度)        |
| 広島市内における交通事故による年間死亡者数          | 30人/年<br>(2018年)         | 15人以下/年<br>(2023年)       | 15人以下/年<br>(2024年)       |
| 住宅団地の世帯数                       | 57,008世帯<br>(2018年度)     | 57,008世帯<br>(2023年度)     | 57,008世帯<br>(2024年度)     |
| 法定点検の結果、健全度Ⅲと判定された重要橋の補修実施数    | 2橋<br>(2019年度)           | 41橋<br>(2023年度)          | 53橋<br>(2024年度)          |
| 水道管路更新延長                       | 21km<br>(2018年度)         | 16km<br>(2023年度)         | 26km<br>(2024年度)         |
| 下水道管路改築延長                      | 47km<br>(2018年度)         | 133km<br>(2023年度)        | —                        |
| 公共施設の福祉環境整備率                   | 84.4%<br>(2018年度)        | 95.8%<br>(2023年度)        | 98.2%<br>(2024年度)        |
| 日常生活において、省エネルギーの取組を実践している市民の割合 | 66.8%<br>(2018年度)        | 82.0%<br>(2023年度)        | 85.0%<br>(2024年度)        |
| 1人1日当たりのごみ排出量                  | 850g/人日<br>(2018年度)      | 796g/人日<br>(2023年度)      | 785g/人日<br>(2024年度)      |
| 自然との触れ合い施設等の利用者数               | 1,031,724人/年<br>(2018年度) | 1,095,100人/年<br>(2023年度) | 1,095,100人/年<br>(2024年度) |

## 第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備

### 第1項 災害に強いまちづくりの推進

#### 1 豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進

豪雨災害被災地において、改良復旧を主眼に置きつつ、国や県と連携し、砂防ダムや河川、道路等が一体となった基盤施設の整備を推進するなど、地域の意見も生かした復興まちづくりを推進する。

#### 2 災害に強い都市構造の形成

土地利用の合理的な規制・誘導や防災・減災のための施設整備などに取り組む。

- (1) 土砂災害対策については、国や県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等を促進するとともに、土砂災害特別警戒区域等における住宅等の新規立地の抑制などに取り組む。
- (2) 洪水や高潮、浸水等による水害対策については、国や県と連携し、河川改修事業や高潮対策事業を促進するとともに、雨水幹線等の浸水対策施設の整備などに取り組む。
- (3) 地震対策については、市有建築物や橋りょう等の耐震化などに取り組むとともに、民間建築物の耐震化を促進する。

#### 3 災害に強い組織体制の整備

情報収集・連絡体制や要配慮者の支援体制の整備に取り組むとともに、広域化する自然災害に備え、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実や医療救護体制の整備などを進める。

#### 4 災害に強い市民活動の推進

地域の危険性や必要な避難行動等の防災情報の周知徹底、被災経験の継承に向けた防災教育の充実など、防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織における次世代の防災活動の担い手となる防災リーダーの養成や、自主防災組織が主体的に行う実効性のある避難訓練や防災ライブカメラの設置の支援など、自主防災体制の整備等に取り組む。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                                                                            | 事業概要                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 26年8月豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進<br>【都市整備局都市整備調整課】                                                             | 復興まちづくりビジョンに基づき、被災地域の早期復興に向け、都市計画道路の整備等を行う。                                         |
| 30年7月豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進<br>【都市整備局都市整備調整課】                                                             | 復興に向けて主体的な活動に取り組む町内会等の地域団体に対し、コンサルタントの派遣等を行い、まちづくりプランの作成を支援する。                      |
| 公共施設災害復旧<br>【経済観光局農林整備課】<br>【道路交通局道路課】<br>【下水道局河川防災課、計画調整課】<br>【都市整備局公園整備課】<br>【水道局調整課】<br>【教育委員会施設課】 | 平成30年7月豪雨や令和3年8月大雨災害で被災した公共施設（農林業施設、道路橋りょう施設、河川施設、下水道施設、公園施設、水道施設、学校施設）の災害復旧工事等を行う。 |

| 事業名【担当局・課】                                                                | 事業概要                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 急傾斜地崩壊防止対策<br>【下水道局河川防災課】                                                 | 急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊防止対策を行う。                                                           |
| 土砂災害防止対策<br>【下水道局河川防災課】                                                   | 土砂災害警戒区域等に指定された小学校区について、災害時における情報の伝達方法や避難場所などの周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布等を行う。                         |
| 住宅の防災・減災推進事業<br>【下水道局河川防災課】                                               | 住宅の基礎となる崖地の所有者等が擁壁の耐震性を向上させるなどの工事を行う場合に、必要となる経費を補助する。                                                |
| 都市基盤河川改修<br>【下水道局河川防災課】                                                   | 県が管理している一級・二級河川のうち、流下能力が著しく低く流域面積の小さな河川の都市環境や生活環境の保全を図るため、都市基盤河川の改修を行う。                              |
| 普通河川改良<br>【下水道局河川防災課】                                                     | 国・県が整備する砂防えん堤から流れ出る雨水を安全に排水するための施設の整備等、普通河川の改良を行う。                                                   |
| 国・県施行港湾整備事業負担金(再掲)<br>【都市整備局みなと振興課】                                       | 物流・交流拠点機能の強化や臨海部の安全確保を図るため、県と連携して、「広島港港湾計画」等に基づき、港湾施設等の整備を促進する。                                      |
| 下水道による浸水対策<br>【下水道局計画調整課】                                                 | 集中豪雨による浸水被害を解消するため、雨水幹線や雨水ポンプ場等の整備を行う。                                                               |
| 公共施設の耐震化等<br>【市民局生涯学習課、スポーツ振興課、市民活動推進課】<br>【消防局消防団室】<br>【教育委員会施設課、放課後対策課】 | 南海トラフ巨大地震や五日市断層による地震等の被害想定では、震度6弱から6強の地震が発生する可能性があることから、公共施設(公民館、スポーツ施設、集会所、消防団車庫、学校施設、児童館)の耐震化等を行う。 |
| 新交通インフラ施設耐震対策<br>【道路交通局都市交通部】                                             | アストラムラインについて、被災した場合の社会的影響の大きさを踏まえ、優先順位を付けた上で落橋防止装置の設置を行う。                                            |
| 橋りょう耐震補強<br>【道路交通局道路課】                                                    | 市内の緊急輸送道路にある橋りょうのうち、橋脚の耐震補強が必要な橋りょうの対策を行う。                                                           |
| 下水道施設の改築(再掲)<br>【下水道局計画調整課】                                               | 下水道サービスを持続的に提供できるよう、下水道施設の計画的かつ予防保全的な改築(耐震化を含む。)を行う。                                                 |
| 電線共同溝の整備<br>【道路交通局道路課】                                                    | 道路空間から電柱をなくし、「防災空間の確保」、「安全・円滑な交通確保」、「都市景観の向上、観光の振興」を図るため、電力線や通信線などの電線類を道路の地下に収納するための管路等を整備する。        |
| 道路法面防災<br>【道路交通局道路課】                                                      | 崩壊や落石等のおそれがある危険な道路法面を整備する。                                                                           |
| ⑨ 盛土規制法に基づく災害防止対策の推進<br>【都市整備局宅地開発指導課】                                    | 盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から制定された盛土規制法に基づき、災害防止対策を推進する。                                                 |
| 民間建築物耐震診断補助<br>【都市整備局建築指導課】                                               | 多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費を補助する。                                                    |
| 大規模民間建築物耐震改修補助<br>【都市整備局建築指導課】                                            | 多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震化を促進するため、耐震改修に要する経費を補助する。                                                    |
| 避難路等沿道民間建築物耐震改修補助<br>【都市整備局建築指導課】                                         | 震災時に避難路等の機能の確保を図るため、耐震改修促進計画に位置付ける避難路等の沿道建築物の耐震改修に要する経費を補助する。                                        |

| 事業名【担当局・課】                        | 事業概要                                                                                          |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難路等沿道民間建築物耐震診断補助<br>【都市整備局建築指導課】 | 震災時に避難路等の機能の確保を図るため、耐震改修促進計画に位置付ける避難路等の沿道建築物の耐震診断に要する経費を補助する。                                 |
| 民間住宅耐震診断補助<br>【都市整備局住宅政策課】        | 民間住宅の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費を補助する。                                                              |
| 民間住宅耐震改修補助<br>【都市整備局住宅政策課】        | 民間戸建木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修に要する経費を補助する。                                                          |
| 民間住宅耐震建替え補助<br>【都市整備局住宅政策課】       | 民間戸建木造住宅の耐震化を促進するため、建替えに要する経費を補助する。                                                           |
| 民間非耐震住宅除却補助<br>【都市整備局住宅政策課】       | 民間戸建木造住宅の耐震化を促進するため、除却に要する経費を補助する。                                                            |
| 耐震シェルター等設置補助<br>【都市整備局住宅政策課】      | 経済的な理由等で耐震改修が行えない民間戸建木造住宅に住む避難弱者(高齢者や障害者等)の安全・安心を確保するため、耐震シェルター等の設置に要する経費を補助する。               |
| 民間ブロック塀等撤去補助<br>【都市整備局建築指導課】      | ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等の所有者に対し、撤去に要する経費を補助する。                                            |
| 防災行政無線(同報系)の更新整備<br>【危機管理室災害対策課】  | 地域住民へ屋外スピーカー等により防災情報を伝達する防災行政無線(同報系)の更新整備を行う。<br>(スケジュール)<br>3・4年度 実施設計、更新整備<br>5年度 更新整備、運用開始 |
| 消防訓練施設の整備<br>【消防局警防課】             | 災害現場と同様の環境で各種災害対応訓練が可能な消防訓練施設を整備する。                                                           |
| 消防車両等の整備<br>【消防局消防団室、施設課】         | 円滑な消防活動の推進を図るため、高規格救急自動車や中型消防ポンプ自動車を始めとする消防車両等を整備する。                                          |
| 消防庁舎の整備<br>【消防局消防団室、施設課】          | 防災拠点施設としての耐震機能等を確保するとともに、施設の老朽化、狭あい化に対応するため、消防署所及び消防団車庫を計画的に改築整備する。                           |
| わがまち防災マップの作成支援<br>【危機管理室災害予防課】    | 地域の避難場所や避難ルート上の危険情報等を記載した防災マップの作成を支援する。                                                       |
| 地域の防災リーダーの養成等<br>【危機管理室災害予防課】     | 防災士の資格取得に必要となる研修講座や資格取得者等を対象としたフォローアップ研修等を行う。                                                 |
| 地域における防災訓練の支援<br>【危機管理室災害予防課】     | 各小学校区の自主防災組織連合会等が実施する防災訓練に要する経費を補助する。                                                         |
| 防災ライブカメラの設置支援<br>【危機管理室災害予防課】     | 自主防災組織に対し、河川の水位状況などを確認できる防災ライブカメラの設置等に要する経費を補助する。                                             |
| 避難誘導アプリの運用<br>【危機管理室災害対策課】        | 指定緊急避難場所等への案内機能や避難情報等を通知する機能を持ったアプリの運用を行う。                                                    |
| 消防団サポーター制度の推進<br>【消防局消防団室】        | 活動を通じて若い世代に消防団への理解を深めてもらう消防団サポーター制度により、将来の消防団員の確保を図る。                                         |
| 機能別団員制度の実施<br>【消防局消防団室】           | 原則として平日日中のみ活動する機能別団員制度により、平日日中の活動を担う消防団員を確保する。                                                |

## 第2項 日常生活の安全・安心の確保

### 1 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

- (1) 防犯に関する意識啓発や防犯情報の提供など、防犯意識の高い人づくりに取り組む。
- (2) 地域における自主的な防犯活動や見守り活動などへの支援、地域における防犯ネットワークの形成など、防犯力の高い地域づくりに取り組む。
- (3) 街路灯の整備や「一家一事業所一点灯運動」の推進など、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めるとともに、犯罪被害者等への支援体制づくりに取り組む。

### 2 消費者施策の推進

- (1) 高齢者などの消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域における見守り活動を行う人材の育成や見守りネットワークの構築、国等と連携した悪質商法等に関する迅速な情報収集と情報提供など、消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を進める。
- (2) 消費生活相談員等による相談体制の充実など、消費者の被害の救済に向けた取組を進める。
- (3) 成年年齢引下げの民法改正を踏まえた消費者教育の推進など、消費者力の向上に向けた取組を進める。
- (4) 消費者が社会や環境に配慮した生産等を経た商品やサービスを積極的に選択できるよう、倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発を図る。

### 3 交通安全対策の推進

高齢者や子どもなどの交通事故を防止するため、「参加」・「体験」・「実践」型の交通安全教育の充実や、交通安全運動の実施、先進安全技術を搭載した車両の周知等の普及啓発活動の推進など、交通安全意識の高揚に取り組むとともに、カーブミラー等の交通安全施設の整備など、交通環境の整備を図る。

#### （主な事業）

| 事業名【担当局・課】                       | 事業概要                                                                                        |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「減らそう犯罪」推進事業<br>【市民局市民安全推進課】     | 「第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に基づき、「防犯意識の高いひとづくり」、「防犯力の高い地域づくり」、「犯罪の起こりにくい環境づくり」等に視点を置いた取組を行う。 |
| 子どもの安全対策推進事業<br>【教育委員会育成課、健康教育課】 | 「子ども安全の日」事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、登下校体制整備、見守り・巡回活動などを実施する。                                     |
| 地域防犯カメラ設置補助<br>【市民局市民安全推進課】      | 地域の自主的な防犯活動を補完するため、防犯活動を行っている町内会・自治会、防犯組合等に対し、防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助する。                       |
| 犯罪被害者等への支援<br>【市民局市民安全推進課】       | 犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等見舞金の支給、家事・介護サービス利用費、一時保育サービス利用費及び転居費の助成や広報・啓発等を行う。                     |
| DV防止・被害者支援対策(再掲)<br>【市民局男女共同参画課】 | DVの防止と被害者への支援の充実を図るため、民間シェルターの支援やDV防止啓発リーフレットの作成等を行う。                                       |
| 消費者行政強化交付金活用事業<br>【市民局消費生活センター】  | 相談員の相談対応能力や消費者教育・啓発事業の強化、地域安全確保ネットワーク構築などの取組により、消費生活の安定と向上を図る。                              |

| 事業名【担当局・課】                           | 事業概要                                                                                                              |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 倫理的消費(エシカル消費)の普及・促進<br>【市民局消費生活センター】 | 消費者の消費行動が社会経済や地球環境に及ぼす影響が増す中、消費者自らが主体的な判断により倫理的消費(エシカル消費)行動がとれるよう、倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発を行う。                          |
| 交通安全教室開催<br>【道路交通局道路管理課】             | 交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、就学前児童から高齢者まで、年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室や講習会を開催する。                                                |
| 交通安全思想の普及啓発の推進<br>【道路交通局道路管理課】       | 交通安全思想の普及・浸透と、交通ルールへの遵守や正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、交通安全運動における各種啓発活動、シートベルト・チャイルドシートの着用促進、自転車マナーアップキャンペーンにおける街頭指導などを実施する。 |
| 主要生活道路の整備(再掲)<br>【道路交通局道路課】          | 道路事業により、東区の東1区427号線などの主要生活道路を整備する。                                                                                |
| 交通安全施設の整備<br>【道路交通局道路課、街路課】          | 安全性、快適性、利便性を備え、都市景観などにも配慮した歩道、道路照明、防護柵、道路標識、区画線、視線誘導標、カーブミラー等の交通安全施設を整備する。                                        |
| 道路・橋りょう一般補修等<br>【道路交通局道路課】           | 道路・橋りょうの一般補修等を行う。                                                                                                 |

### 第3項 生活環境の維持・改善

#### 1 居住環境の維持・改善

- (1) 良質な住宅を次世代に継承していけるよう、市民への意識啓発により、住宅の適切な維持管理を促すとともに、耐震化・バリアフリー化等のリフォームへの支援により、住宅性能の向上を図るなど、良質な住宅ストックの形成に取り組む。
- (2) 地域が主体的・継続的に行う街並みルールづくりの支援などにより、良好な居住環境の保全・形成に取り組む。
- (3) 空き家所有者等への意識啓発などにより、空き家の適切な管理や流通・活用を促進するとともに、空き家等が増加している住宅団地などにおいて、子育て世帯の住み替えや、地域が主体的・継続的に行う空き家等を活用した活動拠点の確保を支援するなど、空き家対策を推進する。

#### 2 施設の計画的な整備と老朽化対策

- (1) 地域に密着した生活道路や公園の整備、上下水道未普及地域における上下水道整備など、地域の実情等を考慮しながら、施設の計画的な整備を進める。
- (2) 道路や公園、上下水道等の施設の老朽化に対応するため、損傷が顕在化した場合に大規模な補修等につながる可能性が高い施設を対象とする「予防保全型」とそれ以外の「事後保全型」に分類し、その分類に応じ、ICT等も利活用しながら点検・補修等を行うなど、効果的・効率的な維持保全等に取り組む。

#### 3 福祉のまちづくりの推進

市有建築物や道路等の福祉環境整備などを推進するとともに、JR駅舎へのエレベーター等の設置や、路面電車及びバスへの低床車両の導入など、公共交通等のバリアフリー化を促進する。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                      | 事業概要                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅団地における住替え促進事業(再掲)<br>【都市整備局住宅政策課】             | 住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や家賃の一部を補助する。                                                |
| 三世代同居・近居支援事業(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】            | 子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下の子がいる世帯が、広島市内に居住する親世帯の近くへ住み替える(同居を含む)場合に、引越し費用等の一部を補助する。                 |
| “まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業(再掲)<br>【企画総務局コミュニティ再生課】 | 町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援する。                                                                   |
| 老朽空き家対策の推進<br>【都市整備局建築指導課】                      | 保安、景観、衛生上などの様々な問題が発生している老朽空き家等について、適切な管理や除却の促進に向けた取組を行う。                                                                      |
| 主要生活道路の整備(再掲)<br>【道路交通局道路課】                     | 道路事業により、東区の東1区427号線などの主要生活道路を整備する。                                                                                            |
| 公園緑地等整備(再掲)<br>【都市整備局公園整備課】                     | 市民活動や憩いの場の提供、良好な都市景観の形成などの役割を担う公園や河岸緑地の整備を行う。                                                                                 |
| 下水道未整備地区の解消<br>【下水道局計画調整課】                      | 市街化区域内の下水道未整備地区において、引き続き、管きょ布設を行う。                                                                                            |
| 市街化区域外污水处理施設整備<br>【下水道局計画調整課】                   | 市街化区域外の下水道未整備地区において、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び市営浄化槽のうち、地域の特性に応じて最も効率的・効果的な方法で整備を行う。                                               |
| 流域下水道整備<br>【下水道局計画調整課】                          | 県が実施する太田川流域下水道の整備費用の一部を負担する。                                                                                                  |
| 新交通インフラ施設長寿命化事業<br>【道路交通局都市交通部】                 | 本市が管理するアストラムラインの高架橋168橋について、点検要領及び長寿命化計画に基づき、5年に1回の定期点検を行うとともに、予防保全型の維持保全を行う。                                                 |
| 道路ストックの維持修繕<br>【道路交通局道路課】                       | 本市が管理するトンネル27本について、点検要領及び長寿命化計画に基づき、5年に1回の定期点検を行うとともに、予防保全型の維持保全を行う。<br>また、舗装及び道路照明灯について、点検要領による点検結果を踏まえた修繕計画に基づき、適切な維持管理を行う。 |
| 橋りょう長寿命化事業<br>【道路交通局道路課】                        | 重要橋867橋について、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持保全を行う。                                                                                         |
| 橋りょう緊急保全対策<br>【道路交通局道路課】                        | コンクリート片等の落下により被害が生じる可能性がある1橋を対象に、橋りょうの緊急保全対策を行う。                                                                              |
| 橋りょう点検<br>【道路交通局道路課】                            | 本市が管理する橋りょう3,209橋について、点検要領に基づき、5年に1回の定期点検を行う。                                                                                 |
| 道路・橋りょう一般補修等(再掲)<br>【道路交通局道路課】                  | 道路・橋りょうの一般補修等を行う。                                                                                                             |
| 配水施設整備事業<br>【水道局計画課】                            | 管路の更新、配水池及びポンプ所の更新・改良その他を行う。                                                                                                  |
| 浄水施設整備事業<br>【水道局設備課】                            | 取水場及び浄水場諸施設の更新・改良その他を行う。                                                                                                      |
| 下水道施設の改築<br>【下水道局計画調整課】                         | 下水道サービスを持続的に提供できるよう、下水道施設の計画的かつ予防保全的な改築(耐震化を含む。)を行う。                                                                          |

| 事業名【担当局・課】                                 | 事業概要                                                                      |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 市営住宅の更新<br>【都市整備局住宅政策課】                    | 「広島市市営住宅マネジメント計画」に基づき、耐用年限を経過した住宅や耐震性に劣る住宅等について、建替えや用途廃止等を順次進め、再編・集約化を行う。 |
| 福祉のまちづくり環境整備<br>【健康福祉局健康福祉企画課】<br>【各施設所管課】 | 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、本市施設のバリアフリー化を行う。                                    |
| 交通施設バリアフリー化設備整備費補助<br>【道路交通局都市交通部】         | 西日本旅客鉄道(株)に対し、交通施設バリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する。                                |
| 路面電車のLRT化の推進(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】           | 広島電鉄(株)に対し、低床路面電車の車両購入に要する経費を補助する。                                        |
| 低床低公害バス車両購入費補助<br>【道路交通局都市交通部】             | 乗合バス事業者に対し、低床低公害バスの車両購入に要する経費の一部を補助する。                                    |

## 第2節 環境と調和した循環型社会の形成

### 第1項 地球温暖化対策の推進

#### 1 地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進

- (1) 省エネルギー行動の実践を始め公共交通や自転車の利用促進など、市民や企業、行政等の全ての主体による省エネルギー対策を推進する。
- (2) 地域の自然や防災面にも配慮しながら、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーなどを活用した分散型電源やZEH・ZEBの導入、エネルギーの高効率利用など都市の脱炭素化に向けた取組を推進する。こうした取組を国や事業者等と連携して進め、スマートコミュニティの推進や水素等の新たなエネルギーの普及・活用促進などを図る。

#### 2 地球温暖化による気候変動への適応（適応策）の推進

市民への広報等を通じた気候変動が災害等へ及ぼす影響への認識・理解の向上や、風水害や土砂災害、熱中症、感染症などのリスクに対する対応力の向上などに取り組む。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                             | 事業概要                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱・温暖化！市民総ぐるみ推進キャンペーンの実施<br>【環境局温暖化対策課】 | 市民、事業者、行政等の代表者からなる「ひろしま脱炭素まちづくり市民会議」を中心に、環境イベントの開催等での普及啓発に取り組み、地球温暖化問題に対する市民一人一人の価値観の変革を促し、行動の変革へとつなげていくことを目的として、地球温暖化対策のキャンペーンを実施する。 |
| 環境サポーターの養成<br>【環境局温暖化対策課】              | 地域において率先して環境に配慮した行動を行い、環境に関する普及啓発を行う人材を養成するため、環境問題の基礎的知識の講義等を開催する。                                                                    |
| 広島地球ウォッチングクラブの運営<br>【環境局温暖化対策課】        | 3歳の子どもから高校生までを対象に、地域における身近な自然・環境観察を通じて環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図る。                                                                           |
| ZEH-M(ゼッチ・マンション)建築補助<br>【環境局温暖化対策課】    | スマートコミュニティを推進するため、高効率の断熱材の使用や再生可能エネルギーの活用など温室効果ガスの排出削減に資するZEH-Mの建築に要する経費を補助する。                                                        |

| 事業名【担当局・課】                         | 事業概要                                                                            |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭用スマートエネルギー設備設置補助<br>【環境局温暖化対策課】  | 家庭からの温室効果ガス排出削減を図るため、家庭用燃料電池及び家庭用蓄電池の設置に要する経費を補助する。                             |
| ブルーカーボンの活用に向けた周知啓発等<br>【環境局温暖化対策課】 | 藻類などの海洋生物に取り込まれる炭素(ブルーカーボン)に着目した二酸化炭素の吸収源対策を推進するため、カーボン・オフセット制度の活用に向けた周知啓発等を行う。 |

## 第2項 ゼロエミッションシティ広島の推進

### 1 ごみの減量・資源化等の推進

市民や企業、行政の協働の下、生産、加工、小売、消費の各段階において、過剰包装の抑制や食品ロスの削減に取り組むなど、現在のスタイルを見直しながら、ごみの更なる減量・資源化等による循環型社会の形成の推進を図る。

### 2 ごみの適正処理の推進

安定的なごみ処理体制の構築に向け、ごみ処理施設の適切な管理・運営や南工場の建て替え等の計画的な施設整備を推進するとともに、人口動態や環境への負荷などを踏まえた分別区分の見直しや収集運搬体制の整備などに取り組む。

### 3 ごみのないきれいなまちづくりの推進

「自分たちのまちは自分たちできれいにする。」という考え方を基本とする市民が主体となったボランティア清掃等の美化活動を促進するとともに、地域との連携の下、ごみのぼい捨てや不法投棄の防止対策等を推進する。

#### (主な事業)

| 事業名【担当局・課】                             | 事業概要                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ減量化・リサイクル推進啓発等事業<br>【環境局環境政策課、業務第一課】 | 市民、事業者、行政が一体となったごみ減量とリサイクルを推進するため、食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」等を実施する。                                                                          |
| 小型家電リサイクル促進事業<br>【環境局環境政策課】            | 携帯電話等の使用済小型家電のイベント会場における回収、国の認定を受けた事業者によるボックス回収や宅配便を活用した回収に対する支援等により、使用済小型家電のリサイクルを促進する。                                                  |
| 南工場建替え<br>【環境局施設課】                     | 老朽化した南工場を建て替える。<br>(スケジュール)<br>30～4年度 基本計画策定、環境影響評価、事業者選定等<br>5～10年度 現工場解体、建設工事、稼働開始                                                      |
| “ごみ”ニティ活動支援事業<br>【環境局業務第一課】            | ごみ置き場のステーション化の推進とその適正な維持管理、道路上のごみボックスの改善について、地域コミュニティ主体の取組が行われるよう支援する。                                                                    |
| ごみのないまちづくり<br>【環境局業務第一課】               | ごみのないまちづくりアクションプランに基づき、市民一人一人が「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という考え方の下、市民あがての活動の定着によるごみのないまちづくりの推進や美化推進区域等における対策、不法投棄ごみの解消に向けた取組など、市民が主体となって取組を推進する。 |

### 第3項 自然環境の保全及び都市環境の創造

#### 1 自然環境の保全

広島広域都市圏の関係市町と連携し、市民や企業等の協力を得ながら、健全な水循環の確保や緑の保全、生物の多様性の確保などを総合的に推進することにより、自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を保全する。

#### 2 自然と調和した快適な都市環境の創造

水辺を生かしたまちづくりの推進等による潤いのあるまちづくりや、環境への負荷の少ない交通網の整備などをバランスよく進め、都市の持続可能な発展を図り、自然と調和した快適な都市環境を創造する。

(主な事業)

| 事業名【担当局・課】                                    | 事業概要                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然とのふれあいの場の提供<br>【都市整備局緑政課】                   | 安佐動物公園、植物公園を通じて、多くの市民が森林、動植物に直接ふれあい、自然に関する知識や理解を深めるための場を提供する。                                                                                     |
| 水の都ひろしま推進協議会の運営等(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】          | 市民団体、経済・観光団体、学識経験者及び行政機関の関係者で構成される「水の都ひろしま推進協議会」の運営等を行う。                                                                                          |
| 広島駅周辺地区の水辺空間における新たなにぎわい創出(再掲)<br>【経済観光局観光政策部】 | 広島駅周辺地区の水辺空間において、民間主導の恒常的かつ自立的なにぎわい創出に取り組むとともに、G7広島サミット参加国に関連する飲食物の販売等を実施する。                                                                      |
| 広島駅南口広場の再整備等(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】              | 路面電車を駅ビルの2階レベルへ高架で進入させる駅前大橋ルート整備やペDESTリアンデッキ整備など、広島駅南口広場の再整備等に取り組む。<br>(スケジュール)<br>26～4年度 基本設計、環境影響評価、実施設計、整備工事等<br>5～8年度 整備工事等(7年春 駅前大橋ルート等供用開始) |
| JR下祇園駅自由通路等整備(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】             | JR下祇園駅の東西を結ぶ自由通路等の整備を行う。<br>(スケジュール)<br>30～4年度 自由通路等実施設計、アクセス道路用地取得等<br>5年度 自由通路整備工事、アクセス道路用地取得、駅改良工事(西日本旅客鉄道㈱への補助)等                              |
| 交通施設バリアフリー化設備整備費補助(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】        | 西日本旅客鉄道㈱に対し、交通施設バリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する。                                                                                                          |
| 芸備線等利用促進対策の推進(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】             | 広島市都心と県北を結ぶ芸備線等の沿線地域が活性化するよう、鉄道事業者、地域、行政が一体となってその利用促進対策を推進する。                                                                                     |
| 新交通西風新都線整備の推進(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】             | アストラムラインとJRとが一体となった基幹公共交通の環状型ネットワークを形成するため、広域公園前駅からJR西広島駅までの「新交通西風新都線」の整備を推進する。                                                                   |
| 広島高速交通株式会社の経営改善(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】           | 広島高速交通㈱の経営改善のための支援措置を行う。                                                                                                                          |

| 事業名【担当局・課】                           | 事業概要                                                                         |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 路面電車のLRT化の推進(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】     | 広島電鉄㈱に対し、低床路面電車の車両購入に要する経費を補助する。                                             |
| バス活性化の推進(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】         | 将来にわたり持続可能なバス路線を確保していくためのバス路線の再編や、バス利用者の利便性向上を図るためのバス停の集約等に、事業者等と連携しながら取り組む。 |
| バス運行対策費補助(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】        | 地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の維持を図るため、運行費等の一部を補助する。                                   |
| 低床低公害バス車両購入費補助(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】   | 乗合バス事業者に対し、低床低公害バスの車両購入に要する経費の一部を補助する。                                       |
| 地域主体の乗合タクシー等運行支援(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】 | 乗合タクシー等の本格運行に係る収支不足に対する地域の負担を軽減するため、国や市の補助制度を活用した補助を行う。                      |
| 地域主体の乗合タクシー等導入支援(再掲)<br>【道路交通局都市交通部】 | 乗合タクシー等の導入地域を拡大するため、実験運行に係る収支不足額を全額補助する。                                     |

## **計画の推進に当たって**

### **P D C Aサイクルの実施**

設定した重要業績評価指標（K P I）を基に、実施した施策や事業の効果について、経済団体、教育機関等で構成する「広島の拠点性強化に向けた懇話会ワーキンググループ会議」等の意見を踏まえ検証を行い、必要に応じて計画を改訂するというP D C Aサイクル※を行う。

※ P D C Aサイクル：Plan-Do-Check-Actionの略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の四つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

### **施策展開に当たっての留意事項**

#### **1 市民主体のまちづくりの推進**

地域のことを一番知っているのは、そこに生活する市民や事業を行う企業、N P O等である。このため、「自分たちのまち自分たちで創る。」という考え方の下、地域特性を生かしつつ、エリアマネジメントの手法を用いるなど、これまで以上に積極的な市民や企業、N P O等による市民主体のまちづくりを進めるとともに、市民や企業、N P O等と行政との協働の仕組みづくりに取り組む。あわせて、市民一人一人が学び、行動し、役割を果たすことのできる環境づくりに取り組むとともに、本市が所有する行政財産の有効活用や、市民が利用しやすい方式での公共データのオープン化などを進める。

また、市民に身近な行政は、国や県ではなく、基礎自治体である本市が担い、より自主性や自立性を発揮できるようにするため、本市における課題を見出して国等に提案するなど、積極的・能動的に地方分権を推進する。

#### **2 持続可能な行政経営の推進**

収支のバランスに配慮しつつ、ヒト・モノ・カネ・情報などの限られた経営資源を有効活用しながら、不断の経営改革に取り組み、計画に基づく施策を推進する。

その際には、「200万人広島都市圏構想」の実現を中核に据え、あらゆる分野において広域的な視点に立ち、既存の枠組みにとらわれない前向きで柔軟な発想と、市行政全体を俯瞰した全体最適の視点を持ちつつ、民間の活力やノウハウ、I C T等の先端的な技術など、社会経済環境の変化に対応するための様々な取組を、本市と圏域の特性を生かして巧みに取り込んでいく。

## 参考資料

重要業績評価指標（KPI）に関する説明資料



1 基本目標1 世界に輝く平和のまち

第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

| 重要業績評価指標（K P I）                         | K P Iに選んだ理由                                                                           | 基準値                    | 目標値<br>(2023)          | 最終目標値<br>(2024)        | 目標値設定の考え方                                                                                                               | データの出所      |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 平和首長会議加盟都市数                             | 平和首長会議加盟都市の更なる拡大により、核兵器のない世界の実現に向けた国際世論の醸成を図り、為政者の政策転換を後押しする環境づくりを推進することを目指しているため。    | 7,688都市<br>(2018年)     | 9,110都市<br>(2023年)     | 9,544都市<br>(2024年)     | 「平和首長会議行動計画(2021年～2025年)」の目標値とした。                                                                                       | 平和首長会議事務局調べ |
| 被爆体験証言者・伝承者による講話の聴講者数                   | 次代を担う若い世代を始めとした多くの人々に、被爆者の体験や平和への思いを伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を共有してもらうことを目指しているため。 | 173,742人/年<br>(2018年度) | 580,000人/年<br>(2023年度) | 603,000人/年<br>(2024年度) | 被爆体験証言者・伝承者による実際の講話の聴講者数を2021年度実績ベース(新型コロナウイルス感染症による平和記念資料館の臨時休館の影響を除く。)で維持するとともに、被爆者証言ビデオ等による聴講者数を前年度比5%増加させることを目標とした。 | 広島平和記念資料館調べ |
| 全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合 | 全ての人が性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しているため。          | 75.7%<br>(2019年度)      | 76.2%<br>(2023年度)      | 76.3%<br>(2024年度)      | 広島市市民意識調査の2014年度から2019年度までの実績値の伸び0.3%を踏まえ、2024年度までの伸びの目標を2倍の0.6%増やすことを最終目標値とし、その達成に向け毎年度約0.1ポイントずつ増やすことを目標とした。          | 広島市市民意識調査   |

2 基本目標2 国際的に開かれた活力あるまち

第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

| 重要業績評価指標（K P I）                            | K P Iに選んだ理由                                                                                                   | 基準値                  | 目標値<br>(2023)        | 最終目標値<br>(2024)      | 目標値設定の考え方                                                                          | データの出所   |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 都市再生緊急整備地域において都市計画提案制度に基づき都市計画決定された都市開発事業数 | 高次都市機能の集積及び新たな都市空間の創出が図られる都市開発事業を促進することにより、都市の活力の維持・向上を目指しているため。                                              | 2地区<br>(2018年度)      | 5地区<br>(2023年度)      | 6地区<br>(2024年度)      | 今後の開発プロジェクトの見込みを踏まえ、2024年度までに6地区に増やすことを最終目標値とし、その達成に向け2021年度以降毎年度1地区ずつ増やすことを目標とした。 | 都市計画課調べ  |
| 公共交通の利用者数                                  | 利便性の高い公共交通ネットワークの構築や公共交通サービスの充実強化に取り組むことにより、公共交通の利用促進を目指しているため。                                               | 59.9万人/日<br>(2018年度) | 48.6万人/日<br>(2023年度) | 50.2万人/日<br>(2024年度) | 「広島市地域公共交通計画(2022年度～2026年度)」の目標値とした。                                               | 都市交通部調べ  |
| 本市施策により生産性の向上や新規事業の創出等につながった件数(事業者数)       | 人材不足や経営者の高齢化等により事業者が減少する中、生産性の向上による事業の継続・発展や新分野・新事業の創出等への支援に力を入れて取り組むことで、産業の集積・強化、中小企業・商店街の活性化を図ることを目指しているため。 | 180件/年<br>(2018年度)   | 230件/年<br>(2023年度)   | 240件/年<br>(2024年度)   | 2018年度実績値(180件)を3割以上増やすことを最終目標値とし、その達成に向け毎年度約10件ずつ増やすことを目標とした。                     | 各事業所管課調べ |



| 重要業績評価指標（ＫＰＩ）                     | ＫＰＩに選んだ理由                                                                                                                                 | 基準値                                              | 目標値<br>(2023)               | 最終目標値<br>(2024)       | 目標値設定の考え方                                                                                                                            | データの出所                  |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 農林水産業の新規就業者数                      | 農林水産業者の減少や高齢化が進行する中で、新たな担い手の育成や生産環境の向上により、新規就業者を確保することで、農林水産業の振興を図ることを目指しているため。                                                           | 24人/年<br>(2018年度)                                | 24人/年<br>(2023年度)           | 24人/年<br>(2024年度)     | 農林水産業の新規就業者数が減少傾向にある中で、2018年度実績(24人/年)を維持することを目標とした。                                                                                 | 農林水産部調べ                 |
| 観光消費額                             | 観光客の積極的な誘致を図るとともに、より多くの消費機会を提供し、滞在時間の拡大につながる取組も進めることで、地域経済の活性化を目指しているため。                                                                  | 2,361億円/年<br>(2018年)                             | 2,437億円/年<br>(2023年)        | 2,485億円/年<br>(2024年)  | 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光消費額は減少すると予想されるため、同感染症の影響を受ける前年(2019年)の水準(2,485億円)に戻すことを最終目標値とし、その達成に向け、日本人は2023年までに、外国人は2024年までに同水準に戻すことを目標とした。 | 広島市観光概況                 |
| 国際交流・国際協力に関するイベントの延べ来場者数          | 国際交流・国際協力に関するイベントである国際フェスタ、「姉妹・友好都市の日」記念イベント、留学生会館まつりの延べ来場者数を増やすことにより、市民主体の国際交流の促進に取り組むとともに、二国間団体などとの連携を強化し、幅広い分野での国際交流等を推進することを目指しているため。 | 19,526人/年<br>(2019年度)                            | 2022年度<br>実績値以上<br>(2023年度) | 22,900人/年<br>(2024年度) | 過去5年間の伸び率(17%)を踏まえ、3,374人増やすことを最終目標値とした。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催中止及び縮小になる可能性があるため、2023年度の目標値は2022年度実績値以上とした。                   | 国際化推進課調べ                |
| 外国人市民向けポータルサイト(外国人市民のみなさんへ)のアクセス数 | 外国人市民が年々増加する中、生活関連情報等を多言語化した外国人市民向けポータルサイトの充実を図ること等により、外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりを推進することを目指しているため。                                            | 3,536件※<br>(2019年度)<br>※サイトリニューアル後の2020年3月のアクセス数 | 44,400件/年<br>(2023年度)       | 45,300件/年<br>(2024年度) | 外国人市民数が増加に転じた2013年度以降の増加率が年度平均約4%であるため、外国語サイトへのアクセス数を毎年度4%ずつ増やすことを目標とした。                                                             | (公財)広島平和文化センター国際市民交流課調べ |

第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ）                                       | ＫＰＩに選んだ理由                                                                    | 基準値                 | 目標値<br>(2023)       | 最終目標値<br>(2024)     | 目標値設定の考え方                                                            | データの出所      |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 中山間地・島しょ部(山村振興法及び離島振興法の指定地域並びに農業地域類型における中山間農業地域)の人口 | 中山間地・島しょ部における定住者受入れのための環境整備や魅力づくりなどにより、中山間地・島しょ部の急速な人口減少に歯止めを掛けることを目指しているため。 | 85,404人<br>(2018年度) | 82,042人<br>(2023年度) | 81,386人<br>(2024年度) | 急速な人口減少が進む中で、毎年度の人口減少率を直近の減少率(2018年度▲0.8%)以内にとどめることを目標とした。           | 住民基本台帳登録人口  |
| 住民の主体的かつ継続的な活動の支援件数                                 | 行政による住民の主体的かつ継続的な活動の支援を行うこと等により、区における住民を主体としたまちづくり活動の充実を図ることを目指しているため。       | 70件/年<br>(2018年度)   | 78件/年<br>(2023年度)   | 80件/年<br>(2024年度)   | 住民の主体的かつ継続的な活動を活性化していくため、10件増やすことを最終目標値とし、その達成に向け毎年度2件ずつ増やすことを目標とした。 | コミュニティ再生課調べ |



3 基本目標3 文化が息づき豊かな人間性を育むまち

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

| 重要業績評価指標（K P I）                                         | K P Iに選んだ理由                                                                                 | 基準値                              | 目標値<br>(2023)                      | 最終目標値<br>(2024)                    | 目標値設定の考え方                                                                                                                  | データの出所          |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 就業者数(広島県)                                               | 雇用の質・量を高める取組により、地域の活力を生み出す雇用等の創出を図ることを目指しているため。                                             | 1,433千人<br>(2018年)               | 1,451千人<br>(2023年)                 | 1,455千人<br>(2024年)                 | 国の第2期「ひと・まち・しごと創生総合戦略」のK P I（地方における若者を含めた就業者増加数：6年間で100万人）と同じ増加率で2.2万人増やすことを最終目標値とし、その達成に向け毎年約4千人ずつ増やすことを目標とした。            | 労働力調査(総務省)      |
| 固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合                                  | 性別によって役割を固定する考え方を問い直し、男女が共に活躍できる社会の実現を目指しているため。                                             | 女性 72.2%<br>男性 64.0%<br>(2018年度) | 女性74.6%以上<br>男性64.1%以上<br>(2023年度) | 女性74.6%以上<br>男性64.1%以上<br>(2024年度) | 「第3次広島市男女共同参画基本計画(2021年度～2025年度)」の目標値(2025年度に「2020年度実績値以上」)を踏まえて設定した。                                                      | 広島市市民意識調査       |
| 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業数(従業員数300人以下の企業) | 企業における女性が働きやすい就労環境の整備を支援し、男女が共に活躍できる社会の実現を目指しているため。                                         | 62社<br>(2018年度)                  | 470社<br>(2023年度)                   | 500社<br>(2024年度)                   | 「第3次広島市男女共同参画基本計画(2021年度～2025年度)」の目標値とした。                                                                                  | 広島労働局雇用環境・均等室調べ |
| 公民館等の利用者数                                               | 多様な学習機会の提供を行っている公民館等の利用者数を増やすことにより、市民の学習意欲の向上に取り組むとともに、生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりを推進することを目指しているため。 | 9,620,727人/年<br>(2018年度)         | 9,663,300人/年<br>(2023年度)           | 9,663,300人/年<br>(2024年度)           | 各施設で設定している目標利用者数を合算し目標値とした。<br>＜公民館等＞<br>公民館(71館)、図書館(11館2室)、映像文化ライブラリー、まちづくり市民交流プラザ、広島城、郷土資料館、こども文化科学館、江波山気象館、交通科学館、現代美術館 | 指定管理者による事業報告書   |
| 1年間に、自ら文化芸術活動を行った又は文化芸術を鑑賞した市民の割合                       | 様々な文化振興施策を充実させることで、文化芸術に触れる市民の数を増やし、担い手の育成や地域の魅力向上を図ることを目指しているため。                           | 60.7%<br>(2018年度)                | 69.5%<br>(2023年度)                  | 70.0%<br>(2024年度)                  | 2019年度実績値(67.5%)を基に、毎年度0.5ポイントずつ増やすことを目標とした。                                                                               | 広島市市民意識調査       |
| 週1回以上運動・スポーツをする市民の割合                                    | 全ての市民が様々なスポーツに関わり、スポーツの価値を享受できるよう、スポーツを通じた活力のあるまちづくりを推進することを目指しているため。                       | 67.7%<br>(2018年度)                | 72.8%<br>(2023年度)                  | 73.0%<br>(2024年度)                  | 2019年度実績値(71.9%)を基に、2020年度目標値を72.0%とし、それ以降、毎年度0.2～0.3ポイントずつ増やすことを目標とした。                                                    | 広島市市民意識調査       |
| 1年間に、住んでいる地域のコミュニティ活動に参加した市民の割合                         | 市民が地域のコミュニティ活動に参加する機会を増やすことにより、地域コミュニティや多様な市民活動が活性化することを目指しているため。                           | 56.4%<br>(2018年度)                | 64.4%<br>(2023年度)                  | 66.4%<br>(2024年度)                  | 2018年度実績値(56.4%)を基に、毎年度2ポイントずつ増やすことを目標とした。                                                                                 | 広島市市民意識調査       |



第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

| 重要業績評価指標（K P I）                                                               | K P I に選んだ理由                                                                               | 基準値                   | 目標値<br>(2023)         | 最終目標値<br>(2024)    | 目標値設定の考え方                                                                                                                          | データの出所       |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 地域における高齢者支援活動、子育て支援活動又は障害者支援活動に参加した市民の割合                                      | 地域において福祉活動に参加する住民を増やしていくこと等により、地域共生社会を実現していくことを目指しているため。                                   | 5. 4%<br>(2019年度)     | 6. 6%<br>(2023年度)     | 6. 9%<br>(2024年度)  | 2019年度実績値(5. 4%)を基に、毎年度0. 3ポイントずつ増やすことを目標とした。                                                                                      | 広島市市民意識調査    |
| 特定健康診査の受診率                                                                    | メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査の受診率を向上させること等により、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群の減少と、健康寿命の延伸を目指しているため。   | 25. 2%<br>(2018年度)    | 50. 0%<br>(2023年度)    | —                  | 「広島市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)(2018年度～2023年度)」の目標値とした。<br>※本計画は2023年度までの計画であるため、最終目標値については、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえて次期計画策定時に設定する。          | 保険年金課調べ      |
| 要支援・要介護認定率                                                                    | 高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な共生型社会の形成に向け、高齢者ができる限り要支援・要介護認定を受けず自立して生活することを目指しているため。 | 18. 6%<br>(2018年度)    | 19. 9%<br>(2023年度)    | —                  | 「第8期広島市高齢者施策推進プラン(2021年度～2023年度)」の目標値とした。<br>※本計画は2023年度までの計画であるため、最終目標値については、次期計画策定時に設定する。                                        | 介護保険課調べ      |
| 認知症の人やその家族に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合<br>(旧指標名) 認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したいと思う市民の割合 | 認知症への理解を深め、地域で支えるという意識を高め、支援活動に結び付けていき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを進めていくことを目指しているため。                 | 25. 7%<br>(2020年度)    | 対前年度比増<br>(2023年度)    | —                  | 「広島市高齢者施策推進プラン(2021年度～2023年度)」の目標値とした。なお、本計画の策定に伴い、2021年度から重要業績評価指標（K P I）を変更した。<br>※本計画は2023年度までの計画であるため、最終目標値については、次期計画策定時に設定する。 | 広島市市民意識調査    |
| 地域生活支援拠点の登録者数                                                                 | 障害者が住み慣れた地域等で暮らせるよう地域全体で支える体制づくりを目指しているため。                                                 | 39人<br>(2018年度)       | 400人<br>(2023年度)      | 400人<br>(2024年度)   | 2023 年度までに各区に1 拠点整備する予定であり、最初に設置した西区での実績を踏まえ、1 拠点当たりの登録者数50 名を目標とした。(2020 年度4 区、2021 年度5 区、2022 年度6 区、2023 年度8 区)                  | 障害自立支援課調べ    |
| 日中活動系サービスの利用者数                                                                | 障害者の特性に応じた就労支援の充実などにより、障害者の活躍を支援することを目指しているため。                                             | 5, 365人/年<br>(2018年度) | 7, 020人/年<br>(2023年度) | —                  | 「第6 期広島市障害福祉計画・第2 期広島市障害児福祉計画(2021 年度～2023 年度)」の目標値とした。<br>※本計画は2023 年度までの計画であるため、最終目標値については、次期計画策定時に設定する。                         | 障害自立支援課調べ    |
| 被爆者健康診断に係る精密検査受診率                                                             | 被爆者の高齢化が一層進む中、被爆者健診に係る精密検査の受診を促進することで、がん等の疾病の早期発見、早期治療につなげるなど、被爆者援護施策の充実を図ることを目指しているため。    | 83. 3%<br>(2018年)     | 79. 8%<br>(2023年)     | 79. 1%<br>(2024年)  | 被爆者の高齢化が一層進み、外出が困難となる被爆者が増え、原則として日を別にして実施される精密検査を受ける者が減ると予測される中で、毎年度の減少率を過去5年間の平均減少率(▲0. 725%/年)以内にとどめることを目標とした。                   | 原爆被害対策部援護課調べ |
| 広島市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合                                                        | すべての子どもの今と将来を社会全体で支える、子どもと子育てにやさしいまち“ひろしま”を実現することを目指しているため。                                | 48. 1%<br>(2018年度)    | 61. 8%<br>(2023年度)    | 63. 8%<br>(2024年度) | 「第2期広島市子ども子育て支援事業計画(2020年度～2024年度)」の目標値とした。                                                                                        | 広島市市民意識調査    |



| 重要業績評価指標（ＫＰＩ）          | ＫＰＩに選んだ理由                                                                       | 基準値             | 目標値<br>(2023)     | 最終目標値<br>(2024)   | 目標値設定の考え方                                                                                                                            | データの出所             |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 保育園等入園待機児童数            | 本市の政策課題として、年度当初の待機児童ゼロを目指しているため。                                                | 63人<br>(2018年度) | 0人<br>(2023年度)    | 0人<br>(2024年度)    | 2020年度当初に待機児童ゼロを達成し、翌年度以降も継続することを目標とした。                                                                                              | 保育指導課調べ            |
| 放課後児童クラブ待機児童数          | 本市の政策課題として、年度当初の待機児童ゼロを目指しているため。                                                | 25人<br>(2018年度) | 0人<br>(2023年度)    | 0人<br>(2024年度)    | 2020年度当初に待機児童ゼロを達成し、翌年度以降も継続することを目標とした。                                                                                              | 放課後対策課調べ           |
| 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合 | 学力向上やいじめ・不登校対策等の一人一人を大切にすする質の高い教育や青少年の育成を推進することにより、子どもたちの自己肯定感が向上することを目指しているため。 | 81%<br>(2019年度) | 81%以上<br>(2023年度) | 81%以上<br>(2024年度) | 国の第3期教育振興基本計画における指標(自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善)の考え方や、本市の実績値(2019年度81%)が全国平均(2019年度78%)を上回っていること等を踏まえ、毎年度、2019年度実績値(81%)以上とすることを目標とした。 | 全国学力・学習状況調査(文部科学省) |

※ ＫＰＩの目標値について、部門計画の計画期間との関係等で目標値が設定できないものは「―」としており、次期部門計画の策定時等に、逐次、目標値を設定する（以下同じ。）。

第6章 安全・安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ）             | ＫＰＩに選んだ理由                                                                              | 基準値                   | 目標値<br>(2023)         | 最終目標値<br>(2024)       | 目標値設定の考え方                                                                                                                                                                                                                                             | データの出所    |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率         | 近年の気候変動の影響によって局所的な豪雨が増えている中、浸水対策施設の整備を推進し、市民の生命と財産を守り、安全で安心な災害に強い都市構造を形成することを目指しているため。 | 41%<br>(2018年度)       | 52%<br>(2023年度)       | —                     | 「広島市下水道事業中期経営プラン(2020年度～2023年度)」の目標値とした。<br>※本計画は2023年度までの計画であるため、最終目標値については、次期計画策定時に設定する。                                                                                                                                                            | 計画調整課調べ   |
| 避難誘導アプリダウンロード数            | 新たに避難誘導アプリを運用し、地域の危険性や必要な避難行動等の防災情報の周知を図ること等により、災害に強いまちづくりを推進することを目指しているため。            | —<br><br>〔2020年度運用開始〕 | 13.2万件<br>(2023年度)    | 14.4万件<br>(2024年度)    | アプリ運用開始(2020年度)から3年後の2022年度末に、現行の防災情報メールの登録件数118,092件(2019年11月末時点)に到達することを、2023年度以降は2022年度末登録件数の10%の12,000件ずつ増やすことを目標とした。新型コロナウイルス感染症の影響により、アプリ普及啓発を予定していたイベント等の多くが中止等となることを2021年度に見込み、2021年度及び2022年度の目標値を下方修正している。最終的には、2024年度までに当初目標値14.4万件的到達を目指す。 | 災害予防課調べ   |
| 広島市内における刑法犯認知件数           | 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進することを目指しているため。                                                     | 6,859件/年<br>(2018年)   | 6,300件/年以下<br>(2023年) | 6,000件/年以下<br>(2024年) | 「第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画(2021年度～2025年度)」の目標値とした。                                                                                                                                                                                                    | 広島県警察本部調べ |
| 倫理的消費(エシカル消費)を実践している市民の割合 | 倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発を図ること等により、消費者施策を推進することを目指しているため。                                     | 89.4%<br>(2019年度)     | 90.0%<br>(2023年度)     | 90.0%<br>(2024年度)     | 「第3次広島市消費生活基本計画(2023年度～2027年度)」の目標値とした。                                                                                                                                                                                                               | 広島市市民意識調査 |
| 広島市内における交通事故による年間死亡者数     | 交通事故による死者数を減少させることを目指しているため。                                                           | 30人/年<br>(2018年)      | 15人以下/年<br>(2023年)    | 15人以下/年<br>(2024年)    | 「第11次広島市交通安全計画(2021年度～2025年度)」の目標値とした。                                                                                                                                                                                                                | 広島県警察本部調べ |



| 重要業績評価指標（K P I）                | K P I に選んだ理由                                                                                                                                                   | 基準値                        | 目標値<br>(2023)              | 最終目標値<br>(2024)            | 目標値設定の考え方                                                                                                                                                        | データの出所                    |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 住宅団地の世帯数                       | 住宅団地の空き家解消や子育て世帯の住み替えのための支援により、住宅団地の世帯数を維持することを目指しているため。                                                                                                       | 57, 008世帯<br>(2018年度)      | 57, 008世帯<br>(2023年度)      | 57, 008世帯<br>(2024年度)      | 本市の住宅団地は完成後30年～40年の成熟期の団地が多く、世帯数の減少による空き家の増加が見込まれることから、2018年度の世帯数を維持することを目指した。                                                                                   | コミュニティ再生課調べ               |
| 法定点検の結果、健全度Ⅲと判定された重要橋の補修実施数    | 市民生活や経済活動を支える基盤となる橋りょう等のインフラ資産の維持保全を計画的に行うことにより、市民の安全の確保やインフラ資産の効果的・効率的な維持保全を推進することを目指しているため。                                                                  | 2橋<br>(2019年度)             | 41橋<br>(2023年度)            | 53橋<br>(2024年度)            | 2019年11月に見直しを行った「広島市橋梁維持管理実施計画」において、重要橋72橋の補修を2019年度から2025年度までの7年間で行うこととしており、補修費等を踏まえ、計画的な補修を実施していくことを目標とした。                                                     | 道路課調べ                     |
| 水道管路更新延長                       | 水道管路の多くは昭和40年代以降に整備したもので、今後、法定耐用年数(40年)を超える管路の割合が高まることから、計画的に更新することにより、漏水等を未然に防止し、安定給水を確保していくことを目指しているため。                                                      | 21km<br>(2018年度)           | 16km<br>(2023年度)           | 26km<br>(2024年度)           | 「広島市水道事業中期経営計画(2022年度～2025年度)」の目標値(4年間で110km)とした。                                                                                                                | 計画課調べ                     |
| 下水道管路改築延長                      | 下水道管路は、昭和26年度から本格的に整備を推進してきた結果、改築の一つの目安となる標準的な耐用年数の50年を超える老朽化した管路が年々増加している。老朽化した下水道管路の破損に起因する道路陥没や汚水の流出は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、計画的な対策を講じていくことを目指しているため。 | 47km<br>(2018年度)           | 133km<br>(2023年度)          | —                          | 「広島市下水道事業中期経営プラン(2020年度～2023年度)」の目標値とした。<br>※本計画は2023年度までの計画であるため、最終目標値については、次期計画策定時に設定する。                                                                       | 計画調整課調べ                   |
| 公共施設の福祉環境整備率                   | 公共施設の福祉環境整備率の向上等により、福祉のまちづくりを推進していくことを目指しているため。                                                                                                                | 84. 4%<br>(2018年度)         | 95. 8%<br>(2023年度)         | 98. 2%<br>(2024年度)         | 過去5年間(2015年度～2019年度(見込み))の平均伸び率と同様に、毎年度2. 4ポイントずつ増やすことを目標とした。                                                                                                    | 健康福祉企画課調べ                 |
| 日常生活において、省エネルギーの取組を実践している市民の割合 | 地球温暖化対策の推進に当たり、省エネルギー対策の実践等を通じて、温室効果ガスの排出量の削減を目指しているため。                                                                                                        | 66. 8%<br>(2018年度)         | 82. 0%<br>(2023年度)         | 85. 0%<br>(2024年度)         | 本市における温室効果ガス排出量削減に係る中期目標の目標年度である2030年度に「省エネルギーの取組を実践している市民の割合」を100%にするために、毎年度3ポイントずつ増やすことを目標とした。                                                                 | 広島市市民意識調査                 |
| 1人1日当たりのごみ排出量                  | ごみの減量・資源化等の推進により、ゼロエミッションシティ広島を実現することを目指しているため。                                                                                                                | 850g/人日<br>(2018年度)        | 796g/人日<br>(2023年度)        | 785g/人日<br>(2024年度)        | 「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(2015年度～2024年度)」の目標値とした。                                                                                                                      | 広島市ごみ排出量実績                |
| 自然との触れ合い施設等の利用者数               | 市民が自然との付き合い方や自然に関する知識を学べる機会を増やすことで、環境保全意識を向上させ、市民等による自発的な環境保全活動を促進することにより、将来にわたって豊かな自然環境を保全することを目指しているため。                                                      | 1, 031, 724人/年<br>(2018年度) | 1, 095, 100人/年<br>(2023年度) | 1, 095, 100人/年<br>(2024年度) | 各施設で設定している目標利用者数を合算し目標値とした。ただし、目標利用者数を設定していない施設については、平成30年度の実績値を維持することを目標としている。<br>＜自然との触れ合い施設等＞<br>安佐動物公園、植物公園、森林公園、花みどり公園、青少年野外活動センター・こども村、少年自然の家・グリーンスポーツセンター | 広島市環境基本計画、広島市の環境(広島市環境白書) |





|                |                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 登 録 番 号        | 広 C 1 - 2 0 2 2 - 4 5 9                                                  |
| 名 称            | 広島市実施計画(2020-2024)<br>第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生<br>総合戦略（2022年度改訂版）             |
| 主 管 課<br>所 在 地 | 広島市企画総務局企画調整部政策企画課<br>〒730-8586<br>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br>TEL 082-504-2014 |
| 発 行 年 月        | 2023年3月                                                                  |